一般廃棄物収集運搬業の手引書

業　務　編

さいたま市環境キャラクター「さいちゃん」

この手引書は、本市の一般廃棄物収集運搬業者が遵守するべき法令等の基準についての概略と収集運搬業許可取得後に必要となる届出等の手続きについてまとめたものです。改訂版が発行されるまでの間は、保存版として活用してください。

さいたま市

令和６年１０月発行

※１　この手引書の第２編及び資料編の様式の記載例では、次のとおり収集運搬業者の区分に応じて説明しています。

＊ 共　通 …　すべての許可業者に共通する事項についての説明です。
＊ ご　み …　取り扱う一般廃棄物の種類が「ごみ」である許可業者についての説明です。
＊ し尿及び浄化槽汚泥
…　取り扱う一般廃棄物の種類が「し尿及び浄化槽汚泥」である許可業者についての説明です。

※２　この手引書では、法令等の名称を次のように表記しています。

	法令等の正式名称	手引書での表記
1	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）	法
2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）	政令
3	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）	環境省令
4	資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）	資源有効利用促進法
5	特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）	家電リサイクル法
7	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）	食品リサイクル法
9	さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成 13 年条例第 195 号）	条例
10	さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則（平成 13 年規則第 142 号）	規則
11	さいたま市一般廃棄物収集運搬業の許可等に関する要綱（平成 17 年環境経済局長決裁）	要綱

― 目　次 ―

第１編　　一般廃棄物収集運搬業者に適用される法令等の基準

Ⅰ　一般廃棄物処理業許可制度の概要

１　許可制度の概要…… １
２　廃棄物の区分及び本市で収集運搬業者が取り扱うことができる一般廃棄物等… ３
３　欠格要件…… １０

Ⅱ　法令等に関する遵守事項

１　法令に基づく規制…… １２
２　許可条件…… １４
３　遵守事項…… １５
４　一般廃棄物収集運搬車両について…… １６
５　その他の事項…… １９

Ⅲ　市の廃棄物処理施設への搬入等

１　受入基準の遵守…… ２０
２　休業日及び受入時間…… ２４
３　搬入先指定制度等…… ２５

Ⅳ　行政処分等の措置

１　報告の徴収及び立入検査…… ２６
２　行政処分…… ２６
３　罰則…… ２７

Ⅴ　リサイクル関連法令

１　食品リサイクル法…… ２９
２　家電リサイクル法…… ３０

第２編　　許可後の諸手続き

Ⅰ　変更届出等早見表　共　通…… ３３

Ⅱ　許可後の諸手続き　共　通

１　変更届（収集運搬車両の変更を除く。）…… ３４
２　事業廃止（一部廃止を含む。）の届出…… ３７
３　欠格要件該当の届出…… ３８
４　許可証の再交付申請…… ３９

Ⅲ　許可後の諸手続き　ご　み

１　変更届（収集運搬車両の変更の場合）…… ４０
２　一般廃棄物を市外に搬出して処理する場合の取扱い…… ４５
３　特定家庭用機器一般廃棄物の取扱い…… ４８
４　剪定枝、大型木製品等の木くず及び刈草類の取扱い…… ４９
５　一般家庭から排出された適正処理困難物の取扱い…… ５０
６　資源物の取扱い…… ５１
７　実績報告…… ５３
８　一般廃棄物処理手数料…… ５５
９　一般家庭から排出される引越し等に伴う一時多量ごみの搬入について…… ５６

Ⅳ　許可後の諸手続き　し尿及び浄化槽汚泥

１　変更届（収集運搬車両の変更の場合）…… ５７

第３編　　一般廃棄物処理業務に関するＱ＆Ａ
１　許可後の諸手続きに関する事項……　５９
２　一般廃棄物処理業務に関する事項……　６６

資料編

Ⅰ　様式の記載例

様　式　名	区分	項
一般廃棄物処理業廃止届出書【規則様式第 20 号】	共通	資料編１
一般廃棄物処理業変更届出書【規則様式第 21 号】	共通	資料編２
一般廃棄物処理業欠格要件該当届出書【規則様式第 21 号の 2】	共通	資料編３
一般廃棄物処理業・施設設置許可証再交付申請書【規則様式第 22 号】	共通	資料編４
一般廃棄物（可燃物・不燃物）収集運搬状況報告書【規則様式第 25 号】	ごみ	資料編５
一般廃棄物（資源物）収集運搬状況報告書【規則様式第 25 号の 2】	ごみ	資料編７
一般廃棄物計量集計表【規則様式第 25 号の 3】	ごみ	資料編９
欠格要件に該当しない者である旨の申出書【要綱様式第 1 号】	共通	資料編１０
一般廃棄物収集運搬車両の積載方法等説明書【要綱様式第 7 号】	ごみ	資料編１１
誓約書【要綱様式第 18 号】	共通	資料編１２
一般廃棄物収集運搬車両運行計画書【要綱様式第 19 号】	共通	資料編１３
臨時車両使用届出書【要綱様式第 21 号】	ごみ	資料編１４
一般廃棄物の市外搬出処理に係る事業計画書【要綱様式第 22 号】	ごみ	資料編１５
一般廃棄物の市外搬出処理に係る排出事業者一覧【要綱様式第 23 号】	ごみ	資料編１６
特別車両使用届出書【要綱様式第 24 号】	ごみ	資料編１７
市内事業場の案内図及び配置図≪所定様式（1）≫	共通	資料編１８
車両保管場所の案内図及び配置図≪所定様式（2）≫	共通	資料編１９
一般廃棄物収集運搬車両の写真≪所定様式（3）≫	共通	資料編２０
引越し等に伴う多量ごみ搬入届（許可業者用）≪所定様式（5）≫	ごみ	資料編２１

Ⅱ　許可関係規定（条例・規則・要綱等）

１　さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（抜粋）……　資料編２２
２　さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則（抜粋）……　資料編２３
３　さいたま市一般廃棄物収集運搬業の許可等に関する要綱……　資料編２６
４　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（抜粋）……　資料編３５
５　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令（抜粋）……　資料編３７
６　特定家庭用機器再商品化法（抜粋）……　資料編３７
７　特定家庭用機器再商品化法施行令（抜粋）……　資料編３８

第１編　一般廃棄物収集運搬業者に適用される法令等の基準

Ⅰ　一般廃棄物処理業許可制度の概要

１　許可制度の概要

⑴　市町村による一般廃棄物の処理　【法第６条の２】

ア　一般廃棄物処理計画に基づく一般廃棄物の処理

一般廃棄物については、法に基づき、市町村がその区域内から排出される一般廃棄物の処理（収集、運搬、中間処分及び最終処分等）に係る計画（以下、「一般廃棄物処理計画」と言う。）を定めて、処理を行わなければならないとされています。

このことから、市町村には一般廃棄物に係る統括的な処理責任があるとされ、市町村は自ら公共サービスとして処理を行うのか、又は市町村が業者に処理を委託して業務を行うのかなど、一般廃棄物処理計画で処理の実施主体等を定めることとなっています。

イ　一般廃棄物処理計画に基づく許可業者による処理　（法第７条第１項）

実際には、市町村がすべての一般廃棄物の処理を直営又は業者委託で行うことは困難なため、困難な部分は許可業者等が処理することで、一般廃棄物処理体制を確保しています。

許可業者等が行う一般廃棄物の処理範囲は、市町村がそれぞれ一般廃棄物処理計画により定めており、市町村ごとにその範囲は異なります。

ウ　さいたま市の一般廃棄物の収集運搬に係る実施主体

本市では、一般廃棄物の収集運搬の実施主体について、次のとおり、さいたま市一般廃棄物処理実施計画で定めています。

①　ごみ

<table>
<tr><th colspan="4">一般廃棄物の種類</th><th>実施主体</th></tr>
<tr><td rowspan="7">家庭系
廃棄物</td><td rowspan="2">ステーション収集するもの</td><td colspan="2">○　もえるごみ・もえないごみ
○　資源物
（びん・かん・ペットボトル・古紙等）　他</td><td rowspan="2">直営・委託</td></tr>
<tr><td rowspan="5">ステーション収集対象外</td><td colspan="2">○　粗大ごみ
○　特定適正処理困難物
(スプリング入りマットレス、タイヤ等)</td></tr>
<tr><td colspan="2">○　パーソナルコンピュータ
○　自動二輪車
○　消火器　等</td><td>製造業者等</td></tr>
<tr><td rowspan="2">特定家庭用機器一般廃棄物</td><td>小売業者に引取義務のあるもの</td><td>小売業者等</td></tr>
<tr><td>上記以外</td><td rowspan="3">許可業者</td></tr>
<tr><td colspan="2">臨時廃棄物（一時多量ごみ）</td></tr>
<tr><td colspan="2">適正処理困難物（耐火金庫・ｵｲﾙﾋｰﾀｰ等）</td></tr>
<tr><td colspan="4">事業系廃棄物</td><td>許可業者</td></tr>
</table>

②　し尿等

<table>
<tr><th colspan="2">一般廃棄物の種類</th><th>実施主体</th></tr>
<tr><td rowspan="2">し　尿</td><td>一般家庭等から排出されるし尿</td><td>委託</td></tr>
<tr><td>工事現場等の仮設便所から排出されるし尿</td><td rowspan="2">許可業者</td></tr>
<tr><td colspan="2">浄化槽汚泥（ディスポーザ汚泥等を含む。）</td></tr>
</table>

⑵　一般廃棄物処理業許可の性質

ア　許可とは禁止行為の解除　（法第７条第１項）

一般廃棄物の処理は、地方公共団体（市町村）の自治事務であって、他の者が業（処理業）として行うことは原則として禁止されています。一般廃棄物処理業許可制度は、一定の条件を満たした者に対して、禁止措置を解除（許可）して業務が実施できるようにしたものです。

イ　一定の制約の下での業務の実施

許可制度は、一般廃棄物処理業を行う者に対して、必要な規制を加えることにより、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分を適正に行わせるものでもあります。

このため、一般廃棄物処理業許可を取得した者は、業務に際して様々な制約を受けることとなります。許可された範囲内でのみ業務を行うことができるほか、業務の実施に際しては、法令等の基準及び許可の条件等に従って行わなければなりません。

また、適正な業務を実施しているか確認するため、行政が立入検査を実施するほか、必要事項について書面等で報告を求め（報告徴収）たり、その他、改善命令等の命令を発出することがあります。

⑶　廃棄物処理業の許可区分

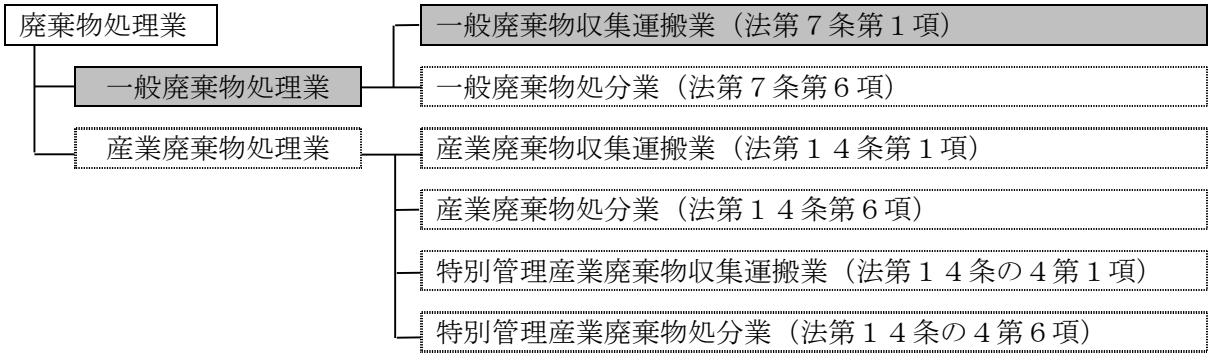

⑷　一般廃棄物収集運搬業の許可申請による区分

ア　新規許可申請（法第７条第１項）

新たに一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする場合に必要となる許可申請のことです。

イ　許可の更新申請（法第７条第２項）

一般廃棄物収集運搬業の許可期間は、政令で２年と定められています。２年ごとに許可の更新を受けなければ、期間の経過により許可が失効します。

ウ　事業範囲の変更許可申請（法第７条の２第１項）

収集運搬業者が、その事業範囲を変更（拡大）する場合は、改めて許可を受けることとなり、事業範囲の変更許可申請が必要となります。

なお、事業範囲の変更許可を受ける必要がある場合の事例については、３７ページで詳細を確認してください。

㊟　事業範囲の変更許可を受けた場合の許可期間は、変更前（更新又は新規許可時）の許可期間となります。

2　廃棄物の区分及び本市で収集運搬業者が取り扱うことができる一般廃棄物等

⑴　廃棄物の区分

「物」は有価物と廃棄物に区分され、法では、このうち廃棄物の取扱いを規制しています。さらに、廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、一般廃棄物は次のように区分されます。（下図参照）

なお、法では、「一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。」（法第２条第２項）とされていますので、一般廃棄物収集運搬業を行う場合には、産業廃棄物処理業の許可を取得していない場合でも、産業廃棄物の内容を把握している必要があります。

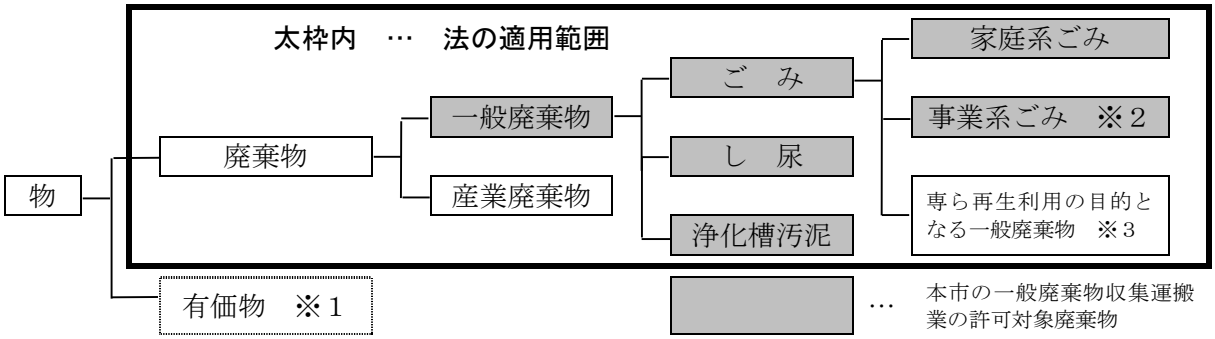

※１　有価物と廃棄物について（R3.4.14 環境省通知「行政処分の指針について」から一部引用）

一般廃棄物収集運搬業許可は、廃棄物のうち一般廃棄物に該当するものの収集運搬を業として行う者が取得する必要があります。したがって、廃棄物でないもの（占有者が自ら利用し、又は他人に有償売却できる物＝有価物）を取り扱う場合は、法の規制対象とならないため、許可を受ける必要はありません。

しかし、廃棄物であるか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案すべきものとされており、次の基準により、慎重に判断する必要があります。

①　その物の性状

利用用途に要求される品質を満足し、かつ飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境保全上の支障が発生するおそれのないものであること。

②　排出の状況

排出前に適切な保管や品質管理がなされていること。

③　通常の取り扱い形態

製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。

④　取引価値の有無

占有者と取引の相手方の間で有償譲渡がなされていること、名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないこと。当該譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額であること。

なお、排出者から処理料金（運搬料金）に相当する金銭を受領している場合には、最終的には第三者に有償売却する場合であっても、収集運搬過程では廃棄物の収集運搬行為となるため、廃棄物収集運搬業の許可が必要となります。ただし、支払った以上の売却益を排出者が受けられる場合は、この限りではありません。

また、有価物については、排出者との間で売買契約書を別個に作成する等、契約上も廃棄物と取扱いを明確に区分する必要があります。

※２　事業系一般廃棄物と産業廃棄物について

①　事業活動に伴い排出される廃棄物の区分

事業活動に伴い排出された廃棄物のうち、紙くず、木くず、動植物性残さ等は、特定の業種から排出された場合等のみ産業廃棄物となります。

このことから、事業活動に伴い排出された廃棄物はすべてが産業廃棄物となるわけではなく、一般廃棄物となるものが生じ、これを事業系一般廃棄物（事業系ごみ）と呼称しています。

事業活動に伴い排出される廃棄物
- 産　業　廃　棄　物
- 事業系一般廃棄物

⇒　事業活動に伴い排出された廃棄物のうち、産業廃棄物に該当しないものを通称：事業系一般廃棄物と言っている。

②　産業廃棄物の種類による業種指定等の概要（法施行令第２条）

	産業廃棄物の種類	指定業種等
1	燃え殻	なし
2	汚泥	なし
3	廃油	なし
4	廃酸	なし
5	廃アルカリ	なし
6	廃プラスチック類	なし
7	紙くず	建設業（新築・改築・解体により生じたもの）、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業等
8	木くず	建設業（新築・改築・解体により生じたもの）、木材又は木製品の製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業等 （木製パレットは業種に関係なく産業廃棄物）
9	繊維くず	建設業（新築・改築・解体に伴うもの）、繊維工業等
10	動植物性残さ	食料品、医薬品又は香料製造業（製造過程からのもの）
11	動物系固形不要物	と畜場、食鳥処理場
12	ゴムくず	なし
13	金属くず	なし
14	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	なし
15	鉱さい	なし
16	がれき類	なし
17	動物のふん尿	畜産農業
18	動物の死体	畜産農業
19	ばいじん	ばい煙発生施設、廃棄物焼却施設等
20	廃棄物を処分するために処理したもの	なし

㊟　特別管理産業廃棄物の記載は省略しています。

㊟　石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物など特別な取扱いが必要な物があります。

⇒　この表で、指定業種等が「なし」となっているものは、事業活動に伴って排出された場合、すべて産業廃棄物となる。

⇒　一方、指定業種等で業種が指定されているものは、事業活動に伴って排出された場合、指定業種から排出されたもののみが産業廃棄物となり、それ以外の業種から排出されたものは一般廃棄物となる。

③　産業廃棄物・一般廃棄物の判断フロー

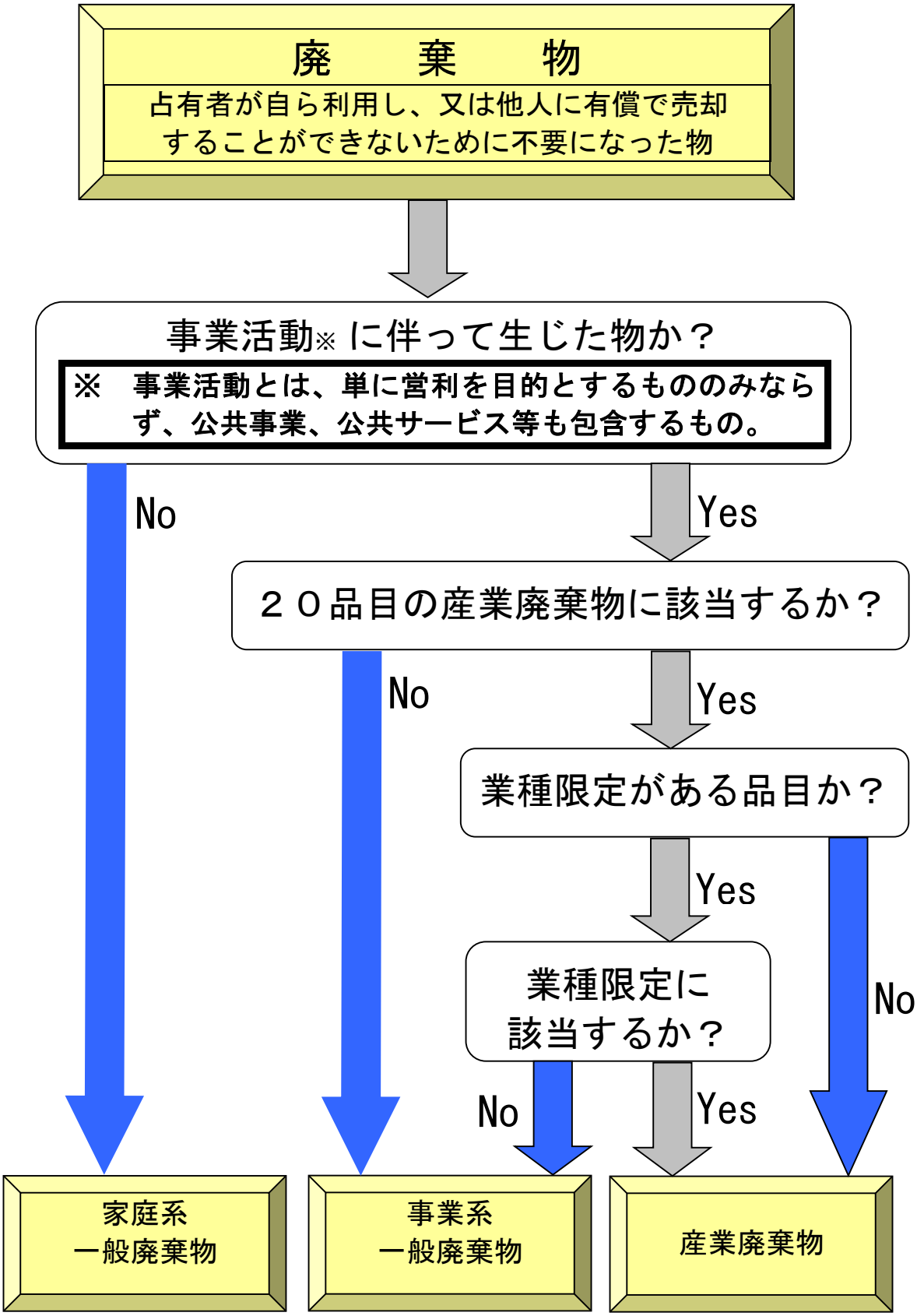

④　事業系廃棄物（一般廃棄物・産業廃棄物）の分別区分（概略）

区分	品目		詳細	備考
一般廃棄物	一般ごみ（燃やすごみ）	⇒	●リサイクルできない生ごみ･紙 ●（使用済み紙おむつ）	※　リサイクル可能な食品廃棄物は分別してリサイクル
	食品廃棄物	⇒	●食べ残した食品 ●売れ残った食品 ●調理残さ （袋・トレー等を除く）	※　食料品製造業等から排出されたものは、産業廃棄物の動植物性残さに該当
	木くず・刈草	⇒	●剪定枝 ●木製家具・器具等の木製品 ●刈草類	※　建設業、木材・木製品の製造業及び物品賃貸業等から排出されたものは産業廃棄物 ※　木製パレットは産業廃棄物
事業系資源物（一般廃棄物・産業廃棄物）	古　紙	⇒	●新聞、雑誌、ダンボール ●コピー用紙 ●機密書類 ●シュレッダーくず	※　エコペーパーリサイクルセンターで再資源化可能な紙類が対象 ※　生ごみ、弁当がらの混入のないもののみ
	紙　ご　み	⇒	●パンフレット、ＤＭチラシ ●紙製の緩衝材・梱包材　等	※　本市で「紙ごみ」として指定しているシュレッダーくずは、エコペーパーリサイクルセンター以外の施設で再資源化可能な場合に限り、通常の「古紙」として取扱い可能
	古　繊　維	⇒	●不要になった制服・作業着 ●カーテン　等	※　リサイクルできない化学繊維は産業廃棄物の廃プラスチックとして処理
	びん・かん	⇒	●飲料用のびん ●飲料用のかん	※　再生利用されない「びん・かん」については、それぞれ「ガラスくず･金属くず」の産業廃棄物となる。
	ペットボトル	⇒	●飲料用のペットボトル	※　産業廃棄物であるが、例外的措置として、市内で有償売却可能な資源引受業者へ搬入する場合に限り一般廃棄物として取り扱うことができる。
産業廃棄物	廃プラスチック	⇒	●発泡スチロール ●ビニール、ラップ類 ●ＰＰバンド ●日用事務品のプラ製品　等	※　産業廃棄物であるが、例外的措置として、従業員及び来訪者により持ち込まれた弁当の空き容器に限り、少量の場合、一般廃棄物である生ごみの付着や衛生面を考慮し、事業系一般廃棄物として市清掃センターへの搬入を認めることがある。**ペットボトル等は不可**。
	金 属 く ず	⇒	●一斗缶、その他金属製品	
	電　　池	⇒	●乾電池、ボタン電池 ●充電式電池（二次電池）	※　電池は、金属くず及び汚泥等の複合体（アルカリ電池は廃アルカリ、マンガン電池は廃プラを追加）
	蛍　光　管	⇒	●使用済みの蛍光管	※　蛍光管は、金属くず、ガラスくず、廃プラ及び汚泥（水銀）の複合体
	特定家庭用機器産業廃棄物	⇒	●事業所から排出された家電リサイクル法指定品目	※　家電リサイクル法に基づきリサイクル
	そ　の　他	⇒	●パソコン、プリンター、電話機、コピー機、シュレッダー機等の電化製品 ●事務机、パイプ椅子　等	※　いずれも、廃プラスチック類と金属くず等の複合体 ※　パソコン及び周辺機器、コピー機等は、法の広域認定制度に基づき製造業者等がリサイクル

㊟　前ページの表は、事業所から排出される主な廃棄物について、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分を具体的に示したものです。

㊟　産業廃棄物は、大規模な工場等から排出されるものと考えられがちですが、一般の事務所等のオフィスからも排出されるものです。

一般廃棄物処理業者のみなさんは、従業員も含めて「廃棄物処理の専門家」です。排出者に対して、適正な分別排出方法等について説明を行ってください。

⇒　個人事業主等の小規模事業者から排出される場合、１回限りで排出する場合又は１回あたりの排出量がごくわずかであっても、産業廃棄物であるものは産業廃棄物として処理する必要がある。

⇒　また、産業廃棄物の処理を受託する際には、排出量及び収集回数等に関係なく書面による契約とマニフェストの回付が必要となる。

・　産業廃棄物に関する問い合わせ

問い合わせ先：さいたま市環境局資源循環推進部 産業廃棄物指導課
所在地　さいたま市浦和区常盤６丁目４番21号（ときわ会館地下１階）
電　話　048-829-1607（指導係直通）
ＦＡＸ　048-829-1933
E-mail　sangyo-haikibutsu-shido@city.saitama.lg.jp

※３　専（もっぱ）ら再生利用の目的となる廃棄物について

①　専ら再生利用の目的となる廃棄物（通称「専ら物」）とは？

専ら再生利用の目的となる廃棄物は、収集又は運搬について、一般廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物収集運搬業の許可は不要（法第７条第１項ただし書き及び法第１４条第１項ただし書き）となっています。ただし、専ら物が産業廃棄物である場合は、マニフェストの運用は不要ですが、書面による収集運搬委託契約書の作成は必要ですのでご注意ください。

現在のところ、「専ら再生利用の目的となる廃棄物」として環境省が認めているのは、次のもののみです。

ア　古紙
イ　古繊維
ウ　くず鉄
エ　あきびん類

ただし、これらのものも再生利用されない場合は、専ら再生利用の目的となる廃棄物とならないため、収集運搬を行う場合には、一般廃棄物収集運搬業または産業廃棄物収集運搬業の許可が必要となります。

②　ペットボトルと紙ごみ※4の取扱い

ペットボトルについては「専ら再生利用の目的となる廃棄物」として認められていないほか、紙ごみ※4についても本市では「専ら再生利用の目的となる廃棄物」としての古紙とはみなしていません。

したがって、これらの収集運搬を行う場合には、一般廃棄物収集運搬業または産業廃棄物収集運搬業の許可が必要となります。

⑵　本市で収集運搬業者が取り扱うことができる一般廃棄物の種類

本市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が収集運搬できるものは、下表のとおりです。

許可証では、取り扱うことができる一般廃棄物の種類を「ごみ」、「し尿」、「浄化槽汚泥」の３種類に区分して記載（ごみは、さらに４つに区分）しています。

また、取り扱う一般廃棄物の種類を特定のものに限定して記載（「○○に限る。」又は「△△のうち○○を除く。」等と記載）する場合があります。

なお、運搬先は、区分ごとに指定した上で、許可証に記載しています。

許可証の区分			内　　容
ごみ	事業系ごみ	事業ごみ	事業活動に伴い、事務所及び店舗等から排出される一般廃棄物 （再生利用するために分別して排出された一般廃棄物（紙ごみ　※４、食品廃棄物　※５　等）を含む。）
		道路公園等清掃ごみ	道路・公園・河川等の清掃を行った際に排出される一般廃棄物
	家庭系ごみ	一時多量ごみ※６	引越し等に伴い一時多量に排出される一般廃棄物及び一般家庭から排出された適正処理困難物
		特定家庭用機器一般廃棄物	一般家庭から排出される特定家庭用機器一般廃棄物　※７
し尿			工事現場等の仮設便所から排出されるし尿
浄化槽汚泥			浄化槽等の清掃に伴い排出される汚泥

※４　紙ごみについて

新聞、雑誌、段ボール及びオフィスペーパーの古紙とは区別して取り扱う本市独自の区分として指定しているもの。

所定の施設で処理することにより、再生利用可能となる次の紙及び紙製品（できるだけ不純物（プラスチック等）を除去したもの。）が該当する。

なお、本市では紙ごみを「専ら再生利用の目的となる一般廃棄物」とはみなしていないので、収集運搬を行う場合には、一般廃棄物収集運搬業の許可が必要となる。

ただし、本市で「紙ごみ」として指定しているシュレッダーくずは、エコペーパーリサイクルセンター以外の施設で再資源化可能な場合に限り、通常の「古紙」と同様に取り扱って差し支えないものとする。

紙ファイル、紙バッグ、包装紙、紙コップ、菓子及び食品用紙箱（菓子・食品が直接触れているものは除く。）、ポスター、パンフレット、ロールの芯、シュレッダーくず　等
詳細はエコシステムさいたま（ http://www.ecosystem.or.jp/ ）を確認すること。

※５　食品廃棄物について

堆肥化等による再生利用を目的として、本市の承認を得て市外の中間処理施設に搬出する食品廃棄物（一般廃棄物）をいう。

なお、一般廃棄物に該当するものは、食品小売業者（スーパー等）及び飲食店等から排出されたものであって、食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動植物性残さは、産業廃棄物に該当する。

※６　一時多量ごみについて

分別方法や搬入方法、排出者、ごみの種類について事前に確認が必要なため、清掃センターと事前協議を行ってください。事前協議のない受入は認められません。り災ごみについても同様です。

※７　特定家庭用機器一般廃棄物について

家電リサイクル法第２条第５項に規定する特定家庭用機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機）で、一般家庭から排出されたものをいう。

なお、事業所から排出されたものは、産業廃棄物に該当する。

⑶　特別管理一般廃棄物の取扱い

ア　一般廃棄物の区分

法では、一般廃棄物を通常の一般廃棄物と特別管理一般廃棄物に区分しています。

- 一般廃棄物
  - （通常の）一般廃棄物
  - 特別管理一般廃棄物　※８

※８　特別管理一般廃棄物について

法では、「一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして政令で定めるもの」を特別管理一般廃棄物として規定（法第２条第３項）している。その概要は、次のとおり。

- PCB を使用する部品（廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジに含まれるもの）
- ばいじん（集じん施設によって集められたもの）及びその処理物
- ばいじん又は燃え殻（ダイオキシン類が３ng-TEQ/g を超えるもの）及びその処理物
- 汚泥（ダイオキシン類が３ng-TEQ/g を超えるもの）及びその処理物
- 感染性一般廃棄物　※９

※９　感染性一般廃棄物について

感染性一般廃棄物とは、医療関係機関から排出された感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物であって、産業廃棄物（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及びその処理物）ではないものをいう。

㊟　医療関係機関とは、病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、動物の診療施設及び試験研究機関（医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。）をいう。

㊟　感染性の有無については、環境省ホームページに掲載されている「感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき、判断すること。

環境省＞政策＞政策分野一覧＞環境再生・資源循環＞廃棄物等の処理＞感染性廃棄物関連＞感染性廃棄物処理マニュアル

イ　特別管理一般廃棄物の許可の取扱い

本市では、特別管理一般廃棄物については、一般廃棄物収集運搬業の許可対象としていません。

㊟　市の廃棄物処理施設では、特別管理一般廃棄物の受入れはしません。

特別管理一般廃棄物の収集運搬について

法第１４条の４第１５項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬許可業者は環境省令第１０条の２０で定めるところにより、特別管理一般廃棄物の収集又は運搬の業を行うことができます。

①　感染性産業廃棄物の収集運搬業者　→　感染性一般廃棄物の収集運搬が可能

②　ばいじん（特別管理産業廃棄物）の収集運搬業者　→　ばいじん（特別管理一般廃棄物）の収集運搬が可能

３　欠格要件　【法第７条第５項第４号】

法に掲げる欠格事項については、次のとおりです。

条項	欠格事項の内容
イ	○　心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として環境省令で定めるもの
ロ	○　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
ハ	○　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者
ニ	○　以下の法令等により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者 ・　廃棄物の処理及び清掃に関する法律、浄化槽法、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法若しくはこれらの法令に基づく処分に対する違反 ・　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に対する違反 ・　刑法第 204 条（傷害罪）、第 206 条（現場助勢罪）、第 208 条（暴行罪）、第 208 条の 2（凶器準備集合及び結集罪）、第 222 条（脅迫罪）若しくは 247 条（背任罪）の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律の罪
ホ	○　第７条の４若しくは第１４条の３の２（第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から５年を経過しない者 （当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日前６０日以内に当該法人の役員※10 であった者で当該取消しの日から５年を経過しないものを含む。）
ヘ	○　第７条の４若しくは第１４条の３の２（第１４条の６において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第４１条第２項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第１５条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第７条の２第３項（第１４条の２第３項及び第１４条の５第３項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第３８条第５号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）で、当該届出の日から５年を経過しないもの
ト	○　同号ヘに規定する期間内に第７条の２第３項（第１４条の２第３項及び第１４条の５第３項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第３８条第５号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、同号への通知の日前６０日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員※10 若しくは政令で定める使用人※11 であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人※11 であった者で、当該届出の日から５年を経過しないもの
チ	○　その業務に対し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
リ	○　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまでのいずれかに該当するもの
ヌ	○　法人でその役員※10 又は政令で定める使用人※11 のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの
ル	○　個人で政令で定める使用人※11 のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

法では、一般廃棄物収集運搬業の許可に際して、欠格事項に該当しないことをその要件としているほか、許可を取得した者が欠格事項に該当した場合には、その許可を取り消す行政処分を必ず行います。

対象者には、申請者のほか、法定代理人、役員※10及び政令で定める使用人※11も含まれます。

なお、法定代理人、役員※10及び政令で定める使用人※11に変更があった場合は、変更の届出が必要です。３５～３６ページで詳細を確認してください。

※10　役員について

役員とは、次に掲げるものをいう。（法第７条第５項第４号ホ）

① 業務を執行する社員
持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社）の業務を執行する社員をいう。

② 取締役

③ 執行役

④ 業務を執行する社員、取締役、執行役に準ずる者
株式会社の監査役、公益法人・協同組合の理事、監事等をいう。

⑤ 法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者
相談役、顧問といった名称を有する者及び一定比率（発行済株式総数の１００分の５）以上の株式を保有する株主又は一定比率（出資の額の１００分の５）以上の出資をしている者等が該当する。

※11　政令で定める使用人について

政令で定める使用人とは、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものをいう。（政令第４条の７）

① 本店又は支店（商人以外の者にあっては、主たる事務所又は従たる事務所）

② 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

Ⅱ　法令等に関する遵守事項

１　法令に基づく規制

⑴　一般廃棄物処理基準の遵守　【法第７条第１３項】

一般廃棄物の収集又は運搬等を行う場合の処理の基準（一般廃棄物処理基準）が政令で次のように定められています。一般廃棄物収集運搬業者は、この基準に従って一般廃棄物の収集運搬業務を行わなければなりません。

条項	一般廃棄物処理基準（収集又は運搬の基準を抜粋）
第３条第１号イ	○　収集又は運搬は、次のように行うこと。
	⑴　一般廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
	⑵　収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
同号ロ	○　一般廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
同号ハ	○　運搬車、運搬容器は、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
同号ヘ※	○　一般廃棄物の積替えを行う場合には、次によること。
	⑴　積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、一般廃棄物の積替えの場所であることの表示がされている場所で行うこと。
	⑵　積替えの場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が飛散しないように必要な措置を講ずること。
	⑶　積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
同号チ※	○　一般廃棄物の保管は、一般廃棄物の積替え（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行ってはならないこと。
同号リ※	○　一般廃棄物の保管を行う場合には、次によること。
	⑴　保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。 （イ）　周囲に囲い（保管する一般廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。 （ロ）　環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に一般廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他一般廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。
	⑵　保管の場所から一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。 （イ）　一般廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。 （ロ）　屋外において一般廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた一般廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。 （ハ）　その他必要な措置
	⑶　保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
同号ル	○　法第６条第１項に規定する一般廃棄物処理計画に基づき分別して収集するものとされる一般廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、その一般廃棄物の分別の区分に従って収集し、又は運搬すること。

なお、一般廃棄物収集運搬業者が一般廃棄物処理基準に適合しない処理を行っている場合は、期限を定めて一般廃棄物の保管、収集又は運搬等の方法の変更その他必要な措置を講ずるよう命じる（改善命令）ことがあります。（法第１９条の３）

また、改善命令に従わない場合は、許可の取消し等の行政処分を行うことがあるほか、罰則が科せられることがあります。

㊟　※印のあるものは、積替え保管（収集運搬過程で別の運搬車両に廃棄物を移し替えること及び積替えに伴い廃棄物を一時的に保管することをいう。）を行おうとする一般廃棄物の種類ごとに「積替え保管を含む。」とする収集運搬業の許可を受けていなければ、行うことができません。

㊟　許可業者の事業地等において、未分別状態のごみの中から、かん、びん等の専ら再生利用の目的となる一般廃棄物及び産業廃棄物、その他積替え保管許可を受けた一般廃棄物を抜取る行為は、許可を受けていない廃棄物の積替えと保管を伴うものであり、事業範囲の無許可変更（法第７条の２第１項違反）に該当します。この場合、許可の取消し等の行政処分を行うことがあるほか、罰則が科せられることがあります。積替え保管の許可は、廃棄物の選別作業を行うために認めているものではありません。

なお、ごみの分別は、排出場所で排出者等が行うよう指導を徹底してください。

㊟　一般廃棄物の積替え保管は原則として認めませんが、リサイクル促進のため、市の指定施設に搬入する紙ごみ、ペットボトル及び特定家庭用機器一般廃棄物に限り、変更許可申請による審査（積替え保管を行う事業地に隣接する土地所有者の同意を得ていること等の許可基準があります。）の上、許可することがありますので、申請を検討している場合は、必ず事前に担当まで問い合わせてください。

⑵　再委託の禁止　【法第７条第１４項】

一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を他人に委託してはなりません。

なお、違反した場合は、許可の取消し等の行政処分を行うことがあるほか、罰則が科せられることがあります。

⑶　名義貸しの禁止　【法第７条の５】

一般廃棄物収集運搬業者は、自己の名義をもって、他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはなりません。

なお、違反した場合は、許可の取消し等の行政処分を行うことがあるほか、罰則が科せられることがあります。

⑷　帳簿の記載及び保管等　【法第７条第１５項及び第１６項】

一般廃棄物収集運搬業者は、帳簿を備え、一般廃棄物の処理について必要な事項を記載するとともに、次のとおり保存しなければなりません。

なお、違反した場合は、事業停止命令等の行政処分を行うことがあるほか、罰則が科せられることがあります。

ア　帳簿の記載事項

・　収集又は運搬年月日
・　収集区域又は受入先
・　運搬方法及び運搬先ごとの運搬量

㊟　帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに、前月分の記載を終了していなければなりません。

イ　帳簿の保存

・　帳簿は、１年ごとに閉鎖すること。
・　帳簿は、閉鎖後５年間事業場ごとに保存すること。

２　許可条件　【要綱第１４条第１項及び第２項】

本市では、次のとおり一般廃棄物収集運搬業の許可に際して条件を付していますので、遵守してください。

なお、違反した場合には、許可取消し等の行政処分を行うことがあります。

	許可条件の内容
1	○　市外で収集した一般廃棄物を市の処理施設に搬入しないこと。
2	○　収集運搬業務範囲は、契約事業所及び臨時契約者から排出される一般廃棄物のうち、許可証に記載する廃棄物の収集運搬とすること。
3	○　一般廃棄物処理基準を遵守すること。
4	○　市の処理区域内で収集した一般廃棄物は、次に掲げるものを除き、許可証に記載した処理施設で処理すること。 ・　市の処理施設で処理が困難なもの ・　法及びリサイクル関連法令に基づき確実に資源化かつ再生利用されるもの ・　資源物（一般廃棄物のうち再生利用される かん、びん及びペットボトル） ・　法に基づき適正かつ継続的に処理できるものとして市長が特に認めたもの
5	○　市が指定する処理施設への搬入日時及び方法を遵守すること。
6	○　一般廃棄物の収集及び運搬に際しては、１６ページの車両基準を満たしていない収集運搬車両を使用しないこと。
7	○　法、浄化槽法及び政令第４条の６に掲げる生活環境の保全を目的とする法令を遵守することのほか、その他関係法令、条例、規則、要綱等を遵守し、誠実に業務を行うこと。
8	○　積替え保管を許可した一般廃棄物以外の一般廃棄物の積替え保管を行わないこと。 ○　許可証に記載した場所以外で積替え保管を行わないこと。 ○　許可証に記載した保管面積及び高さ（積替え保管場所が屋外であって、保管容器を用いず保管する場合の高さの上限は２メートル、また、保管容器を用いる場合の高さの上限は容器内部の高さ）を超えないこと。 ○　積替保管を行う場合の保管期間は、次によること。 ・　保管期間は７日を超えないこと。 ・　特定家庭用機器一般廃棄物の保管期間については、最長６０日とする。
9	○　前各号に掲げるもののほか、市長が必要に応じ指示する事項に従うこと。

㊟　この他、必要に応じて条件を付す場合があります。

３　遵守事項　【要綱第１４条第３項】

一般廃棄物収集運搬業者は、次に掲げる事項についても遵守してください。

	遵守事項の内容
1	○　他の者にこの業務の承継及び下請けをさせないこと。
2	○　従業員の指導監督及び一般廃棄物の取扱いに関する一切の行為について、その責任を負うこと。
3	○　次の施設に一般廃棄物を搬入する場合は、条例で定める一般廃棄物処理手数料を遅滞なく納入すること。 ・クリーンセンター大崎、西部環境センター、東部環境センター、桜環境センター及び（仮称）サーマルエネルギーセンター（下段の「市清掃センターにおける今後の受入体制について」をご参照ください。） ・エコペーパーリサイクルセンター見沼：見沼区深作３丁目４１番１０号
4	○　業務で使用する収集運搬車両は、次の「車両基準５～７」の基準を満たしたものとすること。
5	○　収集運搬車両として使用しなくなった車両については、車両表示基準の規定による表示を消すこと。ただし、当該車両を廃車する場合は、この限りではない。

市清掃センターにおける今後の受入体制について

西部環境センター、東部環境センター、（仮称）サーマルエネルギーセンターにおける受入れは次のとおりとなりますのでご注意ください。

西部環境センター	許可業者による一般廃棄物の受入れは、令和７年３月３１日までとなります。４月１日以降は、通知により対象業者ごとに指定した施設への搬入をお願いします。
東部環境センター	許可業者による一般廃棄物の受入れは、令和７年１月１７日までとなります。１月１８日以降は、通知により対象業者ごとに指定した施設への転送をお願いします。また、４月１日以降は、予め通知した施設への搬入をお願いします。
（仮称）サーマルエネルギーセンター	令和７年４月から受入れを開始する予定です。

４　一般廃棄物収集運搬車両について

⑴　一般廃棄物収集運搬車両の基準　【要綱第５条第４号】

本市では、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けて当該業務に使用する収集運搬車両の基準（以下「車両基準」という。）を次のとおりとしています。

なお、本市の一般廃棄物収集運搬業の許可条件では、収集運搬車両はこの車両基準に適合していなければなりません。

一般廃棄物収集運搬車両の基準の内容	
1	○　収集運搬車両が、政令第３条第１号ハに掲げる基準（一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。）に適合していること。
2	○　自動車検査証（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第５８条第１項の自動車検査証をいう。以下、同じ。）に記載されている所有者又は使用者の氏名又は名称が申請者であること。
3	○　市清掃センターに可燃物を搬入するために用いる車両については、本市の一般廃棄物収集運搬業の専用車両とすること。
4	○　市清掃センターに可燃物を搬入するために用いる車両については、塵芥車を使用すること。
5	○　クリーンセンター大崎、西部環境センター、東部環境センター、桜環境センター、(仮称) サーマルエネルギーセンター及び市長がその他必要と認める施設に一般廃棄物を搬入する収集運搬車両は、別に定める一般廃棄物収集運搬車両の車両表示基準（以下「車両表示基準」という。）を満たしているものであること。ただし、新規許可の申請であって、許可後直ちに表示することが確実と認められる場合はこの限りではない。
6	○　市清掃センターに可燃物を搬入するために用いる車両の外部塗装はピンク色（日本塗料工業会標準色見本帳色票番号０２－８０Ｈ）とすること。ただし、新規許可の申請であって、許可後直ちに塗装することが確実と認められる場合はこの限りではない。
7	○　市清掃センターに可燃物を搬入するために用いる車両には、一般廃棄物収集運搬業に関わりのない事項を表示しないこと。ただし、新規許可の申請であって、許可後直ちに適用することが確実と認められる場合はこの限りではない。

※　一般廃棄物収集運搬車両については、当市の要綱で定める基準以外に道路運送車両法に定める保安基準、他法令等で定める基準や条件に適合している必要があります。従って、当市の許可や車検を通した後に保安基準に適合しない様な改造や装飾を行った車両で業務を行うことは、申請内容と違うために認められません。

一般廃棄物収集運搬車両の車両表示基準	1　クリーンセンター大崎、西部環境センター、東部環境センター、桜環境センター、(仮称) サーマルエネルギーセンター及びその他必要と認める施設に搬入する収集運搬車両については、次に掲げる表示（容易に取外しができる方法での表示ではないこと。）を行ったものでなければならない。 ⑴　前ドア部分（両側）の表示内容 さいたま市廃許可 第〇〇〇号 ⑵　後部背面の表示内容 さいたま市廃許可 第〇〇〇号 収集運搬業者名 ⑶　後部側面（両側とする。）の表示内容 ア　市清掃センター搬入可燃物収集運搬車両（本市専用車両）の場合 さいたま市一般廃棄物専用車 収集運搬業者名 イ　上記以外の市施設搬入車両の場合 さいたま市一般廃棄物処理業許可車 収　集　運　搬　業　者　名 ⑷　書体等 ア　書体は丸ゴシックとする。 イ　**文字の色**は 濃青色 （日本塗料工業会標準色見本帳色票番号７５－４０Ｌ）とする。 ウ　１文字の大きさは、**前ドア**及び**後部背面**が ７cm×７cm 程度とし、**後部側面**については １５cm×１５cm 程度とする。ただし、**後部側面**の収集運搬許可業者名は １２cm×１２cm 程度とする。 エ　市清掃センター搬入可燃物収集運搬車両（本市専用車両）の場合は、**後部側面の最下部(両側)**に幅 １５cm 程度のライン（白色）を入れること。

㊟　車両のイメージについては、６５ページＱ＆ＡのＱ２８を参照してください。

⑵　塵芥車の増車の取り扱いについて

さいたま市一般廃棄物収集運搬業の許可に関する基本方針

さいたま市において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第７条及び第７条の２に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可に関する方針を次のとおり定め、法第６条第２項第４号に規定する一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項の一部として、これを位置づけるものとする。

１　「取扱廃棄物の種類が一般廃棄物（ごみ）」（本市が収集するものを除く）である一般廃棄物収集運搬業の許可方針

一般廃棄物収集運搬業（ごみ）については、現在許可を受けている事業者により適正処理が確保されているため、新たな許可は行わない。ただし、次の各号についてはこの限りではない。

（１）個人事業主の代替わりや法人化に伴う許可を受けるもの。
（２）現在、許可を受けている事業範囲の変更により臨時廃棄物（一時多量ごみ）の許可を受けるもの。
（３）道路・公園清掃ごみの収集運搬に限定した許可を受けるもの。
（４）一般廃棄物の中間処理に係る処分業許可に付随する収集運搬業の許可を受けるもの。
（５）市外から搬入される特定家庭用機器の荷卸しに限定した許可を受けるもの。

２　「取扱廃棄物の種類が一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥（ディスポーザ汚泥等を含む。））」である一般廃棄物収集運搬業の許可方針

一般廃棄物収集運搬業（し尿及び浄化槽汚泥（ディスポーザ汚泥等を含む。）については、現在許可を受けている事業者により、適正処理が確保されているため、新たな許可は行なわない。ただし、個人事業主の代替わりや法人化に伴う許可を受けるものについてはこの限りではない。

３　上記１及び２に共通する許可方針

（１）上記１及び２について、本市若しくは既存の許可を受けている事業者による処理が困難な廃棄物が発生した場合など、一般廃棄物処理計画に適合した場合は、この限りではない。
（２）上記１及び２について、当該許可を受けた事業者が、法第７条の２に基づき、取扱廃棄物の種類の「ごみ」の区分を追加する変更許可を申請しても、許可は行なわない。

４　既存の一般廃棄物収集運搬許可業者の増車について

一般廃棄物収集運搬業については、現在許可を受けている事業者の収集運搬車両により適正処理が確保されているため、塵芥車、糞尿車及び清掃車の増車は認めない。ただし、次の各号についてはこの限りではない。

（１）食品リサイクル専用車やペットボトル専用車等、市の施設に搬入しない車両を増車するもの。
（２）年末年始や一時的なイベントにより生じる多量の一般廃棄物を収集運搬するための臨時的な増車をするもの。

５　基本方針の見直しについて

現行の処理体制で一般廃棄物（本市が収集するものを除く。）の適正処理が確保されているか否かについては、次の各号に該当する事象が生じた場合において、適宜、本方針の見直しについて検討するものとする。また、見直しを行うか否かについては、さいたま市一般廃棄物処理基本計画や関係法令等で定める諸条件等を勘案し、総合的に判断するものとする。

（１）本市における事業系一般廃棄物（臨時廃棄物を含む。）の排出量に対する収集運搬許可車両の運搬能力（下記①については、市清掃センターに搬入している塵芥車に限る。）の充足率が、次の水準より低下した場合
　① 事業系一般廃棄物　　令和６年４月現在の充足率である370%から10%以上の低下
　② し尿及び浄化槽汚泥　令和６年４月現在の充足率である150%から10%以上の低下
（２）大規模事業所の新設等により、明らかに多量排出が生じる見込みがある場合
（３）収集運搬許可業者の廃業により、収集運搬体制に大きな影響があると見込まれる場合
（４）許可業者の収集運搬エリアについて、極端な地域的偏在が見受けられる場合

６　施行期日

令和６年６月４日

５　その他の事項　【要綱】

⑴　一般廃棄物処理に係る指定講習会の受講

ア　指定講習会の受講と更新許可の基準（要綱第５条第７号）

本市では、申請者又は申請者の使用人が、本市が指定する一般廃棄物処理に係る講習会をすべて受講していることを許可条件の一つとしています。この指定講習会を修了していない場合は、新規許可及び更新許可を受け付けられません。

イ　講習会の受講対象者

	区　分	受講対象者（次のいずれかに該当する者）
1	法人の許可業者	○　当該法人の役員（監査役を除く。） ○　当該法人が雇用する従業員で本市の許可業務に従事する者 （許可申請時に提出した従業員名簿に記載された者）
2	個人の許可業者	○　当該個人 ○　当該個人が雇用する従業員で本市の許可業務に従事する者 （許可申請時に提出した従業員名簿に記載された者）

㊟　行政書士等の外部の者が代わりに受講することはできません。

ウ　指定講習会

	区　分	指定講習会
1	新規許可	○　一般財団法人日本環境衛生センターが主催する「一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習」
2	更新許可	○　本市主催の「一般廃棄物処理業講習会」（**※毎年受講する必要があります**） ○　一般財団法人日本環境衛生センターが主催する「一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習」 ※　毎年受講する必要はありません。有効期間は５カ年度です。（例：令和２年１０月１２日修了⇒令和７年３月３１日まで有効） ㊟　更新条件及び有効年度に関してはＱ＆ＡのＱ７を参照のこと。

エ　その他

- 本市講習会の実施回数　　概ね年１回程度
- 本市講習会の通知方法　　市内営業所宛郵送
- 「一般廃棄物（ごみ）実務管理者講習」の開催日程については、一般財団法人日本環境衛生センターホームページ（https://www.jesc.or.jp/）で確認してください（市役所からはお知らせしません）。

⑵　許可更新時における業務実績の確認

本市では、許可を受けている一般廃棄物の種類（区分）ごとに、市内での収集運搬実績があることを一般廃棄物収集運搬業許可の更新要件の１つとしています。

許可の更新申請をする際には、現行の許可期間内で業務実績が認められるか、資料提出等により確認いたします（ただし、道路公園等清掃ごみは除く）。

尚、実績とは臨時的なものではなく、毎日、毎週、毎月等、年間通して定期的に行われているようなものを主とします。（ただし、毎月の実績報告にあっては、臨時のみ対応した場合でも提出が必要です。）

Ⅲ　市の廃棄物処理施設への搬入等

１　受入基準の遵守

⑴　受入基準の遵守　【条例第２４条の２第１項】

次の指定処理施設に廃棄物を搬入しようとする者は、規則で定める受入基準及び市長の指示に従わなければなりません。

指定処理施設の名称	所　在　地
さいたま市クリーンセンター大崎	さいたま市緑区大字大崎３１７番地
さいたま市西部環境センター	さいたま市西区大字宝来５２番地１
さいたま市東部環境センター	さいたま市見沼区大字膝子６２６番地１
さいたま市桜環境センター	さいたま市桜区新開４丁目２番１号
(仮称)サーマルエネルギーセンター	さいたま市見沼区大字膝子６２６番地１外
さいたま市クリーンセンター西堀	さいたま市桜区新開４丁目１番１号
さいたま市大宮南部浄化センター	さいたま市見沼区大字上山口新田５０８番地１

⑵　受入基準　【規則第１０条の２】

規則で定める指定処理施設の受入基準は、次のとおりです。

施設区分	指定処理施設の受入基準
共通事項	（１）　廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れないように必要な措置を講じた運搬車により搬入すること。
	（２）　一般廃棄物処理計画に従い、廃棄物を適正に分別して搬入すること。
	（３）　廃棄物を搬入しようとするときは、その都度計量を受けること。
	（４）　搬入しようとする廃棄物の検査を受けること。
	（５）　施設内の設備を汚損し、又は損傷しないこと。
	（６）　施設内においては、市長の指示に従うこと。
ごみ処理施設	取り扱う廃棄物は、市の区域内から排出された物で、次に掲げる廃棄物以外のものとする。
	ア　有害性のある物又は有害性物質を含む物
	イ　爆発性又は引火性のある物
	ウ　著しく悪臭を発する物
	エ　液状又は泥状の物
	オ　特別管理一般廃棄物（９ページで詳細を確認してください。）
	カ　特定家庭用機器一般廃棄物（９、３０～３２ページで詳細を確認してください。）
	キ　資源有効利用促進法第２条第１２項に規定する指定再資源化製品が一般廃棄物となった物のうち、一般廃棄物処理計画で市による処分を行わないことと指定したもの １　廃パーソナルコンピュータ ２　廃密閉型蓄電池

	ク　環境省令第６条の１３の規定に基づき環境大臣が定めた一般廃棄物のうち、一般廃棄物処理計画で市による処分を行わないことと指定したもの １　廃二輪自動車（原動機付き自転車を含む） ２　廃消火器
	ケ　産業廃棄物 ◎　受入れできない産業廃棄物の例示 蛍光管、乾電池、消火器、水銀体温計、タイヤ、バッテリー、発泡スチロール、プラスチック製品、ビニール袋類　等
	コ　アからケまでに定めるもののほか、処理することが著しく困難な廃棄物又は施設の機能に支障を生じさせるおそれのある物
し尿等の処理施設	取り扱う廃棄物は、市の区域内から排出された物で、次に掲げる一般廃棄物とする。
	ア　し尿
	イ　浄化槽汚泥
	ウ　家庭吸込下水
	エ　アからウまでに定めるもののほか、市長が特に必要と認めたもの

㊟　この受入基準に関わらず、施設の管理上、廃棄物の搬入量を制限する場合があります。
（清掃センター条例施行規則第７条、衛生センター条例施行規則第５条）

㊟　受入基準について判断に迷うものがあった場合は、必ず処理施設に相談してください。

⑶　受入拒否　【条例第２４条の２第２項】

受入基準又は指示に違反して一般廃棄物を指定処理施設に搬入しようとする者に対して、当該一般廃棄物の受入れを拒否することがあります。

⑷　搬入停止命令　【条例第２４条の２第３項】

受入基準又は指示に違反して一般廃棄物が指定処理施設に搬入されたときは、当該廃棄物を搬入した者に対し、当該廃棄物の除却及び期間を定めて指定処理施設への搬入の停止を命じることがあります。

⑸　施設搬入等に関する廃棄物の分別徹底について【さいたま市通知（平成１５年）】

環環廃発第１８２号
平成１５年７月３日

一般廃棄物収集運搬許可業者　各位

さいたま市環境経済局環境部長

廃棄物の適正処理について（通知）

日頃から、本市環境行政に御理解御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、現在、事業系ごみとして各清掃センターに搬入されている可燃物の中に、混入されてはいけない鉄パイプや鋼板あるいは一斗缶といった金属類が多く混じっており、中間処分に支障をきたしているのみならず、最終処分場への焼却灰の搬入にも影響を及ぼしており、大変苦慮しているところです。
つきましては、改めて下記の点に留意し、今後も引き続き廃棄物の適正処理を図られるようお願いいたします。

記

１　廃棄物の分別の徹底及び法令の遵守について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「法」という。）及び同法施行令では、事業活動に伴って生じた金属くずは産業廃棄物に該当するとされていることから、鉄パイプや鋼板あるいは一斗缶等の金属くずが事業活動に伴って排出された場合は、これらは産業廃棄物に該当することとなります。本市の清掃センターでは、産業廃棄物であるこれらの金属くずについては受入れをしておりませんので、事業系一般廃棄物とは分けて取扱う必要があります。

また、清掃センター搬入時における事業系一般廃棄物の可燃物、不燃物及び資源物（飲料缶等）の分別についても徹底していただくようお願いします。

２　契約事業者への周知等について

排出事業者が産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、同法施行令及び同法施行規則で詳細に規定されている、委託する際の基準（書面で必要事項を記載した契約書を交わすことなど）に従わなければならないことの他、同法施行規則で定める場合を除き、産業廃棄物管理票（通称：マニュフェスト）の交付が義務付けられています。

これらのことから、一般廃棄物処理について契約を締結している事業者が、産業廃棄物である金属くずの処理を併せて委託しようとしている場合は、一般廃棄物と産業廃棄物では運搬先が異なることの他、一般廃棄物にはない委託処理のルールが産業廃棄物にはあることを周知していただき、適正処理に対して理解を求めるようお願いします。

⑹　排出事業者あて事業ごみの適正処理について【さいたま市通知（平成２１年）】

環 環 廃 第 ３ ９ ６ 号
平成２１年６月３０日

市内事業者　各位

さいたま市環境局長

事業系ごみの適正処理について

日ごろより、本市の廃棄物行政にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、事業所（会社、工場、商店、飲食店、官公署、学校、病院、診療所など）から排出された廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物に区分され、産業廃棄物は、さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（以下、「条例」という。）第２４条の２第１項により、量の多少に関わらず市環境センターに搬入することはできません。

しかしながら、現在、市環境センターに搬入されている「事業系ごみ」の中に、混入されてはいけない廃[※1]プラスチック類（プラスチック・ビニール製品、発泡スチロール等）、金属くず（スチール・アルミ・ステンレス製品等）、ガラスくず・陶磁器くず（コップ等ガラス類、茶碗等の陶器類、電球・蛍光管等）、電池などの産業廃棄物が多く含まれ、中間処分に支障をきたしているのみならず、最終処分場への搬入にも影響を及ぼしており、大変苦慮しているところです。

つきましては、法令遵守の観点から一般廃棄物のみの搬入について徹底していただくようお願いいたします。なお、産業廃棄物等の受入基準に反した廃棄物につきましては、条例第２４条の２第２項に基づき受入れを拒否することがありますので、ご承知おきください。

※１　さいたま市においては、従業員及び来訪者により持ち込まれた弁当の空き容器に限り、少量の場合、事業系一般廃棄物として市処理施設への搬入を認めることがあります。

なお、※１については、プラスチックに関する法律等の整備に伴い、取扱が変わることがあります。

２　休業日及び受入時間

本市のごみ処理施設及びし尿処理施設の休業日及び受入時間は、次のとおりです。

⑴　ごみ処理施設　【清掃センター条例施行規則第４条、第５条及び第６条】

ア　休業日

・　日曜日
・　１月１日～１月３日及び１２月２９日～１２月３１日
　※　１２月２９日～１２月３１日については、平日又は土曜日の場合に限り、次項の受入時間のとおり開場する。

イ　受入時間

・　月曜日～金曜日　８：３０～１２：００及び１３：００～１６：３０
・　土曜日　８：３０～１２：００

㊟　施設の管理上、休業日、搬入時間を変更し又は臨時に休業日とする場合があります。

⑵　し尿処理施設　【衛生センター条例施行規則第３条及び第４条】

ア　休業日

・　日曜日、土曜日及び祝日
・　１月１日～１月３日及び１２月２９日～１２月３１日

イ　受入時間

・　８：３０～１６：３０

㊟　施設の管理上、休業日を変更し又は臨時に休業日とする場合があります。

⑶　エコペーパーリサイクルセンター

ア　休業日

・　日曜日、土曜日及び祝日
・　施設の管理上の休業やその他休業日についてはエコシステムさいたまホームページ（https://www.ecosystem.or.jp/）を確認してください。

イ　受入時間

・　９：００～１７：００

３　その他

ごみ処理施設及びし尿処理施設を施設の管理者の承諾なく、廃棄物の搬入以外（例：待機、休憩など）に使用しないでください。また、使用する際は車両の駐車場所等、管理者の指示に従ってください。

３　搬入先指定制度等

⑴　搬入先の指定　【要綱第１２条】

許可業者が本市の一般廃棄物処理施設に搬入する際の搬入先については、施設ごとの受入量及び地域性等を考慮した上で、市が指定していますので、許可業者からの申出による変更はできません。

指定した搬入先は、許可証に記載しています。

なお、施設の故障等の場合は、臨時に別の施設への搬入を指示することがあります。

ア　ごみ処理施設の搬入先の指定

収集した区域に関係なく、搬入できるごみ処理施設（東部環境センターリサイクル施設を除く。）を１施設に限定しています。

イ　し尿等処理施設の搬入先の指定

収集した区域に応じて、搬入先を指定しています。

⑵　搬入車両の制限　【要綱第１３条第１項及び第２２条第３項】

ア　搬入車両の制限

許可証により搬入が認められている施設であっても、当該施設に搬入ができるのは、一般廃棄物搬入車両証の交付を受けている収集運搬車両に限られます。

㊟　一般廃棄物搬入車両証の交付を受けているごみの運搬車両で、故障又は車検等に伴い臨時車両（代車）を使用せざるを得ない場合で、指定施設に対して臨時車両使用届出書（４１ページ参照）の提出を行った車両を除きます。

イ　一般廃棄物搬入車両証

一般廃棄物搬入車両証は、次の施設への搬入を認めたことを証するものとして、搬入を認めた車両ごとに発行するものです。（発行窓口：廃棄物対策課）

なお、搬入する際には、必ず一般廃棄物搬入車両証を当該車両の見やすい位置に掲示してください。

	施設区分	施設の名称
1	ごみ処理施設	さいたま市西部環境センター
		さいたま市東部環境センター
		さいたま市クリーンセンター大崎
		さいたま市桜環境センター
		（仮称）サーマルエネルギーセンター
2	し尿等処理施設	さいたま市クリーンセンター西堀
		さいたま市大宮南部浄化センター

Ⅳ　行政処分等の措置

１　報告の徴収及び立入検査

⑴　報告の徴収　【法第１８条第１項、条例第５３条】

一般廃棄物の適正な処理を確保するため、法令等で定められた基準に従って適正な業務を実施しているか、一般廃棄物（一般廃棄物であることの疑いのある物を含む。）の保管、収集、運搬若しくは処分等に関し、必要な報告を求めることがあります。

なお、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、事業停止命令等の行政処分を行うことがあるほか、罰則が科せられることがあります。

㊟　本市の規則に基づき毎月提出する義務のある実績報告書とは別に、必要に応じて別途報告を求めるもので、報告すべき内容はその都度異なります。

⑵　立入検査　【法第１９条第１項、条例第５４条第１項】

一般廃棄物の適正な処理を確保するため、法令等で定められた基準に従って適正な業務を実施しているか、随時、事務所及び事業場（市外の事務所及び事業場を含む。）に立入り、一般廃棄物（一般廃棄物であることの疑いのある物を含む。）の保管、収集、運搬若しくは処分等に関し、帳簿書類その他の物件の検査を行うことがあります。また、その際、廃棄物の性状等の確認のため、無償で一般廃棄物の提供を求めることがあります。

なお、立入検査等を拒み、妨げ、又は忌避した場合には、事業停止命令等の行政処分を行うことがあるほか、罰則が科せられることがあります。

２　行政処分

⑴　事業の停止命令【法第７条の３】及び許可の取消し【法第７条の４】

ア　事業の停止命令

一般廃棄物収集運搬業者が次のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命じる行政処分を行うことがあります。

なお、事業の停止命令に違反した場合には、罰則が科せられることがあります。

◎　法に違反する行為をしたとき又は他人の違反行為に関与したとき

◎　事業の用に供する施設又は能力が許可の基準に適合しなくなったとき　※

◎　許可に付した条件（１４ページ参照）に違反したとき　※

㊟　※のあるものは、その許可を取り消す行政処分を行うことがあります。

イ　許可の取消し

一般廃棄物収集運搬業者が次のいずれかに該当するときは、その許可を取り消す行政処分を必ず行います。

なお、許可取り消し後もその事業を継続している場合は、無許可営業を行ったものとして、罰則が科せられることがあります。

◎　法に定める欠格要件のいずれかに該当したとき

◎　法に違反する行為をしたとき又は他人の違反行為に関与したときで情状が特に重いとき

◎　事業の停止命令の行政処分に違反したとき

◎　不正の手段により一般廃棄物処理業の許可（新規、更新、事業範囲の変更）を受けたとき

⑵　改善命令　【法第１９条の３】

一般廃棄物処理基準（１２ページ参照）に従って、一般廃棄物を適正に処理しなければならない収集運搬業者が、この基準に適合しない違法な処理を行っている場合、期限を定めて一般廃棄物の保管、収集又は運搬等の方法の変更その他必要な措置を講ずるよう命じる行政処分を行うことがあります。

なお、改善命令に従わない場合は、許可の取消し等の行政処分を行うことがあるほか、罰則が科せられることがあります。

⑶　措置命令　【法第１９条の４第１項】

一般廃棄物処理基準に適合しない違法な処分により生活環境保全上の支障（環境汚染等）が生じ、又は生じるおそれがあると認められるときは、その処分を行った者に対し、期限を定めてその支障の除去又は発生の防止のために必要な措置（処分のやり直し等）を講ずるよう命じることがあります。

なお、措置命令に従わない場合は、許可の取消し等の行政処分を行うことがあるほか、罰則が科せられることがあります。

３　罰則

⑴　直罰規定　【法第２５条ほか】

一般廃棄物収集運搬業者が法に違反した場合には、行政処分とは別に罰則が科せられることがあります。

⑵　両罰規定　【法第３２条】

一般廃棄物収集運搬業者が法人の場合、代表者や従業員が違反行為を行った場合には、行為者が処罰される他、当該法人に罰金が科せられることがあります。また、一般廃棄物収集運搬業者が個人の場合、従業員が違反行為を行った場合には、行為者が処罰される他、当該個人に罰金が科せられることがあります。

⑶　罰則一覧

法に基づく罰則のうち、主なものは、次のとおりです。

違反行為及び関係条項	罰　則	罰　条
○　無許可で一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行った者（法第７条第１項又は第６項）　※	５年以下の懲役若しくは１千万円以下の罰金又はこの併科	法第２５条第１項第１号
○　不正な手段により一般廃棄物収集運搬業又は処分業の許可を取得した者（法第７条第１項、第２項、第６項、第７項）　※		法第２５条第１項第２号
○　許可を受けずに許可を受けた事業範囲以外の一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業を行った者（法第７条の２第１項）　※		法第２５条第１項第３号
○　不正な手段により一般廃棄物収集運搬業又は処分業の変更許可を取得した者　※		法第２５条第１項第４号
○　事業停止命令に違反した者（法第７条の３）		法第２５条第１項第５号
○　措置命令に違反した者（法第１９条の４）		法第２５条第１項第５号
○　自己の名義をもって、他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせた者（法第７条の５）		法第２５条第１項第７号
○　環境大臣の確認を受けることなく一般廃棄物を輸出した者（法第１０条第１項）及びその未遂　※		法第２５条第１項第１２号 法第２５条第２項
○　みだりに廃棄物を捨てた者（法第１６条）及びその未遂　※		法第２５条第１項第１４号 法第２５条第２項
○　みだりに廃棄物を焼却した者（法第１６条の２）及びその未遂　※		法第２５条第１項第１５号 法第２５条第２項
○　他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を委託した者（法第７条第１４項）	３年以下の懲役若しくは３百万円以下の罰金又はこの併科	法第２６条第１項第１号
○　改善命令に違反した者（法第１９条の３）		法第２６条第１項第２号
○　不法投棄又は不法焼却の罪を犯す目的で廃棄物の収集又は運搬を行った者		法第２６条第１項第６号
○　欠格要件該当の届出をせず、又は虚偽の届出をした者（法第７条の２第４項）	６月以下の懲役又は５０万円以下の罰金	法第２９条第１号
○　帳簿を備えず、帳簿に記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を５年間保存しなかった者（法第７条第１５項、第１６項）	３０万円以下の罰金	法第３０条第１号
○　業務の廃止又は変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者（法第７条の２第３項）		法第３０条第２号
○　求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした者（法第１８条）		法第３０条第５号
○　立入検査等を拒み、妨げ、又は忌避した者（法第１９条第１項、第２項）		法第３０条第６号

㊟　表に掲げた違反行為にはすべて両罰規定が適用され、行為者が処罰されるほか、その法人又は個人にも各本条の罰金刑（※印のあるものは、法人の場合３億円以下の罰金刑）が科せられます。

Ⅴ　リサイクル関連法令

１　食品リサイクル法

⑴　食品リサイクル法の概要等

ア　食品廃棄物の再生利用等の義務

食品リサイクル法では、食品廃棄物の再生利用等の促進を図るため、食品関連事業者に対して、個々に達成すべき再生利用等（発生抑制、再生利用、熱回収、減量）の実施率目標（基準実施率）を設定し、この目標を達成することを求めています。

イ　食品関連事業者と排出する食品廃棄物の区分

	食品関連事業者の区分	食品関連事業者の具体例	食品廃棄物の区分
1	卸売業者・小売業者	スーパー、コンビニエンスストア、個人商店の八百屋　等	一般廃棄物
2	飲食店	食堂、レストラン　等	一般廃棄物
3	食事の提供を伴う事業を行う者	ホテル、旅館、結婚式場　等	一般廃棄物
4	食品の製造・加工業者	食品メーカーの工場　等	産業廃棄物

㊟　食品関連事業者は、食品廃棄物の排出量又は事業規模に関係なく、この法律の適用を受けます。なお、病院や学校、福祉施設などで、設置者自身が運営をしており、治療や教育といったサービスと一体的に食事の提供のみが行われているのであれば、食品関連事業者とみなされていません。ただし、それらにおいて、一般来訪者向けに喫茶、飲食及びサービスを提供した場合は対象となります。

⑵　食品リサイクル法と一般廃棄物収集運搬業の許可の取扱い

ア　法の適用の有無

再生利用する目的で食品残さ等を運搬する場合でも、運搬業者が排出者から名目の如何を問わず何らかの料金を受取っている限り、この食品残さ等は廃棄物に該当します。

この場合、食品残さ等の運搬は廃棄物の運搬となり、法に基づく一般廃棄物又は産業廃棄物収集運搬業の許可が必要となります。

イ　一般廃棄物収集運搬業の許可の特例　【食品リサイクル法第２１条】

一般廃棄物となる食品廃棄物の運搬については、食品リサイクル法の規定により、区分に応じて一般廃棄物収集運搬業許可を不要とする特例措置が適用されます。

	区　分	一般廃棄物収集運搬業の許可
1	食品関連事業者の委託を受けて、食品リサイクル法に基づく「登録再生利用事業者」の中間処理施設へ運搬する場合	排出元市町村長の許可　必要 運搬先市町村長の許可　不要
2	食品リサイクル法に基づく「再生利用事業計画」の認定を受けた食品関連事業者の委託を受けて、収集運搬する場合	排出元市町村長の許可　不要 運搬先市町村長の許可　不要
3	前述のいずれにも該当しない場合（特例措置なし）	排出元市町村長の許可　必要 運搬先市町村長の許可　必要

㊟　食品の製造・加工業者も食品関連事業者に該当しますが、これらの事業者から排出される食品廃棄物は産業廃棄物（動植物性残さ）となり、一般廃棄物収集運搬業許可では収集運搬することはできません。

㊟　食品リサイクル法では、一般廃棄物収集運搬業についてのみ特例規定を設けています。
　このため、食品リサイクル法の「登録再生利用事業者」又は「再生利用事業計画」に係る中間処理施設であっても、一般廃棄物となる食品廃棄物を処理する場合は、一般廃棄物処分業許可及び一般廃棄物処理施設設置許可（法第８条許可）が必要となります。

２　家電リサイクル法

⑴　家電リサイクル法の概要等

ア　特定家庭用機器一般廃棄物

　家電リサイクル法で指定されたエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫及び洗濯機・衣類乾燥機（これらを特定家庭用機器といいます。）が一般廃棄物となったもののことです。

㊟　事業所から排出される特定家庭用機器廃棄物は産業廃棄物です。（同じ家庭用冷蔵庫でも、家庭から排出されたものは一般廃棄物になり、事業所から排出されたものは産業廃棄物になります。）

イ　特定家庭用機器一般廃棄物の運搬主体

　排出された特定家庭用機器廃棄物については、小売業者（販売店）によって引き取られるのが一般的ですが、排出状況によっては、小売業者（販売店）に引き取りの義務がない場合があります。
　このうち、小売業者（販売店）が引き取らない特定家庭用機器一般廃棄物（いわゆる義務外品）については、指定引取場所までの運搬を一般廃棄物収集運搬許可業者が行うことと、本市の一般廃棄物処理実施計画で位置付けています。

	特定家庭用機器一般廃棄物の排出区分	小売業者の引取義務	運搬を行う者
1	自らが過去に販売したものの引き取り求められたとき	引取義務あり	小売業者又は小売業者から委託を受けた収集運搬許可業者
2	同種の製品の買い替え時に引き取りを求められたとき	引取義務あり	小売業者又は小売業者から委託を受けた収集運搬許可業者
3	１及び２以外の場合	引取義務なし	収集運搬許可業者（本市の場合）

ウ　製造業者等による特定家庭用機器廃棄物の再商品化

　家電リサイクル法に基づき、製造業者等は、自ら製造（輸入）した特定家庭用機器が廃棄物となった場合に、これを引き取り、再商品化する義務を負っています。
　このため、製造業者等は、特定家庭用機器廃棄物を引き取るための窓口として、引取場所を指定しています。

エ　家電リサイクル券（特定家庭用機器廃棄物管理票）

　特定家庭用機器一般廃棄物の運搬に際しては、家電リサイクル券（特定家庭用機器廃棄物管理票）を使用してください。

㊟　本市の一般廃棄物収集運搬業の許可の更新申請に際しては、収集運搬実績の確認書類として、家電リサイクル券の写しの提出を求めます。

※１　一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センターについて

一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センターでは、次の事項のほか、家電リサイクルに関する情報をホームページ（https://www.rkc.aeha.or.jp/）でお知らせしていますので、確認してください。

① 各製造業者等が定める家電リサイクル料金
② 家電リサイクル券の取扱い方法
③ 指定引取場所の所在地及び引受業者等

㊟ 製造業者等が不明不存在の場合等であっても、特定家庭用機器廃棄物であれば、リサイクルの対象になります。この場合、指定法人がリサイクルを代行します。

㊟ 家電リサイクル料金は、品目及び製造業者等により異なります。また、家電リサイクル料金は改訂される場合があります。

㊟ 指定引取場所の所在地及び引受業者が変更になることがあります。

⑵ 特定家庭用機器一般廃棄物の収集運搬

ア 一般廃棄物収集運搬業の許可の取扱い

特定家庭用機器廃棄物の収集運搬は、廃棄物の収集運搬行為に該当するため、法に基づき一般廃棄物又は産業廃棄物収集運搬業の許可が必要です。

㊟ 事業所から排出される特定家庭用機器廃棄物（産業廃棄物）については、小売業者の委託を受けて収集運搬を行う場合を除き、一般廃棄物収集運搬業許可では収集運搬することはできません。

㊟ 小売業者が自ら特定家庭用機器廃棄物の収集運搬を行う場合には、一般廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物収集運搬業の許可を不要とする、特例規定が適用されています。

イ 運搬先について

本市では、特定家庭用機器一般廃棄物の運搬先を家電リサイクル法の指定引取場所に限定しています。許可証に記載された指定引取場所以外へ運搬することはできません。

㊟ 市の廃棄物処理施設に特定家庭用機器一般廃棄物を搬入することはできません。

⑶　運搬料金等の明示について【さいたま市通知（平成１８年）】

環環廃第 000813 号
平成 18 年 7 月 19 日

さいたま市一般廃棄物収集運搬業許可業者（家電品取扱業者）　各位

さいたま市長

特定家庭用機器再商品化法指定品目の収集運搬に際しての留意事項について

今般、特定家庭用機器再商品化法指定品目（以下「家電品」という。）の収集運搬料金に関し、当市に市民より苦情が寄せられる例が見受けられます。また、当市では、市民の消費生活の安定及び向上の確保を目的として「さいたま市消費生活条例」を制定し、本年７月１日から施行したところです。

ついては、市民から家電品の収集運搬を請負う場合には、市民の誤解を招くことのないよう、下記の事項に十分留意され、市民の信頼の確保に努めていただくとともに、市民の消費生活の安定及び向上の確保にご協力いただきますようお願いいたします。

記

１　料金の提示等について

市民から料金の提示を求められた時は、消費者契約法等関係法令を遵守し、後々追加料金が発生する等によりトラブルの生じることのないよう、収集条件等〔家電リサイクル券の有無、収集品目・サイズ、収集場所、マンション（エレベーターの有無・階数等）か戸建か等〕により料金が異なる場合など、明確かつ平易に適切な料金提示を行うこと。（あるいは、収集条件によって料金が異なることをはっきり伝えること。）

また、家電リサイクル料金を含めた収集料金となる場合は、メーカーの設定する当該リサイクル料金とその他運搬等経費を明確に分けて提示すること。この場合、領収書においても分けて記載することが望ましいこと。

例　「ただし、家電リサイクル券代金　○○○○円
　　テレビ他○品の運搬代金　○○○○円　として」

２　従事者への周知について

応対した従事者により対応が異なることのないよう、料金表を用意するなどして事務員・収集作業員等従事者への周知を徹底すること。

第２編　許可後の諸手続き

Ⅰ　変更届出等早見表　共　通

事　　項	区分	届出等の期限等	頁
○　住所及び市内事業場の所在地を変更したとき	変更届出	変更後 10 日以内	P34
○　氏名又は名称を変更したとき （組織変更（例：有限会社→株式会社）を含む。）	変更届出	変更後 10 日以内	P35
○　法定代理人、役員（監査役、株主及び出資者を含む。）及び政令使用人を変更したとき	変更届出	変更後 10 日以内	P35
○　収集運搬車両の保管場所の所在地を変更したとき	変更届出	変更後 10 日以内	P36
○　許可証に記載された特定家庭用機器一般廃棄物の排出元市町村等に変更があった場合	変更届出	変更後 10 日以内	P36
○　市内事業場の電話・ＦＡＸ番号を変更したとき	変更届出	変更後 10 日以内	P36
○　事業を廃止したとき	廃止届出	廃止後 10 日以内	P37
○　取り扱う一般廃棄物の種類を削減したとき	廃止届出	廃止後 10 日以内	P38
○　一般廃棄物（ごみ）の積替え保管業務を廃止したとき	廃止届出	廃止後 10 日以内	P38
○　一般廃棄物（ごみ）の積替え保管場所を削減したとき	廃止届出	廃止後 10 日以内	P38
○　欠格要件に該当したとき	欠格要件該当届出	欠格要件に該当するに至った日から２週間以内	P38
○　許可証を紛失、き損したとき	再交付申請	随　　時	P39
○　収集運搬車両を変更等する場合			
・　取り扱う一般廃棄物が「ごみ」である場合	変更届出	変更後 10 日以内	P40
・　取り扱う一般廃棄物が「し尿及び浄化槽汚泥」である場合	変更届出	変更後 10 日以内	P57
○　一般廃棄物を市外に搬出して処理する場合	事前協議	業務開始 30 日前	P45
○　新たに一般廃棄物（ごみ）の積替え保管業務を行おうとする場合	事業範囲の変更許可申請	要事前相談	－
○　積替え保管を行う一般廃棄物（ごみ）の種類を追加しようとする場合	事業範囲の変更許可申請	要事前相談	－
○　一般廃棄物（ごみ）の積替え保管場所を変更（追加する場合を含む。）しようとする場合	事業範囲の変更許可申請	要事前相談	－

Ⅱ　許可後の諸手続き　共　通

１　変更届（収集運搬車両の変更を除く。）　【法第７条の２第３項及び規則第２１条第５項】

次の事項について変更があった場合は、変更の届出を行ってください。

届出時に、変更事項に係る事実関係、施設等の使用権原及び対象者の欠格要件該当の有無等を確認します。

なお、ごみの収集運搬車両の変更は４０～４３ページ、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬車両の変更については５７～５８ページで詳細を確認してください。

⑴　提出書類

㊟　公的機関等が発行する証明書は、提出日以前３ヶ月以内に発行された原本を添付するものとし、証明書がＡ４サイズより小さい場合には、Ａ４用紙に貼付して提出してください。

㊟　添付写真は、概ねたて８ｃｍ×よこ１２㎝以上のサイズで、提出日以前３ヶ月以内に撮影されたもの（登録ナンバー、車両表示、撮影年月日、車両のカラーが鮮明なもの。）とし、Ａ４用紙に貼付して提出してください。

㊟　提出書類には、穴あけ、紐閉じ及びホチキス留めはしないでください。

㊟　変更内容によっては、記載した以外の書類の追加提出を指示することがあります。

ア　住所を変更した場合

	提出書類	備考
1	一般廃棄物処理業変更届出書	【規則様式第２１号】
2	住民票の写し（本籍地の記載のあるもの）	個人の場合に限る。
3	法人に係る登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	法人の場合に限る。
4	交付済許可証の写し	

イ　市内事業場の所在地を変更した場合

	提出書類	備考
1	一般廃棄物処理業変更届出書	【規則様式第２１号】
2	案内図、配置図及び写真	《所定様式（１）》
3	不動産登記法第１１９条第１項に規定する登記事項証明書（以下「不動産登記事項証明書」という。）のうち土地及び建物の全部事項証明書	所有権を有していない場合は、賃貸借契約書の写しをかわりに提出すること。
4	交付済許可証の写し	許可証の記載事項に変更が生じる場合に限る。

ウ　氏名又は名称（組織変更（例：有限会社→株式会社）を含む。）を変更した場合

	提出書類	備考
1	一般廃棄物処理業変更届出書	【規則様式第２１号】
2	住民票の写し（本籍地の記載のあるもの）	個人の場合に限る。
3	法人に係る登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	法人の場合に限る。
4	交付済許可証の写し	

エ　法定代理人、役員（監査役、株主及び出資者を含む。）及び政令使用人（以下「役員等」という。）を変更した場合

	提出書類	備考
1	一般廃棄物処理業変更届出書	【規則様式第２１号】
2	法人に係る登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	法人の場合に限る。
3	欠格要件に該当しない者である旨の申出書　※１	【要綱様式第１号】
4	市区町村長の発行する身分証明書　※２	外国籍の者は提出不要
5	成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（登記されていないことの証明書）※３	該当する場合は業務を適確に行うことができる旨の記載のある医師の診断書等
6	該当役員等に係る住民票の写し（本籍地の記載のあるもの）　※４	
7	発行済株式の額面、総数並びに株式を保有する者の氏名又は名称及び保有している株式の数が確認できる書類	発行済株式総数の５％以上の株式を保有する株主（以下「株主」という。）に変更があった場合に限る。
8	出資済総額並びに出資者の氏名又は名称及び出資額が確認できる書類	出資の額の１００分の５以上の出資をしている者（以下「出資者」という。）に変更があった場合に限る。
9	法人の株主又は出資者に係る登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	法人の株主又は出資者に変更があった場合に限る。
10	交付済許可証の写し	許可証の記載事項に変更が生じる場合に限る。

㊟　※１～※４の書類は、新たに役員等に就任した者がいない場合は提出不要です。
　例えば、取締役に就任している者が新たに代表取締役に就任した場合、変更の届出は必要ですが、※１～※４の書類は提出不要です。

※１　欠格要件並びに役員とみなす者の範囲について
　１０～１１ページで詳細を確認してください。

※２　市区町村長の発行する身分証明書について
　身分証明書は、欠格要件となる破産者ではないこと、平成１２年３月３１日以前に禁治産者及び準禁治産者の宣告を受けていないこと、又は宣告を受けたが現在は復権しており該当していないことを証明する書類で、本籍地の市区町村が発行します。
　提出していただく身分証明書は、３ヶ月以内に発行されたもので、コピー不可です。

※３　成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書について

登記事項証明書（登記されていないことの証明書）は、欠格要件となる心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者でないことを証明する書類で、東京法務局が発行します。

提出していただく登記事項証明書は、３か月以内に発行されたもので、コピー不可です。

- 申請書用紙の入手
  …　法務省のホームページ、最寄りの法務局・地方法務局本局等で入手可能
- 証明書の交付請求及び交付窓口
  …　東京法務局後見登録課及び最寄りの法務局・地方法務局本局戸籍課
- 郵送による証明書の交付請求先
  …　東京法務局後見登録課

問い合わせ先：東京法務局民事行政部後見登録課
〒102-8226
東京都千代田区九段南１丁目１番１５号　九段第２合同庁舎　４階
電話：03-5213-1360（ダイヤルイン）

（令和元年１２月の改正法施行に伴い、成年被後見人等に該当する場合でも、その業務を適切に行うことができるのであれば、欠格ではないと判断します。役員等に成年被後見人等を選任する場合、その業務を適切に行うことができる旨が判断できる書類（医師の診断書等）をかわりに添付することになります。事前に廃棄物対策課へご相談ください。）

※４　当該役員等に係る住民票の写し（本籍地の記載のあるもの）について

『住民票の写し』とは、公的機関で取得する住民票（紙）の原本のことで、３か月以内に発行されたものでコピー不可です。

オ　収集運搬車両の保管場所の所在地を変更した場合

	提出書類	備考
1	一般廃棄物処理業変更届出書	【規則様式第２１号】
2	案内図、配置図及び写真	《所定様式（２）》
3	不動産登記事項証明書のうち土地及び建物の全部事項証明書	所有権を有していない場合は、賃貸借契約書の写しを提出すること。

㊟　本市の収集運搬業務に使用する車両の保管場所が市外にある場合でも、届出が必要となります。

カ　一般廃棄物処理業許可証に記載された特定家庭用機器一般廃棄物の排出元市町村等に変更があった場合

	提出書類	備考
1	一般廃棄物処理業変更届出書	【規則様式第２１号】
2	排出元市町村等の一般廃棄物収集運搬業の許可証の写し	
3	本市の交付済許可証の写し	

㊟　４７ページで詳細を確認してください。

キ　市内事業場の電話・ＦＡＸ番号を変更した場合

	提出書類	備考
1	一般廃棄物処理業変更届出書	【規則様式第２１号】

⑵　提出方法等

・　提出時期　　変更した日から１０日以内
・　提 出 先　　さいたま市役所本庁舎　廃棄物対策課窓口持参
・　提出部数　　１部

⑶　その他

ア　現地調査の実施について

市内事業場、車両保管場所等を変更した場合は、変更内容を確認するため、後日、本市職員による現地調査を実施します。

イ　許可証の書換え交付について

変更の届出に伴い、許可証の記載事項が変更となる場合は、後日、書換え交付します。（届出書の提出窓口で交付しますので、郵送しません。）

なお、書換え交付時に、交付済許可証の原本を返納していただきます。

ウ　事業範囲の変更許可を受ける必要がある場合について（事業の範囲を拡大する場合の取扱い）

次のいずれかに該当する場合は、変更の届出ではなく、事業範囲の変更許可を受ける必要があります。

事業範囲の変更許可を受ける必要がある場合の事例	
1	○　取り扱う一般廃棄物の種類を追加する場合 （事業ごみ、道路公園清掃ごみ、一時多量ごみ、特定家庭用機器一般廃棄物）
2	○　新たに一般廃棄物（ごみ）の積替え保管業務を行おうとする場合 （「積替え保管を除く。」から「一部積替え保管を含む。」に変更する場合）
3	○　積替え保管を行う一般廃棄物（ごみ）の種類を追加しようとする場合 例：ごみ（紙ごみに限る。）→ごみ（紙ごみ及び特定家庭用機器一般廃棄物に限る。）
4	○　一般廃棄物（ごみ）の積替え保管場所を変更（追加する場合を含む。）しようとする場合

㊟　変更許可申請は新規許可申請と同様、随時認めてはいません。検討している場合は、受付時期等を必ず事前に廃棄物対策課まで問い合わせてください。

㊟　一般廃棄物の積替え保管は、原則として認めませんが、リサイクル促進のため、市の指定施設に搬入する紙ごみ、ペットボトル及び特定家庭用機器一般廃棄物に限り、審査の上、許可することがあります。

２　事業廃止（一部廃止を含む。）の届出　【法第７条の２第３項】

一般廃棄物の収集又は運搬の事業の全部又は一部を廃止した場合は、次のとおり届出が必要です。

⑴　提出書類

	提出書類	備考
1	一般廃棄物処理業廃止届出書	【規則様式第２０号】
2	許可証及び一般廃棄物搬入車両証	次の区分に応じて提出
	○　交付済許可証の原本及び交付済一般廃棄物搬入車両証の原本	事業を全部廃止した場合
	○　交付済許可証の写し及び廃止に係る一般廃棄物搬入車両証がある場合はその原本	事業を一部廃止した場合

⑵　提出方法等

・　提出時期　　事業の全部又は一部を廃止した日から１０日以内
・　提 出 先　　さいたま市役所本庁舎　廃棄物対策課窓口
・　提出部数　　１部

⑶　その他

ア　許可証の書換え交付について

事業の廃止の届出が一部廃止である場合は、後日、許可証を書換え交付します。（届出書の提出窓口で交付しますので、郵送はしません。）

なお、許可証の書換え交付時に、交付済許可証の原本を返納していただきます。

イ　事業の（全部）廃止の届出が必要となる場合について（人格が変わる場合の取扱い）

従前の許可業者が次のいずれかに該当する場合は、変更の届出ではなく、事業の廃止の届出を行う必要があります。

事業の（全部）廃止の届出が必要となる場合の事例	
1	○　許可を有している個人業者が新たに法人を設立し、この法人が従前の業務を継続しようとする場合：**許可の承継不可**
2	○　許可を有している個人業者の廃業に伴い、別の個人等が従前の業務を継続しようとする場合：**許可の承継不可**
3	○　許可を有している法人が別の法人と合併した際に、次のいずれかに該当する場合
	・　許可を有している法人が吸収合併により消滅し、許可を持たない法人が存続法人として従前の業務を継続しようとする場合：**許可の承継不可** Ａ社（許可あり）とＢ社（許可なし）が合併　→　新会社はＢ社
	・　合併に伴い従来の法人がともに消滅し、新たな法人が従前の業務を継続しようとする場合：**許可の承継不可** Ａ社（許可あり）とＢ社が合併　→　新会社はＣ社

㊟　これらに該当する場合は、必ず事前に担当まで問い合わせてください。

ウ　事業の（一部）廃止の届出が必要となる場合について（事業の範囲を縮小する場合の取扱い）

次のいずれかに該当する場合は、事業の一部廃止の届出が必要となります。

事業の（一部）廃止の届出が必要となる場合の事例	
1	○　取り扱う一般廃棄物の種類を削減した場合
	・　取り扱う一般廃棄物の種類を削減した場合 例：ごみ、し尿及び浄化槽汚泥　→　ごみ
	・　積替え保管を行う一般廃棄物（ごみ）の種類を削減した場合 例：ごみ（紙ごみ及び特定家庭用機器一般廃棄物に限る。）　→　ごみ（紙ごみに限る。）
2	○　一般廃棄物（ごみ）の積替え保管業務を廃止した場合 （「一部積替え保管を含む。」から「積替え保管を除く。」に変更となった場合）
3	○　一般廃棄物（ごみ）の積替え保管場所を削減した場合

３　欠格要件該当の届出　【法第７条の２第４項・第５項】

一般廃棄物収集運搬業者が欠格要件（法第７条第５項第４号ロからトまで又はリからルま

で（同号リからルに掲げる者にあっては、同号イ又はチに係るものを除く。））のいずれかに該当するに至ったときは、次のとおり届出が必要です。（欠格要件の内容については、１０～１１ページで詳細を確認してください。）欠格要件に該当した旨の届出をせず、又は虚偽の届出をした場合には、許可取消しの行政処分を受けることとなります。

また、法第７条第５項第４号イの欠格要件に該当した場合も速やかな届出が必要となりますが、様式が異なりますので、ご注意ください。

⑴　提出書類

	提出書類	備考
1	一般廃棄物処理業欠格要件該当届出書 （法第７条第５項第４号ロからトまで又はリからルまで（同号リからルに掲げる者にあっては、同号イ又はチに係るものを除く。））	【規則様式第２１号の２】
	一般廃棄物処理業欠格要件該当届出書（心身の故障用） （法第７条第５項第４号イ）	【規則様式第２１号の３】

⑵　提出方法等

・　提出時期　　欠格要件に該当するに至った日から２週間以内（法第７条第５項第４号イの場合を除く。）
・　提 出 先　　さいたま市役所本庁舎　廃棄物対策課窓口（ 郵送・FAX 不可 ）
・　提出部数　　１部

４　許可証の再交付申請　【条例第３３条第２項】

一般廃棄物処理業の許可証を紛失し、又はき損したときは、次により再交付を申請してください。

⑴　提出書類

	提出書類	備考
1	一般廃棄物処理業・施設設置許可証再交付申請書	【規則様式第２２号】
2	き損した許可証	き損した場合に限る。

⑵　提出方法等

・　提 出 先　　さいたま市役所本庁舎　廃棄物対策課窓口（ 郵送・FAX 不可 ）
・　提出部数　　１部

⑶　再交付手数料等

・　手数料額　　２，０００円
・　納付方法　　申請書の受理時に発行する納入通知書による払い込み
・　納付場所　　埼玉りそな銀行派出所（さいたま市役所本庁舎）

⑷　その他

許可証の再交付は、後日となります。
なお、紛失した許可証が見つかった場合は、必ず連絡の上、返納してください。

Ⅲ　許可後の諸手続き　ごみ

１　変更届（収集運搬車両の変更の場合）　【法第７条の２第３項】

本市の一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務に使用する車両に変更、増車（塵芥車を除く。）又は廃止があるときは、次により、届出を行ってください。

１－１　許可車両　【要綱第１６条第２項】

後述１－２（４２ページ、臨時車両（代車）の項目）に該当する場合を除き、本市の一般廃棄物（ごみ）収集運搬業務に使用するすべての車両が届出の対象です。

車両変更及び増車の場合は、新規車両の使用権原、所定の表示の有無及び粒子状物質（ＰＭ）規制への対応状況等について確認します。

⑴　提出書類

ア　車両変更（ 車両ナンバーの変更及び使用用途の変更※１を含む。）及び増車（塵芥車を除く。）

	提出書類	備考
1	一般廃棄物処理業変更届出書	【規則様式第２１号】 ① 運搬する一般廃棄物の具体的な種類を記入。 ② 本市一般廃棄物専用車両であるか否かを記入。 ③ 市施設搬入開始日（提出日の４開庁日目以降）を記入。
2	新規収集運搬車両の車検証の写し	届出日現在で有効なものであること。
3	新規収集運搬車両の写真　※２	《所定様式（３）》
4	粒子状物質減少装置装着証明書の写し　※３	規制対象車両の場合に限る。
5	一般廃棄物収集運搬車両の積載方法等説明書　※４	【要綱様式第７号】 可燃物・紙ごみ・木くずを運搬する車両（塵芥車以外）に限る。
6	誓約書	【要綱様式第１８・１９号】 一時多量ごみ収集運搬車両（塵芥車以外）で、他市重複車両に限る。
7	一般廃棄物収集運搬車両運行計画書	
8	増車申請理由書	《書式は任意》 増車の場合に限る。
9	車両表示を消したことを証する書類	車両入替の場合に限る。写真又は抹消通知書等を添付すること。

※１　使用用途の変更について

使用用途の変更とは、すでに本市の収集運搬業務に使用するものとして届出されている車両の使用用途が変更になる場合をいいます。

・可燃物運搬用　⇒　食品廃棄物運搬用に使用する場合

・可燃物運搬用　⇒　可燃物及び食品廃棄物運搬用に使用する場合

※２　新規収集運搬車両の写真について

所定の表示が必要な収集運搬車両の場合は、必ず表示済みの写真を提出してください。（所定の表示方法等については、１７ページの車両基準の項で詳細を確認してください。）

㊟　新規車両の使用状況によっては、記載した以外の書類の追加提出を指示することがあります。

※３　粒子状物質減少装置装着証明書について

①　運行規制制度の概要

平成１５年１０月１日から、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の条例に基づくディーゼル車の運行規制が実施されています。

- 粒子状物質（ＰＭ）排出基準を満たさないディーゼル車は、１都３県の地域で運行禁止
- ただし、規制対象車両も初度登録から７年間は適用を猶予
- 平成１８年４月１日から、埼玉県及び東京都では規制基準を強化

②　運行規制対象車両

九都県市あおぞらネットワークのホームページ（http://www.9taiki.jp）又は九都県市首脳会議で発行しているパンフレット等で確認してください。

③　運行規制対象車両に係る提出書類

粒子状物質（ＰＭ）減少装置を装着しなければ、排出基準に適合させることができない車両については、粒子状物質（ＰＭ）減少装置装着証明書の写しを提出してください。

※４　一般廃棄物収集運搬車両の積載方法等説明書について

法令上、収集運搬車両については、一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車両を使用する必要があります。また、本市の基準として、可燃物を運搬する車両については、架装構造が機械式又は自動ダンプ式で、かつロータリー式又はパック式の圧縮方式を用いたものでなければ、原則として認められませんが、可燃物運搬用に使用する車両でやむを得ずこれら以外の車両を使用する場合は、次のとおり必要な書類及び写真を提出してください。

①　対象車両

- 可燃物・紙ごみ・木くずの運搬に使用する収集運搬車両（塵芥車を除く）

②　提出書類及び添付写真

- 一般廃棄物収集運搬車両の積載方法等説明書【要綱様式第７号】
- 積載状況が確認できる状態の車両の写真
- 密封型容器等を運搬容器として用いる場合は、使用するすべての容器の写真
- 脱着式コンテナ車を使用する場合は、使用するすべてのコンテナの写真

イ　車両登録の廃止

	提出書類	備考
1	一般廃棄物処理業変更届出書	【規則様式第２１号】
2	廃止車両の一般廃棄物搬入車両証の原本	一般廃棄物搬入車両証を発行していた車両の場合に限る。
3	車両表示を消したことを証する書類	写真又は抹消通知書等を添付すること。

⑵　提出方法等

・　提出時期　　変更した日から１０日以内
・　提 出 先　　さいたま市役所本庁舎　廃棄物対策課窓口
・　提出部数　　１部

㊟　車両変更又は増車の場合、<u>提出日の４日目以降</u>に清掃センターへの搬入が可能となりますので、早めに届出をしてください。

⑶　その他

ア　一般廃棄物搬入車両証の交付について

変更の届出に伴い、一般廃棄物搬入車両証の発行対象となる車両に変更又は追加があった場合は、後日、新たな一般廃棄物搬入車両証を交付します。（届出書の提出窓口で交付しますので、郵送はしません。なお、車両変更以外の変更（例：代表者の変更、住所変更等）の場合は届出書の提出時に新しい車両証の交付を希望する旨の申出が無い場合、交付しません。）

なお、交付時に、廃止車両の一般廃棄物搬入車両証の原本を返納していただきます。

イ　一般廃棄物搬入車両証の再交付の申出について

交付を受けた一般廃棄物搬入車両証を紛失し、又はき損したときは、直ちに届出て再交付を受けてください。

１－２　臨時車両（代車）　【要綱第１７条】

各清掃センターに搬入登録している（一般廃棄物搬入車両証の交付を受けている）車両で、故障又は車検に伴い臨時車両（代車）を使用せざるを得ない場合には、次により、事前に手続きを行ってください。ただし、塵芥車の代車は、原則塵芥車以外は認められません。

なお、臨時車両（代車）の使用期間が概ね２週間を超えると見込まれる場合は、必ず事前に廃棄物対策課まで問い合わせてください。

また、これ以外の収集運搬車両で臨時車両を使用する場合は、１－１の手続きとなります。

⑴　提出書類

	提出書類	備考
1	臨時車両使用届出書	【要綱様式第２１号】
2	臨時車両の車検証の写し （塵芥車の代車は塵芥車に限ります。）	届出日現在で有効なものであること。

⑵　提出方法等

・　提出時期　　臨時車両を使用する前まで（早めに連絡してください。）
・　提出部数　　１部
・　提 出 先　　許可証において搬入先の指定を受けている清掃センター及び資源物を搬入している市指定施設へ、必ず電話で連絡の上、直接提出（電子メール又はＦＡＸで送信）してください。なお、廃棄物対策課への連絡は、エコペーパーリサイクルセンターへ紙ごみを搬入している車両の場合を除いて基本的には不要です。

施　設　名	電 話 番 号	F　A　X	電子メール
西 部 環 境 セ ン タ ー	048-623-4100	048-622-5353	seibu-kankyo-center@city.saitama.lg.jp
東 部 環 境 セ ン タ ー	048-684-3802	048-686-0466	tobu-kankyo-center@city.saitama.lg.jp
クリーンセンター大崎	048-878-0989	048-878-0959	clean-center-osaki@city.saitama.lg.jp
桜 環 境 セ ン タ ー	048-710-6010	048-838-5310	sakurakc@epsaitama.co.jp
(仮称) ｻｰﾏﾙｴﾈﾙｷﾞｰｾﾝﾀｰ	未定	未定	未定
東部環境センターへ びん・かんを搬入している 車両の場合	048-684-3802	048-686-0466	tobu-kankyo-center@city.saitama.lg.jp
エコペーパーリサイクル センターへ紙ごみを搬入 している車両の場合	048-829-1335 (廃棄物対策課)	048-829-1991 (廃棄物対策課)	haikibutsu-taisaku@city.saitama.lg.jp

㊟　代車の場合は、一般廃棄物搬入車両証は交付しません。

㊟　故障又は車検以外の理由により、臨時車両の使用を予定している場合は、必ず、事前に廃棄物対策課まで問い合わせてください。

１－３　特別車両　【要綱第１８条】

市清掃センターに可燃物を搬入するために用いる車両について、やむを得ず臨時的または限定的に、塵芥車以外の車両を使用する場合は、特別車両使用届出書を収集の１週間前までに廃棄物対策課まで提出してください。内容により特別車両の使用を認める場合がありますが、使用する場合は、必ず事前に廃棄物対策課まで問い合わせてください。

⑴　提出書類

	提出書類	備考
1	特別車両使用届出書	【要綱様式第２４号】
2	特別車両の車検証の写し	届出日現在で有効なものであること。
3	収集運搬車両の写真	《所定様式（３）》

※その他資料の提出を求める場合があります。

⑵　提出方法等

・　提出時期　　収集日の１週間前までに
・　提 出 先　　さいたま市役所本庁舎　廃棄物対策課窓口
・　提出部数　　１部

１－４　取り扱う一般廃棄物の運搬先の変更　【要綱第１６条第２項】

ペットボトル、紙ごみ、びん・かん（東部環境センターに搬入する場合に限る。）を新たに一般廃棄物として収集運搬する場合、又は、ペットボトルの搬入施設を変更する場合は、変更届の提出が必要になります。なお、事業ごみ、道路公園清掃ごみ、一時多量ごみ、特定家庭用機器一般廃棄物を新たに追加する場合は、事業範囲の変更許可を受ける必要があります。

㊟　後からペットボトルを一般廃棄物として取り扱うことになった場合も届出とします。ペットボトルが売却できない等、一般廃棄物での取扱いが困難な場合は速やかに一般廃棄物でのペットボトルの取扱いをやめるよう、届出を行ってください。

⑴　提出書類

ア　取り扱う一般廃棄物の運搬先を変更した場合

	提出書類	備考
1	一般廃棄物処理業変更届出書	【規則様式第２１号】
2	事業の用に供する施設一覧	【要綱様式第５号】
3	一般廃棄物の運搬先一覧	【要綱様式第１１号】
4	ペットボトルの運搬先との売買契約書の写し又は受入れ承諾書の写し	ペットボトルの運搬先を追加・変更する場合に限る。単価又は「有償で買い受ける」旨の記載が必要。

㊟　車両を増車（塵芥車を除く。）する場合は、別途届出が必要となります。

２　一般廃棄物を市外に搬出して処理する場合の取扱い　【要綱第２３条】

⑴　一般廃棄物の自区内処理の原則及び市外に搬出して処理する場合の取扱い

ア　一般廃棄物の自区内処理の原則

一般廃棄物については、各市町村等が地域内の一般廃棄物を処理するための計画（一般廃棄物処理計画）を策定し、これに基づき処理が行われますので、排出された区域内で処理されるのが原則（自区内処理の原則）です。

イ　一般廃棄物を市外に搬出して処理する場合の取扱い

本市では、次の各号に掲げる条件をすべて満たしている場合には、一般廃棄物の自区内処理の原則の例外として、市外の一般廃棄物の中間処理施設で一般廃棄物を処理することを認めます。

ただし、本市と運搬先市町村等との協議により、市外搬出処理について承認が受けられることが前提となります。

	搬　出　条　件
1	本市の区域内で、当該一般廃棄物の再生利用を行うための中間処理施設が存在しないこと、又は本市の区域内で、当該一般廃棄物の適正な処分を行うことが困難な状況であること。
2	運搬する一般廃棄物は、再生利用するために必要な分別等を予め行っていること。
3	運搬先中間処理業者は、一般廃棄物の再生利用を行うための処分に必要となる一般廃棄物処分業許可及び一般廃棄物処理施設設置許可等を受けている者であること。
4	運搬した一般廃棄物は、運搬先中間処理業者において再生利用を行うための処分を行い、かつ、処分した物が確実に再生利用されること。

⑵　一般廃棄物を市外に搬出して処理する場合の手続き

一般廃棄物を市外へ搬出して処分しようとする場合には、次のとおり、手続きを行ってください。

ただし、法第７条第１項ただし書きに規定する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物、省令第２条及び食品リサイクル法第２１条第２項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可が不要とされている場合については、この手続きは必要ありません。

ア　手続きの流れ

①	許可業者	⇒	さいたま市	さいたま市に対して事前協議
②	さいたま市	⇒	運搬先市町村等	事前協議の内容が本市の搬出条件に適合していた場合、さいたま市が運搬先市町村等に対し意見照会（協議）
③	運搬先市町村等	⇒	さいたま市	運搬先市町村等からさいたま市に対し、搬入の可否について回答
④	さいたま市	⇒	許可業者	さいたま市から許可業者に対して、搬入の可否について通知

⑤ 運搬先を変更した 許可業者 ⇒ さいたま市

さいたま市に対して、運搬先の変更届出

◎　提出書類
・一般廃棄物処理業変更届出書【規則様式第 21 号】
・運搬先市町村等の一般廃棄物収集運搬業許可証の写し（運搬先市町村等の荷おろしに係る許可が必要な場合に限る。）
◎　届出期限：④の通知のあった日から１０日以内
※　以降の手続きが必要となるのは、運搬先市町村等から搬入の承認があった許可業者に限る。

⑥ さいたま市 ⇔ 運搬先を変更した 許可業者

本市の許可証を書き換えて交付

◎　交付窓口：廃棄物対策課窓口（郵送しません。）
※　交付済許可証の原本を返納

イ　市外搬出処理に係る本市との事前協議の実施

一般廃棄物の市外搬出処理をしようとする場合には、次の書類を提出し、本市と事前協議を行ってください。

ただし、運搬先によっては、記載以外の書類の追加提出を指示することがあります。

	提出書類	備考
1	一般廃棄物の市外搬出処理に係る事業計画書	【要綱様式第２２号】
2	運搬先中間処理業者及びその施設に係る添付書類	
	●　一般廃棄物処分業許可証及び一般廃棄物処理施設設置許可証の写し	
	●　食品リサイクル法に基づく再生利用事業登録証明書の写し	運搬先中間処理業者の施設が食品リサイクル法に基づく「登録再生利用事業者」の登録を受けた事業場である場合に限る。
	●　一般廃棄物の受入れを中間処理業者が承諾したことを証する書類	
3	運搬業者（申請者）に係る添付書類	
	●　運搬先市町村等の一般廃棄物収集運搬業許可証の写し	食品リサイクル法に基づく「登録再生利用事業者」の中間処理施設に運搬する場合は不要
	●　当該業務に使用する運搬車両の車検証の写し	
	●　当該業務に使用する運搬車両の写真	《所定様式（３）》
4	一般廃棄物の市外搬出処理に係る排出事業者一覧	【要綱様式第２３号】

・　提出時期　　当該業務を開始しようとする日の４５日前まで
・　提 出 先　　さいたま市役所本庁舎　廃棄物対策課窓口
・　提出部数　　３部（正本１部と副本２部（副本は一式コピーで構いません。）とし、副本の１部は、受理後に申請者に返却します。）

㊟　運搬先市町村に対する搬入の可否の確認は、本市で行います。
㊟　事前協議を行う前に、必ず本市の担当まで問い合わせてください。
㊟　運搬先市町村によって、別途書類を求める場合があります。

㊟　本市の確認及び運搬先市町村等の承認を得ずに、一般廃棄物の市外搬出処理を行うことは認めません。（許可条件違反となります。）

なお、食品リサイクル法第１９条の規定による再生利用事業計画の認定を受けて収集運搬を行う場合は、事前協議の必要はありませんが、事業開始前に必ず本市まで報告してください。

ウ　年度途中で変更が生じた場合の手続き

一般廃棄物の市外搬出処理の内容に変更が生じた場合は、次の書類を提出してください。なお、運搬先の市町村によっては、年度途中での変更を受け付けない場合もあるため、事前に廃棄物対策課までご相談ください。

㋐　排出事業者の増加及び減少の場合

	提出書類	備考
1	一般廃棄物処理業変更届出書	【規則様式第２１号】
2	一般廃棄物の市外搬出処理に係る事業計画書	【要綱様式第２２号】
3	運搬先中間処理業者及びその施設に係る添付書類	
	●　一般廃棄物の受入れを中間処理業者が承諾したことを証する書類	
4	一般廃棄物の市外搬出処理に係る排出事業者一覧	【要綱様式第２３号】

㋑　収集運搬車両の変更等の場合

食品廃棄物の収集運搬を新たな車両で行う場合及び使用する収集運搬車両に変更がある場合には、変更の届出が必要になります。（４０～４３ページで詳細を確認してください。）

※変更届出の提出時期・提出先・提出部数については、４６ページ⑵イと同様です。

エ　翌年度も市外搬出処理を継続する場合の手続き

⑵アに基づき、一般廃棄物を市外に搬出して処理を行っている許可業者が、翌年度も引続き当該事業を継続する場合にあっては、２月上旬までに、翌年度の一般廃棄物の市外搬出処理に係る市外搬出計画書等（⑵イに掲げる書類）を廃棄物対策課に提出してください。

⑶　その他

ア　許可証の書換え交付について

運搬先市町村の搬入承諾が得られた場合は、手続き終了後、許可証を書換え交付します。（計画書の提出窓口で交付しますので、郵送はしません。）

なお、許可証の書換え交付時に、交付済許可証の原本を返納していただきます。

イ　実績報告書の提出について

運搬先市町村の搬入承諾が得られた場合は、搬入開始後、食品廃棄物の収集運搬に関し、毎月、実績の報告が必要となります。（５３～５４ページで詳細を確認してください。）

３　特定家庭用機器一般廃棄物の取扱い

⑴　他の市町等の区域から排出された特定家庭用機器一般廃棄物の市内指定引取場所搬入手続き　【要綱第２３条】

市内で特定家庭用機器一般廃棄物を収集運搬できる許可を有する業者が、他の市町村等の区域から排出された特定家庭用機器一般廃棄物を市内の指定引取場所へ搬入しようとする場合には、予め、排出元市町等から本市に対して、当該業務を実施する業者として、書面で通知されている者でなければ行うことができません。

手続き等の流れについては、次のとおりです。

①	さいたま市	⇒ 排出元市町	近隣市町等に対し、本市内指定引取場所への荷おろしを希望する業者がいるか確認 ◎　時期：２年に１度：偶数年度の概ね１２月頃 ◎　照会先：川口市、戸田市、上尾市、蕨市、伊奈町、久喜市、宮代町等
②	排出元市町	⇒ さいたま市	さいたま市に対し搬入希望業者一覧を提出
③	さいたま市	⇒ 排出元を変更した許可業者	本市から、排出元市町等に変更・追加が生じたことを確認した許可業者に対して、その旨を通知 ※　以降の手続きが必要となるのは、特定家庭用機器一般廃棄物の排出元市町等を変更・追加した許可業者に限る。
④	排出元を変更した許可業者	⇒ さいたま市	さいたま市に対して、本市内指定引取場所に搬入する特定家庭用機器一般廃棄物の排出元市町等に変更・追加があった旨を届出 ◎　提出書類 ・一般廃棄物処理業変更届出書【規則様式第 21 号】 ・排出元市町等の一般廃棄物収集運搬業許可証の写し ◎　届出期限：③の通知のあった日から１０日以内
⑤	さいたま市	⇒ 排出元を変更した許可業者	本市の許可証を書き換えて交付 ◎　交付窓口：廃棄物対策課窓口（郵送しません。） ※　交付済許可証の原本を返納

⑶　その他

ア　収集運搬車両の変更について

特定家庭用機器一般廃棄物の収集運搬に使用する車両に変更がある場合には、変更の届出が必要になります。（４０～４３ページで詳細を確認してください。）

イ　実績報告書の提出について

特定家庭用機器一般廃棄物の収集運搬に関し、毎月、実績の報告が必要となります。（５３～５４ページで詳細を確認してください。）

なお、市外排出された特定家庭用機器一般廃棄物を本市内指定引取場所へ搬入した場合についても、実績の報告をしてください。

4　剪定枝、大型木製品等の木くず及び刈草類の取扱い

⑴　木質系廃棄物のリサイクル等の推進

市内から多量に排出される剪定枝、刈草及び市処理施設での処理が困難な根、株、幹並びに大型木製品等の木質系廃棄物（一般廃棄物であるものに限る。）については、本市の一般廃棄物処分業許可を受けた業者が中間処分（再資源化処理を行う場合に限る。）を行い、市処理施設の処理負担の軽減、一般廃棄物の適正処理体制の確保及びリサイクルの促進を図っています。

㊟　剪定枝及び木の根、株、幹等は、工作物の新築、除去等を目的とした土地の造成工事等に伴って排出されるものを除き、一般廃棄物に区分されます。

㊟　政令改正に伴い、木製パレット及び物品賃貸業（リース業）から排出される木製家具・器具類については、平成２０年４月１日から産業廃棄物に区分替えされました。

⑵　市内の中間処分業者

現在、本市の許可を受けている一般廃棄物中間処分業者は、次のとおりです。

番号	業者名	中間処理施設所在地等	取り扱う一般廃棄物の種類
1	㈲みどりサービス	緑区大字南部領辻３８７１番地１ 電話：048-878-0113	◎　木くず ・　剪定枝、根、株、幹 ◎　刈草類
2	㈲　太　　盛	浦和区大原５丁目１２番１号 電話：048-685-8161	◎　木くず ・　剪定枝、根、株、幹 ・　大型木製品類 ◎　刈草類
3	㈱藤　榮　商　事	岩槻区末田２０４８番２ 電話：048-797-0751	◎　木くず ・　剪定枝、根、株、幹 ・　大型木製品類 ◎　刈草類

⑶　運搬先指定の取扱い

許可証にも記載されているとおり、一般廃棄物収集運搬業者は、本市内から排出された一般廃棄物である剪定枝等の木くず及び刈草類を上記の中間処理施設に搬入することが可能です。

なお、処理料金及び受入条件等については、中間処分業者に直接確認してください。

㊟　一般廃棄物に該当する剪定枝等の木くず及び刈草類については、一般廃棄物中間処分業の許可を受けている業者の処理施設以外へ搬入することはできません。

㊟　市清掃センターに搬入する場合は、受入量及び性状（長さ、太さ等）について制限がありますので、必ず事前に確認してください。

なお、令和７年４月１日から市清掃センターでの事業系木くずの受入れは停止となりますのでご注意ください。

⑷　その他

ア　収集運搬車両の変更について

先述の中間処理施設に搬入する収集運搬車両に変更がある場合には、変更の届出が必要になります。（４０～４３ページで詳細を確認してください。）

イ　実績報告書の提出について

剪定枝等の木くず及び刈草類の収集運搬に関し、毎月、実績の報告が必要となります。（５３～５４ページで詳細を確認してください。）

５　一般家庭から排出された適正処理困難物の取扱い

一般家庭から排出され、さいたま市で処理・収集できない「耐火金庫・オイルヒーター等」の適正処理困難物については、次により一般廃棄物処分業許可業者の施設で処理することとなります。

⑴　対象品目の具体例（市で処理・収集できない適正処理困難物）

ア行　うす（石製・木製）、エンジン機器、オイルヒーター（オイルパネルヒーター）、
カ行　木の根・幹（径が 10 ㎝以上又は長さ 90 ㎝以上のもの）、金庫（耐火金庫等）、 車いす（電動機つき）、車の部品
サ行　シニアカー（電動）、ジャッキ（車用油圧型・ダルマ型）、ソーラー温水器、ソーラーシステム
タ行　太陽ソーラー、電動カート（電動福祉車両）、扉（鉄製）、ドラム缶
ナ行　流し台
ハ行　バイクの部品、発電機、ピアノ、火鉢（鉄製）、フェンス、ポンプ
マ行　モーター類（おもちゃ以外）
ワ行　ワイヤーロープ

※　上記に掲げるもののほか、一般家庭から排出されたごみで市の処理施設で処理が困難なもののうち、上記記載の廃棄物と同様に処理することが可能なもの。（廃棄物対策課にご確認ください。）

⑵　収集運搬業者

適正処理困難物の収集運搬については、対象が一般家庭であるために「一時多量ごみ」の許可を有する収集運搬許可業者が行います。なお、処分料金等は処分業者に事前に確認してください。

※　事業ごみや特定家庭用機器一般廃棄物の許可では、適正処理困難物の収集運搬を行うことはできません。

⑶　処分業者

許可番号	業者名	処理施設所在地等	電話番号
002	㈲太盛	浦和区大原５丁目１２番１号	電話：０４８－６８５－８１６１

⑷　その他

排出者が市内の一般家庭であることを確認するために、処分業者が発行する管理票を使用します。収集運搬の受託前に処分業者に管理票の記載内容を確認してください。

６　資源物の取扱い

⑴　資源物の搬入先

一般廃棄物のうち再生利用されるものの搬入先については、次のとおりです。

区分	種類	搬入先
専ら再生利用の目的となる一般廃棄物	び　ん	指定なし（東部環境センターへの搬入も可能） ただし、令和７年４月以降は産業廃棄物としての取り扱いとなります。
	か　ん	
	古　紙	指定なし
	古繊維	指定なし
ペットボトル		指定なし（ただし、市内で有償売却可能な資源引受業者に限る。）
紙ごみ		エコペーパーリサイクルセンター見沼 所在地：見沼区深作３丁目４１番１０号

㊟　ペットボトルを排出者から一般廃棄物として収集した場合は、その運搬に際しては、買受業者に引き取られるまで廃棄物扱いとなることから、最終的に買受業者に売却する場合であっても、引渡先事業場の市町村長の一般廃棄物収集運搬業の許可が必要となります。

また、一般廃棄物の自区内処理の原則から、本市では、ペットボトルを買受業者へ売却する場合を含めて、**市外への搬出は原則として認めていない**ので注意してください。

㊟　紙ごみ（専ら再生利用の目的となる一般廃棄物である新聞紙、ダンボール等の古紙は含まれない。）であっても、再生利用が可能なものについては、通常の「古紙」と同様に取り扱って差し支えない（搬入先をエコペーパーリサイクルセンターのみに制限しない）ものとします。

㊟　搬入先を指定していない資源物については、引受業者の施設等が生活環境の保全上支障のないものであるか、現地を確認してから、搬入先を決めるようにしてください。

⑵　市処理施設等での資源物の受入基準

本市の東部環境センターと市の委託施設のエコペーパーリサイクルセンター見沼では、リサイクル促進のため、びん、かん及び紙ごみを受入処理しており、許可業者が搬入することができます。受入基準については、次のとおりです。

施設名	受入品目	受入基準
東部環境センター	びん	○　搬入できるのは、飲料用のびん類であること。
		○　キャップは必ずはずし、内容物の混入がないこと。
		○　透明ビニール袋に入れて搬入すること。 （色分けの必要なし。）
	かん	○　搬入できるのは、飲料用のスチール缶、アルミ缶であること。
		○　内容物の混入がないこと。
		○　透明ビニール袋に入れて搬入すること。 （スチール缶とアルミ缶の分別の必要なし。）
エコペーパーリサイクルセンター見沼	紙ごみ	○　搬入できるのは、次の紙及び紙製品であること。 （多少のフィルム、プラスチック、金属が付着している製品でも可。） 紙バッグ、包装紙、菓子箱、ポスター、パンフレット、シュレッダーくず　等 受入の詳細はエコシステムさいたまのホームページ（https://www.ecosystem.or.jp/）を確認すること。
		○　生ごみ、弁当がら等の水分を含んだ物及びびん、かん等の混入がないこと。

なお、これらの資源物を受入基準に従って搬入する際は、一般廃棄物処理手数料を減額する規定が適用されますので、搬入を予定している場合は、事前に申請を行ってください。手続き等については、５５ページで確認してください。

⑶　その他

ア　収集運搬車両の変更について

東部環境センター及びエコペーパーリサイクルセンターに搬入する資源物及びペットボトルの収集運搬に使用する車両に変更がある場合には、変更の届出が必要になります。（４０～４３ページで詳細を確認してください。）

イ　実績報告書の提出について

東部環境センター及びエコペーパーリサイクルセンターに搬入した資源物及びペットボトルの収集運搬に関し、毎月、実績の報告が必要となります。（５３～５４ページで詳細を確認してください。）

7　実績報告　【規則第２４条第１項】

一般廃棄物の収集運搬等に関し、規則の規定に基づき、次のとおり報告書等を提出してください。

⑴　報告対象者等

ア　報告対象者　　取り扱う一般廃棄物の種類が「ごみ」である業者

イ　報告義務

・　実績報告書は、実績の有無に関係なく、毎月必ず提出するものです。
・　実績がない場合についても、それぞれに「実績なし」と記載して、各様式を必ず提出してください。

ウ　報告対象（さいたま市内で収集した一般廃棄物のうち、次のものが報告対象です。）

	一般廃棄物の種類	備　考
1	可燃物及び不燃物	クリーンセンター大崎、西部環境センター、東部環境センター、桜環境センター、（仮称）サーマルエネルギーセンターに搬入したもの
2	びん及びかん	東部環境センターに搬入したもの
3	紙ごみ	エコペーパーリサイクルセンター見沼に搬入したもの
4	ペットボトル	一般廃棄物として収集運搬したもの
5	特定家庭用機器一般廃棄物	指定引取場所に搬入したもの ※　本市の区域外で排出されたものを市内指定引取場所に搬入した場合も報告が必要。
6	食品廃棄物	市外の処理施設に搬入したもの
7	木くず及び刈草類	市内の一般廃棄物中間処理施設に搬入したもの

⑵　提出書類

	提出書類	備考
1	一般廃棄物（可燃物・不燃物）収集運搬状況報告書	【規則様式第２５号】
2	一般廃棄物（資源物）収集運搬状況報告書	【規則様式第２５号の２】
3	一般廃棄物計量集計表	【規則様式第２５号の３】

㊟　記入に際しては、別添の記載例を確認するとともに、次の事項については、特に注意してください。

・　すべての排出者の名称・所在地を必ず記載し、「他〇〇箇所」などと省略記載はしないでください。

・　定期的に収集している排出者だけでなく、臨時契約者（引越しに伴う一時多量ごみや適正処理困難物の収集を依頼した個人を含む。）についても、名称・所在地を記載してください。

・　排出事業者の本社等と複数店舗の収集運搬業務を一括契約している場合については、排出場所（店舗）ごとに記載してください。

⑶　提出方法等

・　提出時期　　当該月分について、翌月１０日までに提出
・　提 出 先　　さいたま市役所本庁舎　廃棄物対策課窓口（郵送又は持参）
・　提出部数　　１部
・　そ の 他　　電子データで提出することも可能です。　※５

※５　電子データによる実績報告について

電子データによる実績報告を行う場合は、下記市役所のホームページより書式（Word版）をダウンロードしてください。

記

一般廃棄物収集運搬業の許可を有する者の申請・届出・報告について

https://www.city.saitama.jp/005/002/007/001/ippaitetsuduki.html

８　一般廃棄物処理手数料　【条例第２９条、第３１条及び規則第１８条】

⑴　ごみ処理施設（東部環境センターのかん・びんの受入れを除く。）

許可業者が本市の一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設に限る。）に搬入する際の一般廃棄物処理手数料は、１０kgにつき２４０円で算定した額に１００分の１１０を乗じて得た額（１０円未満の端数は切捨て）となります。

なお、手数料の納付手続きに関しては、事前に搬入先の各施設へ問い合わせてください。

施　設　名	電 話 番 号
クリーンセンター大崎	048-878-0989
西 部 環 境 セ ン タ ー	048-623-4100
東 部 環 境 セ ン タ ー	048-684-3802
桜 環 境 セ ン タ ー	048-710-6010
（仮称）サーマルエネルギーセンター	未定

⑵　その他の処理施設

リサイクル促進のため、次の施設に受入基準に従って資源物を搬入する際の一般廃棄物処理手数料は、１０kgにつき１００円で算定した額に１００分の１１０を乗じて得た額（１０円未満の端数は切捨て）に減額しています。

搬入を予定している場合には、次により、事前に手数料の減額申請を行ってください。

なお、手数料の納付手続きに関しては、事前に廃棄物対策課へ問い合わせてください。

ア　手数料の減額対象施設及び受入品目

対象施設	受入品目
東部環境センター	飲料用びん・かん
エコペーパーリサイクルセンター見沼：見沼区深作３丁目４１番１０号	紙ごみ

㊟　各施設では、受入基準を定めていますので、遵守して搬入してください。なお、受入基準の詳細は、５２ページで確認してください。

イ　提出書類

	提出書類	備考
1	手数料等減額（免除）申請書	【規則様式第１２号】
2	一般廃棄物処理手数料月払い申請書	《所定様式》

㊟　１、２の様式の記載例は、さいたま市公式ウェブサイトに掲載しています。また、様式のダウンロードも可能です。

ウ　提出方法等

- 提出時期　　随時
- 提 出 先　　さいたま市役所本庁舎　廃棄物対策課窓口
- 提出部数　　１部

減額申請の問い合わせ先	電 話 番 号
廃棄物対策課事業系ごみ係	048-829-1335

９　一般家庭から排出される引越し等に伴う一時多量ごみの搬入について

引越し等に伴い一時多量に排出される家庭系一般廃棄物については、排出者による市清掃センターへの直接搬入または、一般廃棄物収集運搬業許可業者（一時多量ごみの品目を有する者に限る。）への委託によって処理することとなります。一般家庭より収集運搬を受託した場合は、次のとおり事前に搬入する清掃センターへ連絡し届出（協議）を行ってください。

なお、引越業者からさいたま市の一般家庭の引越廃棄物の運搬依頼を受けた場合は引越業者が委任を受けたことを示す書類（写しでも可）も提出してください。

(1)　提出書類

	提出書類	備考
1	引越し等に伴う多量ごみ搬入届（許可業者用）	【所定様式第５号】
2	搬入する廃棄物の状況等が確認できる写真	《任意様式》 廃棄物の種類、量及び排出元の状況などがわかるように撮影したもの（適宜、複数枚）
3	排出者及び住所が確認できる書類（写し可） （引越業者から引越ごみを引き取る場合は排出者が引越業者へ引越ごみの処理を委任することを示す書類を添付すること。）	詳細は所定様式第５号の記入事項を確認すること。

(2)　提出先

許可証において指定されている清掃センターへ届出（協議）を行ってください。

施　設　名	電 話 番 号	ＦＡＸ 番 号
クリーンセンター大崎	048-878-0989	048-878-0959
西 部 環 境 セ ン タ ー	048-623-4100	048-622-5353
東 部 環 境 セ ン タ ー	048-684-3802	048-686-0466
桜 環 境 セ ン タ ー	048-710-6010	048-838-5310
(仮称)サーマルエネルギーセンター	未定	未定

Ⅳ　許可後の諸手続き　し尿及び浄化槽汚泥

１　変更届（収集運搬車両の変更の場合）

本市の一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬業務に使用する車両に変更又は廃止があるときは、次により、届出を行ってください。

車両変更の場合は、新規車両の使用権原及び粒子状物質（ＰＭ）規制への対応状況等について確認します。

⑴　提出書類

ア　車両変更

	提出書類	備考
1	一般廃棄物処理業変更届出書	【規則様式第２１号】
2	新規収集運搬車両の車検証の写し	届出日現在で有効なものであること。
3	新規収集運搬車両の写真	《所定様式》
4	粒子状物質減少装置装着証明書の写し　※１	規制対象車両の場合に限る。

※１　粒子状物質減少装置装着証明書について

①　運行規制制度の概要

平成１５年１０月１日から、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の条例に基づくディーゼル車の運行規制が実施されています。

- 粒子状物質（ＰＭ）排出基準を満たさないディーゼル車は、１都３県の地域で運行禁止
- ただし、規制対象車両も初度登録から７年間は適用を猶予
- 平成１８年４月１日から、埼玉県及び東京都では規制基準を強化

②　運行規制対象車両

九都県市あおぞらネットワークのホームページ（http://www.9taiki.jp）又は九都県市首脳会議で発行しているパンフレット等で御確認ください。

③　運行規制対象車両に係る添付書類

粒子状物質（ＰＭ）減少装置を装着しなければ、排出基準に適合させることができない車両については、粒子状物質（ＰＭ）減少装置装着証明書の写しを添付してください。

イ　登録廃止

	提出書類	備考
1	一般廃棄物処理業変更届出書	【規則様式第２１号】
2	廃止車両の一般廃棄物搬入車両証の原本	

⑵　提出方法等

- 提出時期　　変更した日から１０日以内
- 提 出 先　　さいたま市役所本庁舎　廃棄物対策課窓口
- 提出部数　　１部

㊟　センターへの搬入開始手続きに日数を要しますので、早めに届出をしてください。

⑶　その他

ア　一般廃棄物搬入車両証の交付について

変更の届出に伴い、車両に変更又は追加があった場合は、後日、新たな一般廃棄物搬入車両証を交付します。（車両変更以外の変更（例：代表者の変更、住所変更等）の場合は届出書の提出時に新しい車両証の交付を希望する旨の申出が無い場合、交付しません。）

なお、交付時に、廃止車両の一般廃棄物搬入車両証の原本を返納していただきます。

イ　一般廃棄物搬入車両証の再交付の申出について

交付を受けた一般廃棄物搬入車両証を紛失し、又はき損したときは、直ちに届出て再交付を受けてください。

第３編　一般廃棄物処理業務に関するＱ＆Ａ

一般廃棄物処理業務に関するＱ＆Ａ

１　許可後の諸手続きに関する事項

①　届出等に関する全般事項

Ｑ１　当社では、市内事業場の移転を計画しておりますが、移転先の事業場は代表者の個人名義で所有しています。この場合、変更届出の添付書類には何が必要ですか？

Ａ　許可業者が法人である場合、その代表者個人とは人格が異なりますので、その施設等の所有権があると認められるには、当該法人の名義になっている必要があります。

　このケースでは、あくまでも個人名義ということになり、その法人に所有権があるとは認められませんので、法人が使用権原を有していることを確認する書類として、当該法人と代表者（個人として）との間で交わされた、賃貸借契約書の写しの提出が必要です。

Ｑ２　届出を行った際に、控えを１部いただきたいのですが？

Ａ　所定の提出部数に１部追加して提出してください。受領印を押印して返却します。

②　役員の変更等

Ｑ３　新たに取締役に就任した役員がいますが、この者は、一般廃棄物処理業務には関与していません。この場合でも、役員変更に係る届出は必要ですか？

Ａ　その法人に係るすべての役員等（代表者のほか、監査役、法定代理人、政令で定める使用人等を含みます。）について、変更があった場合には、届出が必要となります。

Ｑ４　当社では、５％以上の株式を保有する株主に変更があり、そのうちの１人が法人となりましたが、変更の届出をする必要がありますか？

Ａ　５％以上の株式を保有する株主が法人の場合であっても、届出は必要です。
またその場合、添付書類の【欠格要件に該当しない者である旨の申出書】に当該法人について記載する必要はありませんが、登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の添付が必要です。

Ｑ５　役員として新たに外国籍の者が就任しましたが、外国籍の者なので、身分証明書が提出できません。変更届出の際、代わりの書類を提出する必要がありますか？

Ａ　身分証明書に代わる書類の提出は不要です。なお、「住民票の写し」及び「登記されていないことの証明書」は発行されますので、提出してください。

Ｑ６　現在、個人で一般廃棄物収集運搬業の許可を取得して業務を行っています。将来的には、自分の息子にその許可を承継させたいのですが、法人の代表者変更のようなことは、個人業者の場合でも可能ですか？

Ａ　個人業者の許可は、その個人の一身専属の許可となりますので、その許可を他人に承継させることはできません。

　なお、個人業者が新たに当該個人を代表者とする法人を設立する場合も、個人と法人では人格が異なりますので、当該法人に許可を承継させることはできません。これらの場合は新たに許可を受ける必要がありますので、事前に担当までご相談ください。

Ｑ７　日本環境衛生センターの「一般廃棄物実務管理者講習」は毎年受講するのですか？

Ａ　修了者（申請者または申請者の使用人）が本市業務に携わっている間は、毎年受講する必要はありませんが、許可更新の際に修了証の写しを添付する必要があります。ただし、添付する修了証の有効期限は５年度とします（例：令和３年１１月１０日修了⇒令和８年３月３１日まで有効）。

③　市内事業場（営業所）

Ｑ８　市内事業場（営業所）はどの程度のものでしょうか？

Ａ　必ずしも支店登記されていることは要しませんが、本市内の業務を行う拠点として日常その場所で営業行為がなされていることが認められなくてはなりません。

そのため、必要な人員が常に配置され、その場所で電話やファックス、人の応対が常にできる状態であることは勿論、事業者としての表示（文字テープ等の簡易なものではない看板等）や電話機、ファクシミリの他、パソコン、印刷機等の必要な事務機器、また営業活動が行われていることが見受けられる各種帳簿や書類、書籍、文房具、勤怠管理に必要な物、その他が備わっている等、真にその場所が事務所とされている実態が必要です。

なお、その場所が事務所として機能できる場所であることの担保として、賃借物件の場合は申請者が借主であり、事務所用途として許可を受ける期間を含む契約の証が必要です。また、都市計画法や建築基準法、農地法、その他法令に適合していない物件（特に調整区域内の物件）は注意してください。

稀にある事例として、市内のアパート等の一室を借り受け、玄関扉に文字テープで事業者名を表示し、机の上に電話機やファクシミリ、ファイル冊子などが並べられただけの写真を添付した申請があり、その後当課で現地を訪ねてもいつも不在であり、電話をかけると他の場所の電話に転送されていたなど、市内事業場としての実態がないものがありました。この様な場合は、虚偽の申請であったとして法７条の４第１項第６号の規定により許可が取消しされることがあります。（Ｐ２６参照）

※　許可を受けた後は、不定期に事業場の実態について確認調査を行うことがありますので、注意してください。

Ｑ９　市内営業所を移転した場合に現地確認はありますか？

Ａ　市内営業所の所在地を変更した場合は、変更届出後に市職員が現地確認を行います。

Ｑ１０　市内営業所に掲示する看板の設置に関する基準はありますか？

Ａ　特に定めはありませんが、外部（入口等）から容易に確認できる場所、大きさで設置され、恒久的な材質で容易に外れない様固定設置されているものが望ましいです。なお、文字テープやラミネート加工で作成したものは仮のものとして認めません。

Ｑ１１　一般廃棄物処理業務に関する市からの文書の送付及び電話連絡等は、市外の本社宛てでお願いしたいのですが？

Ａ　本社が市外にあり、市内に営業所のみの場合は、本市からの文書による通知及び電話連絡は、すべて当該営業所（市内営業所が複数ある場合には、許可申請の際に、優先順位１位に指定した営業所）に対して行います。また、市内営業所宛てにＦＡＸを使用して文書通知等を行う場合もあります。

このため、市内営業所に郵便物が確実に配達されるように、また、電話及びＦＡＸによる通話・通信が業務時間中常時できるように、必要な措置を講じてください。

なお、市内事業場（市内営業所）の設置は、本市の一般廃棄物処理業の許可基準の１つですので、廃止した場合は次回の許可が受けられなくなります。

Ｑ１２　さいたま市の公式Ｗｅｂサイトで公開されている一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者一覧に掲載されている所在地及び電話番号を市外にある本社の所在地及び電話番号に変更してもらうことはできますか？

Ａ　本市が公開している収集運搬許可業者一覧では、市内営業所の所在地と電話番号を掲載することとしています。

なお、市内事業場（市内営業所）の設置は、本市の一般廃棄物処理業の許可基準の１つとなっていますので、廃止した場合は次回の許可が受けられなくなります。

④　車両保管場所及び洗車設備

Ｑ１３　車両保管場所を市外に移転させることはできますか？

Ａ　車両保管場所は、必ずしも市内にある必要はありません。

なお、車両保管場所の所在地を変更した場合は、変更届出後に市職員が現地確認を行います。移転先が市外の場合であっても不定期に現地確認を行い、適切な使用状況でない場合は、是正措置を講じていただくようになります。

Ｑ１４　洗車場所には、どのような設備が必要ですか？

Ａ　高圧洗浄装置等の洗浄設備の他に、排水を処理してから適切な放流先に放流できることが必要となります。

場内で、汚水が地下浸透するようなことがあってはいけませんので、床面を舗装するなどの地下浸透防止措置を講じる必要があります。

排水を処理する設備としては、浄化槽のような生物処理できる設備があることが望ましいのですが、少なくともグリストラップ（油水分離槽）は必要です。また、排水とともに固形分が流出することがないように、固形物を回収する措置を講じてください。

なお、グリストラップがない又は適切な排水の放流先がない場合は、洗浄設備があっても洗車設備と認められませんので、適切な洗車場所を別途確保する必要があります。

⑤　積替え保管場所

Ｑ１５　現在、許可を受けて積替え保管を行っている事業場を市内の別の場所に移転したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

Ａ　事業範囲の変更許可を受ける必要があります。
手続きの詳細については、事前に担当まで相談してください。
なお、市外に移転することは認められません。

Ｑ１６　現在、許可を受けて積替え保管を行っている事業場内で、保管施設の面積を拡張したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

Ａ　事業範囲の変更許可を受ける必要があります。
手続きの詳細については、事前に担当まで相談してください。

Ｑ１７　現在、許可を受けて積替え保管を行っている事業場内で、保管施設を移設させたいのですが、どのような手続きが必要ですか？

Ａ　保管面積の拡大を伴わない場合は、変更届出の取扱いとなります。
なお、移設に伴い保管面積を拡大する場合には、事業範囲の変更許可を受ける必要があります。
手続きの詳細については、事前に担当まで相談してください。

⑥　収集運搬車両

Ｑ１８　助手席側のドアが全面ガラス張りで、車両基準に定める許可番号等の表示をすることができません。どうしたらよいですか？

Ａ　助手席側ドア部分に所定事項を表示するスペースが確保できない場合は、後部荷台部分に表示するなどの方法により、必ず、車体側面の左右それぞれに表示してください。

Ｑ１９　収集運搬車両の車体後部に車両基準に定める【さいたま市一般廃棄物処理業許可車】の表示をしようとしましたが、文字の大きさの都合上、１行で表示することができません。どうしたらよいですか？

Ａ　１行で表示できない場合は、２段書きにしても構いません。それでも表示ができない場合には、多少文字サイズを小さくして表示することも、やむを得ないものとします。

Ｑ２０　代車にもカラーリング及び車体表示が必要で、さいたま市専用車両でなければなりませんか？

Ａ　車検・故障による臨時車両の使用の際は、カラーリング・車体表示の必要はありません。専用車両である必要もありません。また、現行どおり、様式第２１号（臨時車両使用届出書）により届出が必要になります。

Ｑ２１　市清掃センターに可燃物を運搬する車両は、塵芥車に限るとのことですが、狭い場所の収集等のために、塵芥車以外を使用することはできますか？

Ａ　事前に廃棄物対策課までご相談ください。内容により（狭い道路を通行する収集・神社のお札の収集等）、臨時的措置として認める場合があります。廃棄物対策課の承諾を得てから契約を締結してください。また、様式第２４号（特別車両使用申請書）により申請が必要になります。

Ｑ２２　収集車に標語・ＩＳＯ取得・会社電話番号などは入れてよいですか？

Ａ　事前に廃棄物対策課までご相談ください。定められた車両表示と本市専用のカラーリングが不明瞭になるようなデザインは認められませんが、一般廃棄物収集運搬業務や会社のＰＲに関する表示であれば認める場合があります。

Ｑ２３　さいたま市専用車両を他市町村の一般廃棄物の収集や産業廃棄物の臨時車両として使用することや、予備車として登録することは認められますか？

Ａ　認められません。

Ｑ２４　さいたま市専用車両を他市町村の専ら物や有価物の収集に使用することはできますか？

Ａ　「さいたま市一般廃棄物収集運搬専用車両」なので、使用できません。なお、さいたま市で収集した専ら物を他市におろすことは可能です。

Ｑ２５　さいたま市専用車両をさいたま市の専ら物の収集に使用することはできますか？

Ａ　使用できます。

Ｑ２６　食品リサイクル（他市に荷卸し）の場合でも、他市の事業所を収集すると重複使用となってしまうのですか？

Ａ　その通りです。ただし、本市清掃センターへ可燃物の搬入を行わない車両であれば、届出により重複使用は可能です。

Ｑ２７　専ら物やペットボトルを運搬する場合も専用車両としなければなりませんか？

Ａ　市清掃センターに搬入する塵芥車については、本市専用車両となります。次の例を参照してください。

「A 車両」の搬入先【市清掃ｾﾝﾀｰ・東部環境センター（かん・びん搬入）・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ有償売却先・古紙問屋】

「B 車両」の搬入先【東部環境センター（かん・びん搬入）・ｴｺﾍﾟｰﾊﾟｰﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ】

「C 車両」の搬入先【ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ有償売却先・指定引取場所・木くず処分施設・食品ﾘｻｲｸﾙ施設】

「D 車両」の搬入先【古紙問屋・びん及びかん引受業者・古繊維引受業者】

「E 車両」の搬入先【市清掃センターへ一時多量ごみの搬入】

	許可車両登録の有無	車両表示の有無	車両証掲示の有無	本市専用又は他市重複可
「A 車両」は、市清掃センター（西部環境センター・東部環境センター・クリーンセンター大崎・桜環境センター、（仮称）サーマルエネルギーセンター）へ可燃物を搬入する「塵芥車」。	○	○	○	本市専用車両（専用カラー）
「B 車両」は、市清掃センターへの可燃物の搬入は無いが、市処理施設（東部環境センター（かん・びん搬入）・ｴｺﾍﾟｰﾊﾟｰﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ）への搬入がある。	○	○	×	他市重複使用可（様式１８号及び１９号提出）
「C 車両」は、市処理施設への搬入は無いが、一般廃棄物（ペットボトル・特定家庭用機器一般廃棄物・木くず・食品廃棄物等）を収集運搬する。	○	×	×	他市重複使用可（様式提出無）
「D 車両」は、市処理施設への搬入が無く、専ら物（古紙・古繊維・くず鉄・あきびん類）のみを収集運搬する。	×	×	×	他市重複使用可（様式提出無）
「E 車両」は、市清掃センター（西部環境センター・東部環境センター・クリーンセンター大崎・桜環境センター、（仮称）サーマルエネルギーセンター）へ一時多量ごみを搬入する「平ボディ車」。	○	○	○	他市重複使用可（様式１８号及び１９号提出）

Ｑ２８　市専用カラーに関して、ピンク色であれば濃淡の規制はないですか？

Ａ　いいえ。要綱のとおり、日本塗料工業会標準色見本帳　色票番号０２－８０Ｈのピンク色で塗装をしなければなりません。イメージは次のとおりとなります。
　また、さいたま市の「さ」は「さ」ではありません。

【側面イメージ】

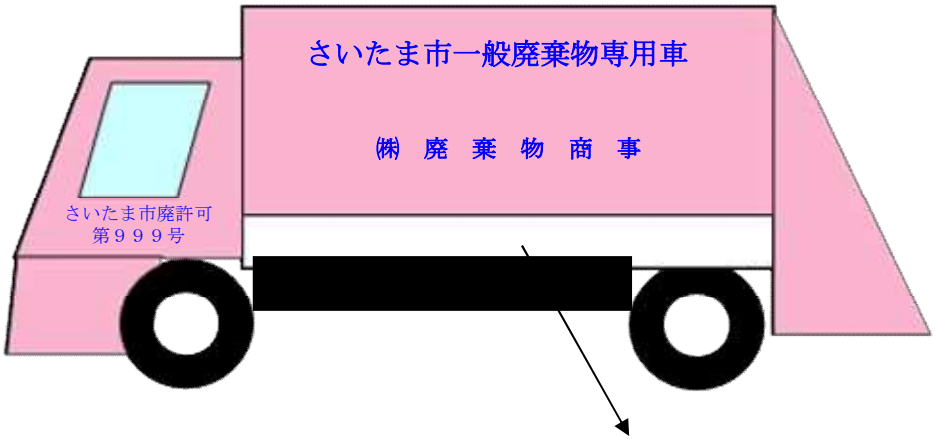

最下部は幅 15 ㎝程度の白色帯とすること。

【背面イメージ】

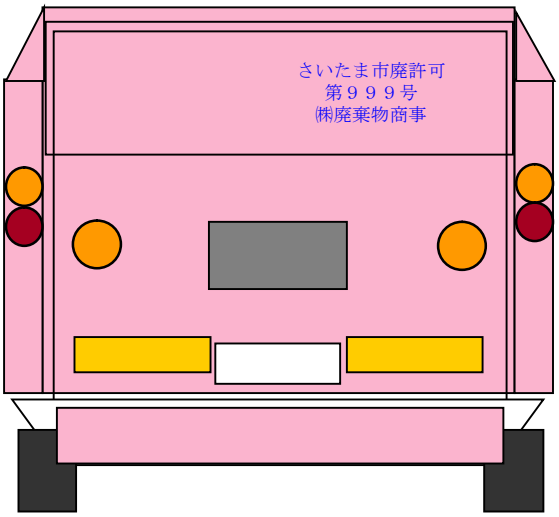

２　一般廃棄物処理業務に関する事項

①　ごみの排出事業者との契約

Ｑ２９　排出事業者から収集業務を受託する際、書面で契約を締結していない場合があるのですが、問題ありますか？

Ａ　一般廃棄物の処理委託契約については、産業廃棄物の場合とは異なり、書面で契約を締結することについての法的義務付けはありません。

しかし、排出者責任の徹底及び契約事項の明確化の観点から、排出者と書面で契約するようにしてください。

Ｑ３０　排出事業者と書面で契約を行う際には、具体的に何を記載すればよいですか？

Ａ　契約書は、排出者責任の観点から、あくまでも排出事業者が作成すべきですが、法では産業廃棄物の処理委託契約について、書面で記載すべき事項を定めていますので、この内容に準じて書面を作成するとよいでしょう。

【参考】　産業廃棄物の処理委託契約に係る契約書の法定記載事項等（抜粋）

◎　記載事項

ア　委託する廃棄物の種類及び数量

イ　運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地

ウ　委託契約の有効期間

エ　委託者が受託者に支払う料金

オ　受託者が許可を受けた者である場合には、その事業の範囲

カ　廃棄物の運搬に係る契約にあっては、受託者が当該委託契約に係る廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、その場所の所在地並びにその場所で保管できる廃棄物の種類及び積替えの保管上限

キ　受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項

ク　委託契約を解除した場合の処理されない廃棄物の取扱いに関する事項

◎　委託契約書に添付すべき書類　　収集運搬業の許可証の写し

また、分別区分と分別収集したものの運搬先（売却・処理委託の区分及び再生利用の方法等も含む。）を明らかにするなどして、排出者に対して、分別排出を意識付けさせてください。

Ｑ３１　複数の事業者が入居しているテナントビルから排出される一般廃棄物の収集運搬を行う場合には、ビルの管理者との間で一般廃棄物の処理に係る契約を一括して行ってもよいですか？

Ａ　ビルの管理者と一括して契約することは可能ですが、この場合でも、排出者責任は個々の事業者にありますので、この旨、ビル管理者および個々の事業者に対して適切に周知してください。

なお、産業廃棄物の処理委託契約の場合には、このような方法は認められていませんので、注意してください。

Ｑ３２　事務所から排出される乾電池及び蛍光管を一般廃棄物の処理契約で取り扱ってよいですか？

Ａ　事業所から排出された乾電池及び廃蛍光管は、いずれも産業廃棄物に該当します。
　たとえ、少量であっても、産業廃棄物を一般廃棄物として処理することはできませんので、排出者に対して、産業廃棄物処理業の許可を有する者に処理を委託するよう指導してください。

②　ごみの指定搬入先の変更

Ｑ３３　この度、市内事業場（営業所及び車両保管場所）を移転しました。
**　現在は、Ａ清掃センターへ搬入することと許可証で指定を受けていますが、事業場の移転に伴い、効率よく運搬できるＢ清掃センターに搬入したいのですが、指定搬入先を変更してもらうことは可能ですか？**

Ａ　ごみの指定搬入先については、許可後に営業所又は車両保管場所を移転した場合でも、変更しません。
　指定搬入先は、各施設の処理能力と搬入量のバランス等を考慮して市が決めていますので、自己都合による指定搬入先の変更はできません。また、施設の老朽化等により、搬入センターの変更を市から通知する場合もあります。

③　食品廃棄物の取扱い

Ｑ３４　弁当屋から排出される食品廃棄物をリサイクルしたいと考えています。
**　この弁当屋は、店舗内で弁当を製造して、店頭で消費者に直接販売を行っていますが、この場合、弁当屋は食料品製造業者に該当し、排出される食品廃棄物は産業廃棄物になるのでしょうか？**

Ａ　食品廃棄物は、食料品製造業から排出された場合には産業廃棄物の「動植物性残さ」に該当します。事業者の業種の確認は総務省が定める「日本標準産業分類」（書籍が販売されています。）で行いますが、この中で、いわゆる製造小売業者は「小売業」として位置付けられています。
　したがって、このケースでは「製造業」には該当しないと考えられますので、一般廃棄物である食品廃棄物として取り扱うことになります。

Ｑ３５　食品関連事業者以外の排出事業者から委託を受けて、食品廃棄物を市外の資源化施設に運搬することは可能ですか？

Ａ　本市の市外搬出処理の基準に適合し、運搬先市町村の合意が得られれば可能です。
　ただし、排出事業者が食品関連事業者でない場合には、一般廃棄物収集運搬業の許可の特例を受けられませんので、運搬先の市町村長の一般廃棄物収集運搬業の許可が必要となります。

メ　モ　欄

資　料　編

Ⅰ　様式の記載例……　１

Ⅱ　許可関係規定（条例・規則・要綱等）……　２２

様式第２０号（第２１条関係）

一般廃棄物処理業廃止届出書

令和〇〇年　**△△**月　**××**日

（あて先）さいたま市長

住　　所　**さいたま市浦和区常盤６－４－４**
氏　　名　**㈱さいたま清掃**
代表取締役　さいたま 太郎
（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
電話番号　**０４８－８２９－１３３５**

次のとおり業を廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条の２第３項の規定により届け出ます。

許可番号	**さいたま市廃許可第〇〇〇号**	
廃止の内容	廃止区分	☐ 事業の全部廃止　☑ 事業の一部廃止
	廃止した事業の内容	該当する方にチェックすること。 **一般廃棄物収集運搬業（ごみ）のうち、特定家庭用機器一般廃棄物の収集運搬業務**
廃止後の事業の範囲（収集若しくは運搬又は処分の事業の一部の廃止である場合に記載すること。）	業の区分	☑ 収集・運搬業（　**積替え保管を除く。**　） ☐ 処分業（　）
	取り扱う一般廃棄物の種類	**ごみ（事業系ごみに限る。）**
廃止年月日	**令和〇〇年〇〇月〇〇日**	
廃止の理由	**事業系ごみのみ収集運搬を行うこととしたため。**	
備考		

様式第２１号（第２１条関係）

一般廃棄物処理業変更届出書

令和〇〇年　△△月　××日

（あて先）さいたま市長

住　　所　**さいたま市浦和区常盤６－４－４**
氏　　名　**㈱さいたま清掃**
代表取締役　さいたま 太郎
（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
電話番号　**０４８－８２９－１３３５**

次のとおり住所等を変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条の２第３項又はさいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則第２１条第５項の規定により届け出ます。

許可番号	**さいたま市廃許可第〇〇〇号**		
業の区分	☑ 収集・運搬業（**積替え保管を除く。**） □ 処分業（　）		
変更内容	変更前	**例１：役員変更の場合** **代表取締役　与野一郎** **取締役　さいたま太郎**	**例２：車両変更の場合** **大宮８００あ１１１１** **・可燃物運搬用** **・本市一般廃棄物専用車両**
	変更後	**代表取締役　さいたま太郎** **退任　与野一郎**	**大宮８００あ２２２２** **・ペットボトル運搬用** **・本市一般廃棄物専用車両**
変更理由	ごみの収集運搬車両については、車両ナンバーのほか、必ず次の事項を記載すること。 ①　運搬する一般廃棄物の具体的な種類 （可燃、紙ごみ、ペットボトル、食品廃棄物、特定家庭用機器一般廃棄物又はその他の一般廃棄物のうち、いずれの運搬に使用するものであるか明らかにすること。） ②　他の市町村等の一般廃棄物収集運搬業務又は産業廃棄物収集運搬業務に使用する車両であるか否か		
変更年月日	**令和**〇〇年　〇〇月　〇〇日 変更年月日は、変更の事実が発生した日を記載すること。		
備考	**クリーンセンター大崎搬入開始希望日：令和〇〇年〇〇月〇〇日** 市のごみ処理施設に搬入する車両の場合は、必ず搬入開始希望日を記載すること。 希望日は、提出日の４開庁日目（土日、祝日含まず。）以降とすること。		

様式第２１号の２（第２１条関係）

一般廃棄物処理業欠格要件該当届出書

令和〇〇年　△△月　××日

（宛先）　さいたま市長

住　　所　**さいたま市浦和区常盤６－４－４**
氏　　名　**㈱さいたま清掃**
代表取締役　さいたま 太郎
（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
電話番号　**０４８－８２９－１３３５**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条の２第４項の規定により、欠格要件に該当する旨、次のとおり届け出ます。

法第７条第１項又は第６項に係る許可年月日及び許可番号	**許可年月日：令和〇〇年〇〇月〇〇日** **許可番号：さいたま市廃許可第〇〇〇号**
法第７条第５項第４号ロからトまで又はリからルまで（同号リからルまでに掲げる者にあっては、同号イ又はチに係るものを除く。）のうち該当するに至ったもの及び該当するに至った具体的事由	**例１** **〇　該当条項** **廃棄物の処理及び清掃に関する法律** **第７条第５項第４号ロ** **〇　該当するに至った具体的事由：** **当社の取締役である　さいたま三郎は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に△△地方裁判所から破産宣告を受けたことにより、欠格要件に該当するに至ったものです。** **例２** **〇　該当条項** **廃棄物の処理及び清掃に関する法律** **第７条第５項第４号ホ** **〇　該当するに至った具体的事由：** **当社は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に□□県から産業廃棄物収集運搬業許可の取消しの行政処分を受けたことにより、欠格要件に該当するに至ったものです。**
当該欠格要件に該当するに至った年月日	**令和**〇〇年　〇〇月　〇〇日
備　考	

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第５項第４号イ（心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者）の該当に至った場合は本様式ではなく、様式第２１号の３に定める一般廃棄物処理業欠格要件該当届出書（心身の故障用）を速やかに提出すること。

様式第２２号(第２２条、第２３条の３関係)

一般廃棄物処理業・施設設置許可証再交付申請書

令和〇〇年　△△月　××日

（あて先）　さいたま市長

住　　所　**さいたま市浦和区常盤６－４－４**
氏　　名　**㈱さいたま清掃**
代表取締役　さいたま 太郎
（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
電話番号　**０４８－８２９－１３３５**

一般廃棄物処理業・施設設置の許可証を紛失・き損したので、さいたま市廃棄物の処理及び　再生利用に関する条例第３３条第２項の規定により次のとおり再交付を申請します。

許　可　番　号	**さいたま市廃許可第〇〇〇号**
紛失・き損年月日	**令和**〇〇年　〇〇月　〇〇日
紛失・き損理由	☑ 紛失　　□ き損 **この度、当社は事務所を移転したところですが、その際に許可証を紛失したことに気が付きました。移転のための備品等の搬出作業中に、誤って処分してしまったと考えられます。現在のところ発見には至っておりません。**
添付書類 き損した場合は、き損した許可証	

許可証を紛失又はき損したことが明らかになった日を記載すること。

該当する方にチェックすること。

許可証を紛失又はき損するに至った経緯を記載すること。

様式第２５号（その１）（第２４条関係）

一般廃棄物（可燃物・不燃物）収集運搬状況報告書

令和〇〇年△△月××日

（あて先）さいたま市長

住　　所　**さいたま市浦和区常盤６－４－４**

氏　　名　**㈱さいたま清掃**

代表取締役　さいたま 太郎

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号　**０４８－８２９－１３３５**

一般廃棄物（可燃物・不燃物）の収集運搬状況について次のとおり報告します。

〇〇年△△月分　報告対象年月を記載すること。

排出者		収集運搬量（ｋｇ）		
住所（所在地）	氏名（名称）	可燃物	不燃物	計
浦和区常盤 1-1-1	**㈱さいたま販売**	**４００**	**０**	**４００**
浦和区常盤 1-1-2	**㈱常盤物流**	**１００**	**０**	**１００**
南区沼影 1-1-3	**㈱浦和書店**	**３００**	**０**	**３００**
住所（所在地）は、区別に記入すること。				
計				

一般廃棄物収集運搬状況報告書の記載に際しての注意事項

１　可燃物及び不燃物の実績については、様式第２５号（その１、その２）に記載し、資源物の実績については、様式第２５号の２（その１、その２）に記載すること。

２　実績がない場合についても、「実績なし」と記載して様式第２５号（その１）と様式第２５号の２（その１）は、必ず提出すること。

３　すべての排出者の名称、所在地を必ず記載し、「他〇〇箇所」などと省略記載はしないこと。

４　定期的に収集している排出者だけでなく、臨時契約者（引越し等に伴い一時多量ごみの収集を依頼した個人等）についても、必ず記載すること。

５　本社やビル等と複数店舗の収集運搬業務を一括契約している場合は、排出場所（店舗）ごとに記載すること。

合計欄は、最終ページに総合計のみを記載すればよい。

注　この報告書は、当該月分について翌月１０日までに提出すること。

様式第２５号（その２）（第２４条関係）

〇〇年△△月分　報告対象年月を記載すること。　氏名又は名称　㈱さいたま清掃

排出者		収集運搬量（ｋｇ）		
住所（所在地）	氏名（名称）	可燃物	不燃物	計
計		８００	０	８００

前頁の様式第２５号（その１）の続きを記入すること。

合計欄は、最終ページに総合計を記載すること。

注　この報告書は、当該月分について翌月１０日までに提出すること。

様式第２５号の２（その１）（第２４条関係）

一般廃棄物（資源物）収集運搬状況報告書

令和〇〇年△△月××日

（あて先）さいたま市長

住　　所　**さいたま市浦和区常盤６－４－４**

氏　　名　**㈱さいたま清掃**

代表取締役　さいたま 太郎

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号　**０４８－８２９－１３３５**

報告対象年月を記載すること。

紙ごみは、エコペーパーリサイクルセンターに搬入したものについてのみ記入すればよい。

具体的な一般廃棄物の種類を記載すること。

物（資源物）　。

〇〇年△△月分

排出者		収集運搬量（ｋｇ）					
住所（所在地）	氏名（名称）	紙ごみ	ペットボトル	かん	びん	家電	その他 **食品廃棄物**
浦和区常盤 1-1-1	**㈱さいたま販売**	**４００**	**１００**	**１００**	**１００**		
浦和区常盤 1-1-2	**㈱常盤物流**	**１００**	**１００**				
南区沼影 1-1-3	**㈱浦和書店**	**1,500**	**３００**				
見沼区東大宮 3-3-4	**レストラン埼玉 東大宮店**						**８００**
北区日進 1-1-1	**レストラン埼玉 日進店**						**４００**
北区宮原町 2-2-2	**大宮　太郎**					**テレビ**	
西区指扇 100-1	**さいたま 二郎**					**冷蔵庫**	
特定家庭用機器一般廃棄物 上尾市内排出分						**エアコン 5台**	
計							

かんとびんは、東部環境センターリサイクル施設に搬入したものについてのみ記入すればよい。

本社やビル等と複数店舗の収集運搬業務を一括契約している場合でも、排出場所（店舗）ごとに記載すること。

特定家庭用機器一般廃棄物は、家電の欄にテレビ、冷蔵庫等の種類を明記し、合計欄には台数を記入すること。
また、事業所から排出されたものは産業廃棄物のため記入しない。

住所（所在地）は、区別に記入すること。

市外排出分の特定家庭用機器一般廃棄物は、排出元市町村ごと、かつ、品目ごとにまとめて記載すればよい。
住所（所在地）欄は、排出元市町村名を記入すればよい。
（個々の排出者について記入する必要はない。）

注　この報告　　該月分について翌月１０日までに提出すること。

合計欄は、最終ページに総合計のみを記載すればよい。

様式第２５号の２（その２）（第２４条関係）

一般廃棄物（資源物）収集運搬状況報告書

報告対象年月を記載すること。

令和〇〇年△△月　　氏名又は名称　**㈱さいたま清掃**

具体的な一般廃棄物の種類を記載すること。

排出者		収集運搬量（ｋｇ）					
住所（所在地）	氏名（名称）	紙ごみ	ペットボトル	かん	びん	家電	その他 **食品廃棄物**

前頁の様式第２５の２号（その１）の続きを記入すること。

資源物等の取扱いに関する注意事項

１　紙ごみについて
　紙ごみ（専ら再生利用の目的となる一般廃棄物である新聞紙、ダンボール等の古紙は含まれない。）については、本市の指定施設（エコペーパーリサイクルセンター）に搬入したもののみを記載すること。

２　ペットボトルについて
　ペットボトル（一般廃棄物であるものに限る。）の再生利用を図るため、分別収集した場合に、その実績を記載すること。また、産業廃棄物で取り扱ったペットボトルについては記入しない。
　なお、ペットボトルは専ら再生利用の目的となる一般廃棄物として認められていないので、一般廃棄物である場合には、市外の引取場所への運搬は、売却する場合も含めて原則としてできないので、注意すること。

３　かんとびんについて
　かんとびんは、東部環境センターリサイクル施設に搬入したものについてのみ実績を記載すること。民間の引取業者等に搬入したものについては、記載する必要はない。

４　特定家庭用機器一般廃棄物について
　事業所から排出されたものは産業廃棄物となるので、一般家庭から排出されたもののみを記載すること。

５　食品廃棄物について
　食品廃棄物（一般廃棄物であるものに限る。）の再生利用を図るため、分別収集し市外の堆肥化、飼料化施設等に運搬した場合に、その実績を記載すること。

計		2,000	５００	１００	１００	7	1,200

合計欄は、最終ページに総合計を記載すること。

注　この報告書は、当該月分について翌月１０日までに提出すること。

様式第２５号の３（第２４条関係）

一 般 廃 棄 物 計 量 集 計 表

提出日を記載すること。

令和〇〇年△△月××日

報告対象年月を記載すること。

令和〇〇年　□□月分　　氏名又は名称　㈱さいたま清掃

取扱廃棄物	搬入回数	事業所数	搬入量	搬入先
可燃物	6	3	０．８トン	東部環境センター
紙ごみ	2	3	２トン	エコペーパー リサイクルセンター浦和
ペットボトル	1	3	０．５トン	〇〇商事㈱ さいたま市〇〇区△△町□丁目□番
かん	1			東部環境センターリサイクル施設
びん	1	1	０．１トン	東部環境センターリサイクル施設
食品廃棄物	1	2	１．２トン	㈱△△産業 〇〇市△△町□丁目□番
特定家庭用機器一般廃棄物 テレビ	1	1	１台	さいたま市内指定引取場所
特定家庭用機器一般廃棄物 冷蔵庫	1	1	１台	さいたま市内指定引取場所
特定家庭用機器一般廃棄物 エアコン（上尾市内排出分）	1	5	５台	さいたま市内指定引取場所

かんとびんは、東部環境センターリサイクル施設に搬入したものについてのみ記載すればよい。

市外排出分の特定家庭用機器一般廃棄物は、排出元市町村ごと、かつ、品目ごとにまとめて記載する。

一般廃棄物計量集計表の記載に際しての注意事項

１　この表では、一般廃棄物の種類ごと、かつ、搬入先ごとに、１か月分の実績を集計すること。
２　搬入回数は、報告対象月ののべ搬入回数を記載すること。
３　事業所数は、報告対象月の排出事業所の合計数を記載すること。
４　搬入量の欄には、数量の単位を記入すること。なお、特定家庭用機器一般廃棄物については、テレビ、冷蔵庫等の種類ごとに台数を記載すること。
５　搬入先の欄には、民間施設（紙ごみ及び特定家庭用機器一般廃棄物の場合を除く。）に搬入する場合には、名称のほか、その所在地も記載すること。

注　この報告書は、当該月分について翌月１０日までに提出すること。

様式第１号

欠格要件に該当しない者である旨の申出書

令和○○年○○月○○日

（あて先）さいたま市長

住　所　**○○市○○町○丁目○○番地**
氏　名　**㈱□□産業　代表取締役**　○○○○
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

私は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第５項第４号イからルのいずれにも該当しない旨を申し出ます。

番号	役職名	氏　　名	本　　籍　　地
	生　年　月　日		住　　所
1	**代表取締役**	○○　○○	**○○市○○町○丁目○○番地**
	S○○.○○.○○		**○○市○○町○丁目○○番地**
2	**監査役**	○○　○○	**○○市○○町○丁目○○番地**
	H○○.○○.○○		**○○市○○町○丁目○○番地**

本籍地と住所の両方を必ず記載すること。

新たに就任した法定代理人、役員及び政令使用人について記載すること。
変更のない者については、改めて申し出る必要はない。
法人が新たに株主又は出資者となった場合は、記載不要。ただし、当該法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を添付すること。

様式第７号

一般廃棄物収集運搬車両の積載方法等説明書

申請者名　　㈱□□産業

１　自動車登録番号　　**大宮○○○あ○○○○**

塵芥車以外で可燃物等（食品廃棄物、一時多量ごみ含む）・紙ごみ・木くずを運搬する車両ごとに作成すること。

２　運搬する一般廃棄物の具体的な種類

- **一時多量ごみ（家庭から排出されるもえないごみ）を市清掃センターへ搬入。**
- **紙ごみを市指定施設へ搬入。**
- **木くずを市許可施設へ搬入。**
- **厨芥類は運搬しません。**

運搬する一般廃棄物の種類及びその性状（専ら物は東部環境センターリサイクル施設に搬入する場合を除き、記載不要）等を具体的に記載すること。なお、厨芥類の運搬に使用するかどうかを必ず記載すること。

３　じんかい車以外の車両を使用せざるを得ない理由

一時多量ごみの収集運搬には、平ボディ車を使用しなければならないため。

紙ごみをダンボール等古紙類と一緒に運搬するため、キャブ車で分別収集する必要がある。

道路公園等清掃ごみの限定許可のため、経済的な理由による。

具体的な理由を必ず記載すること。

４　一般廃棄物（汚水を含む。）が飛散し、流出し及び悪臭が漏れないようにするための具体的な積載方法

コンテナを使用して運搬します。なお、コンテナは有蓋構造となっており、かつ、開口部にはゴムパッキンが使用されているため、汚水漏れは生じません。

飛散する可能性のある廃棄物は、ビニール袋に入れて強化プラスチック製の密封形容器に入れて運搬することとしております。また、容器が倒れないようにロープ及びゴムバンドで固定し、荷台にシートをかけて運搬します。

対策を具体的に記載すること。
厨芥類を含む廃棄物は、ビニール袋を使用する場合であっても、密封形容器を使用せずに運搬することは認めません。

※１　積載状況が確認できる状態の車両の写真をＡ４用紙に貼付して提出すること。
※２　密封形容器等を運搬容器として用いる場合は、その容器（使用する容器すべて）の写真をＡ４用紙に貼付して提出すること。
※３　脱着式コンテナ車を使用する場合は、そのコンテナ（使用するコンテナすべて）の写真をＡ４用紙に貼付して提出すること。
※４　３ヵ月以内に撮影したものを添付すること。

様式第 18 号

誓　約　書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）さいたま市長

住　所　**さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号**
氏　名　**㈱□□産業　代表取締役**〇〇〇〇
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

私は、産業廃棄物及び他市町村から排出された一般廃棄物をさいたま市の廃棄物処理施設に搬入しないことを誓約します。

（重複使用の理由）
例：
一時多量ごみ（家庭系ごみ）の中の不燃ごみは市清掃センターからの指示により、キャブ車で運搬しますが、一時多量ごみの契約件数が少ないために、経済的な理由により、さいたま市専用車両とすることができません。そのため、次のとおり、他許可業務との重複使用をお願いいたします。

〇重複車両及び重複許可業務
大宮１００あ１２３４（△△市・□□市一般廃棄物収集運搬、産業廃棄物収集運搬）
大宮１００え５６７８（産業廃棄物収集運搬）

重複車両及び重複許可業務を記入すること。ただし、市清掃センターに搬入する塵芥車は、重複使用することができません。

様式第 19 号

一般廃棄物収集運搬車両運行計画書

申請者名　　㈱□□産業

番号は、記入不要。

番号　　自動車登録番号（※１）　**大宮○○○あ○○○○**　　最大積載量　○○○○ｋｇ

※番号は「一般廃棄物収集運搬車両一覧」の番号を記入すること。

使用曜日（※２）	運行計画				
	使用する市町村	用途（※３）	搬入場所	搬入予定時間	搬入予定量（ｋｇ）（※４）
月曜日	**さいたま市**	**かん・びん収集運搬**	**東部環境センターリサイクル施設**	**9 時、11 時**	**1,600**
〃	**川口市**	**一般廃棄物収集運搬**	**朝日環境センター**	**15 時 30 分**	**1,800**
火曜日	**さいたま市**	**紙ごみ収集運搬**	**エコペーパーリサイクルセンター**	**16 時**	**200**
〃	**〃**	**産業廃棄物収集運搬**	**○○市△△町1-1-1 ㈱○○商店**	**16 時**	**1,800**
水曜日	**さいたま市**	**一時多量ごみ収集運搬**	**クリーンセンター大崎**	**16 時**	**1,000**
木曜日	**さいたま市、川口市、蕨市**	**古紙収集運搬**	**○○市△△町1-1-1 ㈲○○**	**10 時、14 時**	**3,500**
金曜日	**戸田市**	**一般廃棄物収集運搬**	**蕨・戸田衛生センター**	**10 時**	**1,800**
〃	**春日部市、蓮田市、川越市**	**産業廃棄物収集運搬**	**□□市××町2-100 ○○㈱**	**17 時**	**1,800**
土曜日	**さいたま市、川口市**	**産業廃棄物収集運搬**	**○○市△△町 3ー4-5 ㈱○○商店**	**17 時**	**9,000**
日曜日	**戸田市、蕨市**	**古紙収集運搬**	**○○市△△町1-2-3 ㈱○○**	**10 時**	**1,800**

（特記事項）（※５）

○○市、△△町の一般廃棄物収集運搬車両としても登録されていますが、臨時に使用するのみで、定期的な運行計画はありません。

定期運行に使用していない市町村等も含めて、登録されているすべての市町村等での運用概要を記載すること。

※１　この書類は、他市町村の一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の収集運搬業に使用する車両１台ごとに作成するほか、増車登録する車両についても作成すること。

※２　使用する曜日ごとに記載すること。同じ曜日に複数の市町村で使用する場合には、下の行に続けて記載すること。

※３　用途は、廃棄物を収集運搬する場合には廃棄物の種類、ほかの用途に使用する場合にはその用途を記載すること。同じ市町村で複数の用途に使用する場合には、その用途及び搬入場所ごとに下の行に続けて記載すること。

※４　搬入予定量は、合計を記載すること。

※５　臨時使用する場合等で、曜日ごとに記載し難い事項については、特記事項欄に記載すること。

様式第 21 号

臨時車両使用届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

（あて先）

搬入先施設にチェックすること。

□ 西 部 環

□ 東 部 環

☑ クリーンセンター大崎

□ 桜 環 境 セ ン タ ー

□ 東 部 環 境 セ ン タ ー（びん・かん

□ 廃 棄 物 対 策 課 長（紙ごみ）

廃棄物対策課へは紙ごみをエコペーパーリサイクルセンターに搬入する場合のみ必要。

（搬入先の□をレ点でチェックしてください）

許可業者名 **㈱□□産業**

代 表 者 名 **代表取締役** 〇〇〇〇

担 当 者 名 △△△△

電 話 番 号 〇〇〇－〇〇〇〇

下記のとおり、臨時車両を使用したいので申し出ます。

記

許 可 番 号	さいたま市廃許可 第 〇〇〇 号	
車両ナンバー	登録車両	**大宮**〇〇〇**あ**〇〇〇〇
	臨時車両	**大宮**△△△**あ**△△△△
理 由	１．車両故障 （2）．車 検 ３．その他（具体的理由を記入すること。）	
使 用 期 間	**令和** 〇〇年 〇〇月 〇〇日 ～ **令和** 〇〇年 △△月 △△日	

該当する番号を〇で囲むこと。
また、車両故障、車検以外で代車を使用する場合は、具体的理由を必ず記載すること。
なお、代車の使用期間が概ね２週間を超えると見込まれるとき及び臨時増車として使用する場合は、必ず廃棄物対策課へ問い合わせること。

代車の使用期間を必ず記載すること。

＊ 臨時に使用する車検証の写しをこの用紙とともにＦＡＸすること。

＊ 必ず事前に搬入先の環境センターに電話連絡すること。

メールでの提出も可能です。

様式第 22 号

一般廃棄物の市外搬出処理に係る事業計画書

令和〇〇年　**△△**月　**××**日

（あて先）　さいたま市長

住　　所　　**さいたま市浦和区常盤６－４－４**
氏　　名　　**㈱さいたま清掃**

代表取締役　さいたま 太郎
（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
電話番号　　**０４８－８２９－１３３６**

一般廃棄物の市外搬出処理に関して、次のとおり事業計画書を提出します。

運搬する一般廃棄物の種類		**食品廃棄物**
運搬先中間処理業者	業者名	**㈱〇〇クリーン**
	施設所在地	**埼玉県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番**
	一般廃棄物処理施設設置許可の状況	**埼玉県知事許可　許可年月日：令和〇〇年〇月〇日**
	一般廃棄物処分業許可の状況	**〇〇市長許可　　許可期限：令和〇〇年〇月〇日**
	その他の法律に係る許可等の状況	**食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第１１条第１項の規定による登録再生利用事業者の事業場 登録の有効期限：令和〇〇年〇月〇日**
	一般廃棄物の処分の方法	**発酵乾燥による堆肥化及び飼料化**
	処分後の利用方法	**堆肥：堆肥原料として製造業者へ売却 飼料：飼料製品として農家等へ販売**
運搬業者	運搬業者	**㈱さいたま清掃**
	一般廃棄物収集運搬業許可の状況（搬出先市町村等に係るもの）	**〇〇市長許可　　許可期限：令和〇〇年〇月〇日**
	使用する運搬車両のナンバー及び車体の形状	**①　大宮８００あ１１１１（塵芥車） ②　大宮８００あ２２２２（塵芥車）**
排出者	排出者（排出店舗等）の件数	**５件**
	月間及び年間の予定排出量	**５トン／月：６０トン／年**
搬出期間		**令和〇〇年〇月〇日**
備考		

様式第23号

一般廃棄物の市外搬出処理に係る排出事業者一覧

申請者名　㈱さいたま清掃

番号	排出事業者の名称	排出場所	排出予定量（kg）	
			月間	年間
1	レストラン○○　岩槻店	さいたま市○○区○○町○丁目○○番	400	4,800
2	レストラン○○　与野店	さいたま市○○区○○町○丁目○○番	400	4,800
3	スーパー△△　大宮店	さいたま市○○区○○町○丁目○○番	2,000	24,000
4	スーパー△△　浦和店	さいたま市○○区○○町○丁目○○番	2,000	24,000
5	ラーメン□□さいたま店	さいたま市○○区○○町○丁目○○番	200	2,400
計		5件	5,000	60,000

様式第24号

特別車両使用届出書

令和〇〇年　△△月　××日

（あて先）　さいたま市長

住　　所　　**さいたま市浦和区常盤６－４－４**
氏　　名　　**㈱環境さいたま**

代表取締役　さいたま 桜子
（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
電話番号　　**０４８－８２９－１３３５**

一般廃棄物収集運搬に関して、特別車両の使用を申し出ます。

車両ナンバー	**大宮〇〇〇あ〇〇〇〇**	
車体の形状	**キャブ車**	
特別車両使用理由	**塵芥収集車両では入れないビルの地下駐車場のごみ収集を行なうために、キャブ車の使用を申請します。**	
運搬する一般廃棄物の種類	**可燃ごみ**	
一般廃棄物の飛散流出防止方法	**ポリ容器に可燃ごみを入れ、倒れないようにロープ及びゴムバンドで固定し、荷台をシートで覆います。**	
排出者及び排出量	**★★商事株式会社**	**３００ｋｇ/日**
使用期間	**令和**〇〇年　△△月　××日　～　**令和**〇〇年　△△月　××日	

＊自動車検査証の写し及び車両の写真をこの用紙とともに提出すること。
＊事前に廃棄物対策課へ相談し、１週間前までに関係書類を提出すること。

《様式（1)》

市内事業場の案内図及び配置図

申請者名　　㈱□□産業

1　名称及び所在地　　**さいたま第一営業所　　さいたま市○○区○○町○丁目○○番地**

2　案内図

本市の許可業務に使用する市内事業場（主たる事務所、事務所、営業所）について作成すること。
事業場が複数ある場合は、事業場ごとに作成すること。

・　住宅地図等を切り取って貼ってもよい。
・　別紙に作図してもよい。
・　方角を図示すること。

案内図は、駅又は主要道路（国道、県道）から当該事業場までの道順を記載すること。
また、目印となる交差点及び建物等の名称も記載すること。

3　配置図

・　事務所を含む事業場全体の配置図とすること。
・　事務所を部分的に賃借している場合は、申請者が使用できる部分を明示していること。
（建物の一部を賃借している場合は、建物内部の配置図も作図し、申請者が使用できる部分を明示していること。）
・　別紙に作図してもよい。
・　方角を図示すること。

※　事業場の写真を次により、Ａ４用紙に貼付して提出すること。
◎　事業場（敷地）の全景、事務所（建物）の全景及び申請者の名称のある看板を撮影したもの
◎　事務所内部の全景を撮影したもの（建物全景と間取りの確認ができる角度のもの含め。）
◎　３ヵ月以内に撮影したものを添付すること（撮影年月日を写し込むこと）

《様式（2)》

車両保管場所の案内図及び配置図

申請者名　　㈱□□産業

1　所在地　　○○市○○町○丁目○○番地　外○筆

代表地番を記載するとともに、合計筆数が確認できるように、「外○筆」と記載すること。
また、車両保管場所が市内事業場と同じ場所であっても、それぞれ作成すること。

2　案内図

本市の許可業務に使用する車両保管場所（市外の車両保管場所を含む。）について作成すること。
保管場所が複数ある場合は、保管場所ごとに作成すること。

・　住宅地図等を切り取って貼ってもよい。
・　別紙に作図してもよい。
・　方角を図示すること。

案内図は、駅又は主要道路（国道、県道）から当該事業場までの道順を記載すること。
また、目印となる交差点及び建物等の名称も記載すること。

3　配置図

・　車両保管場所を含む事業場全体の配置図とすること。
・　収集運搬車両の保管台数分の駐車区画を１台ごとに明示していること。
・　当該車両保管場所に洗車設備（洗浄装置及び汚水処理設備があるものをいう。）を有している場合は、洗浄装置及び汚水処理設備の位置を配置図に明示するとともに、その排水の放流先（公共下水道、河川等）を明記すること。
・　別紙に作図してもよい。
・　方角を図示すること。

※　車両保管場所の全景及び洗車設備（当該車両保管場所にある場合に限る。）を撮影した写真をＡ４用紙に貼付して提出すること。
◎　３ヵ月以内に撮影したものを添付すること（撮影年月日を写し込むこと）

《様式（3)》

一般廃棄物収集運搬車両の写真

No.

番号は、記載不要。

1　自動車登録番号　　**大宮○○○あ○○○○**

2　収集運搬車両の写真（斜め前）

・　車体全体が写っているものであること。
・　ナンバー、車体表示及び車両の形状が明瞭に確認できるものであること。
・　申請日以前３ヶ月以内に撮影したものであること。
・　写真のサイズは、概ねたて８ｃｍ、よこ１２ｃｍ以上とすること。

※車両表示が不明瞭な場合は、横から写した写真を追加すること。

3　収集運搬車両の写真（斜め後ろ）

・　車体全体が写っているものであること。
・　ナンバー、車体表示及び車両の形状が明瞭に確認できるものであること。
・　車両側面の４辺すべてが写っているものであること。
（例：左斜め前から撮影した場合は、右斜め後ろの写真を貼付すること。）
・　申請日以前３ヶ月以内に撮影したものであること。
・　写真のサイズは、概ねたて８ｃｍ、よこ１２ｃｍ以上とすること。

※車両表示が不明瞭な場合は、横から写した写真を追加すること。

《様式（5)》

引越し等に伴う多量ごみ搬入届（許可業者用）

搬入先清掃センター宛
（センター名記入）

届出日　令和〇〇年□□月△△日
搬入日　令和〇〇年□□月△△日

さいたま市　**〇〇環境センター**　宛

届出者　住　　所　〒 330-9588 さいたま市桜区道場 4-3-1
氏　　名　埼玉 桜　（排出者との関係　子　）
電話番号　048-829-1111

排出者（届出者と同じ場合は記入不要）
住　　所　〒 330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4
氏　　名　埼玉 太郎
電話番号　048-829-1335

届出者と排出者が異なる場合は必ず関係を記入してください。引越業者が依頼者の場合は氏名に会社名を記入し、関係には「引越」と記入してください。

１．廃棄物の種類と数量　　【特定適正処理困難物　有・無　】

可燃物　２００ｋｇ
不燃物　４００ｋｇ
スプリング入りソファー（２人用）１台

２．多量搬入理由

施設への入所に伴い、自宅にて多量の廃棄物が出るため。

搬入者　許可番号　〇〇〇
会 社 名　㈱廃棄物商事
担当者名　△△　〇〇
電話番号　048-829-1335
ＦＡＸ　048-829-1991

搬入車両番号　大宮〇〇〇　あ　□□□□

※注意事項
・廃棄物の種類や量、搬入車両の関係など、事前に搬入先へ相談すること。
・前日までに届出できない場合は搬入先へ相談の上、搬入届を電子メール又はＦＡＸで送付すること。搬入当日には原本を持参し提出すること。
・排出者の所在地等が確認できるもの（個人宅の場合は公共料金の領収書等、引越業者の場合は元の排出者の委任状、別居家族等による代理依頼の場合は排出者との関係を示すもの）の原本または写しを持参すること。
・代理依頼が可能なのは家族及び親族、それに準じる者及び排出者より引越の依頼を受け、廃棄物処理の委任を受けた運送業者（引越業者）です。
・排出元や廃棄物の種類、量を撮影した写真（複数枚）を提示すること。

搬入時間　月曜日～金曜日　午前８時３０分～１１時３０分，午後１時００分～４時００分

センター確認欄

搬出場所	写真の確認	計量確認	プラットホーム確認

１　さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例　（抜粋）

平成１３年５月１日
条例第１９５号

第５章　一般廃棄物の処理等

(一般廃棄物処理計画)
第２１条　市長は、法第６条第１項の規定により、一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定め、告示するものとする。
２　市長は、前項の一般廃棄物処理計画に重要な変更があったときは、その都度告示するものとする。

(家庭系廃棄物の処理)
第２２条　市長は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

(事業系一般廃棄物の処理)
第２４条　事業者は、事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行う者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。
２　事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、一般廃棄物処理計画に従わなければならない。
３　市長は、家庭系廃棄物の処分に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の処分を市の処理施設において行うことができる。

(一般廃棄物の受入基準等)
第２４条の２　一般廃棄物を市長の指定する廃棄物処理施設(以下「指定処理施設」という。)に搬入しようとする者は、規則で定める受入基準及び市長の指示に従わなければならない。
２　市長は、前項に規定する受入基準又は指示に違反して一般廃棄物を指定処理施設に搬入しようとする者に対して、当該一般廃棄物の受入れを拒否することができる。
３　市長は、第１項に規定する受入基準又は指示に違反して一般廃棄物が指定処理施設に搬入されたときは、当該廃棄物を搬入した者に対し、当該廃棄物の除却及び期間を定めて指定処理施設への搬入の停止を命じることができる。
(追加〔平成 18 年条例 21 号〕)

第６章　一般廃棄物処理等の手数料等

(一般廃棄物処理の手数料)
第２９条　地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第２２７条の規定により、市が徴収する一般廃棄物処理手数料は、別表第１に掲げる区分に応じ算定した額に１００分の１１０を乗じて得た額とする。ただし、その額に１０円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。
２　略
３　第１項の手数料の算定の基礎となる廃棄物の数量は、市長の認定するところによる。
４　前３項に定めるもののほか、手数料の徴収に関し必要な事項は、規則で定める。
(一部改正〔平成 16 年条例 41 号〕)

(手数料等の減免)
第３１条　市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第２９条第１項の手数料又は前条第１項に定める費用(次項において「手数料等」という。)を減額し、又は免除することができる。
２　前項に定めるもののほか、手数料等の減額又は免除に関し必要な事項は、規則で定める。

第７章　廃棄物処理業等
(全部改正〔平成 13 年条例 314 号〕)

(許可申請等の手数料)
第３２条　別表第３に掲げる許可等の申請をしようとする者は、その区分に応じて、同表に定める手数料を申請の際に納付しなければならない。
(全部改正〔平成 13 年条例 314 号〕)

(許可証の交付)
第３３条　市長は、別表第３第１項から第８項までに掲げる許可又は許可の更新をしたときは、許可証を交付するものとする。
２　前項の規定により許可証の交付を受けた者は、当該交付を受けた許可証を紛失し、又はき損したときは、直ちに市長に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。
(全部改正〔平成 13 年条例 314 号〕)

(許可証再交付申請手数料)
第３４条　前条第２項の規定により許可証の再交付を受けようとする者(別表第３第７項及び第８項に掲げる許可に係る許可証の交付を受けた者を除く。)は、１件につき 2,000 円の手数料を申請の際に納付しなければならない。
(全部改正〔平成 13 年条例 314 号〕)

別表第１(第２９条関係)

種別	区分	基準	金額		備考
			市が収集、運搬及び処分するもの	市が処分のみするもの	
その他の一般廃棄物	事業活動に伴って生ずるもの	10kg につき	＼	240 円	

別表第３(第３２条関係)
(全部改正〔平成 13 年条例 314 号〕、一部改正〔平成 15 年条例 75 号・18 年 21 号〕)

区分	基準	金額
法第７条第１項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	１件につき	17,000 円(他の市町村等の区域から排出された特定家庭用機器再商品化法(平成 10 年法律第 97 号)第２条第５項に規定する特定家庭用機器廃棄物の同法第１７条に規定する指定引取場所への搬入のみの許可申請(以下「廃家電品限定許可申請」という。)の場合については、5,000 円)
法第７条第２項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	１件につき	15,000 円(廃家電品限定許可申請の場合については、4,000 円)
法第７条の２第１項の規定による一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	１件につき	12,000 円

２　さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則　（抜粋）

平成１３年５月１日
規則第１４２号

第３章　一般廃棄物の処理等

(一般廃棄物処理計画)
第１０条　条例第２１条第１項の一般廃棄物の処理に関する計画には、次の事項を定めるものとする。
(1)　一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
(2)　一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
(3)　分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
(4)　一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
(5)　一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
(6)　排出禁止物に関する事項
(7)　家庭系廃棄物の処理に関する事項
(8)　事業系一般廃棄物の処理に関する事項
(9)　前各号に掲げるもののほか、一般廃棄物の処理に関し必要な事項

(受入基準等)
第１０条の２　条例第２４条の２第１項(条例第２５条第２項において準用する場合を含む。)の規則で定める受入基準は、別表第１に掲げるとおりとする。ただし、市長が認めた場合は、この限りでない。
２　前項に規定するもののほか、指定処理施設における廃棄物の受入基準に関し必要な事項は、市長が別に定める。

３　市長は、条例第２４条の２第３項(条例第 25 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による指定処理施設への搬入の停止を命ずるときは、書面により当該命令を受けた者に通知するものとする。
(追加〔平成 18 年規則 88 号〕)

(一般廃棄物の処理申請等)
第１４条　次の各号に掲げる一般廃棄物の収集、運搬及び処分(し尿以外の事業活動に伴って生じる一般廃棄物の収集及び運搬を除く。)を市に申請しようとする者は、当該各号に定める申請書を市長に申請しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情があるときは、口頭その他の方法によることができる。
(1)～(4)　略
２　略
３　条例第２４条に規定する事業系一般廃棄物及び条例第２５条第１項に規定する市が処分できる産業廃棄物の処分申請等に関しては、別に定める。
４　前項の規定は、第１項の一般廃棄物の処分のみの場合に関して準用する。
(一部改正〔平成 18 年規則 88 号〕)

(手数料の徴収方法等)
第１５条　条例第２９条第１項及び第３０条第１項に規定する一般廃棄物処理手数料等は、次に掲げる区分により徴収する。ただし、特別の契約により徴収するものについては、その契約に定めるところによる。
(1)～(4)　略
(5)　事業活動に伴って生ずる廃棄物　毎月又はその都度
(6)　略
２～４　略
(一部改正〔平成 16 年規則 89 号〕)

(手数料等の減免の基準及び額)
第 18 条　条例第３１条第１項の規定による手数料　又は費用（以下「手数料等」という。）の減額又は免除について、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる措置を講じるものとする。
(1)　生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 11 条第 1 項に掲げる保護を受けている場合　免除
(2)　前号に準じるものと認められる場合　免除
(3)　条例第 21 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理計画に従い、資源の有効利用を図るため、事業系一般廃棄物を分別し、市の指定する処理施設に搬入した場合(当該一般廃棄物処理計画に従って分別され、搬入された事業系一般廃棄物に係る手数料等に限る。)　減額（事業系一般廃棄物１０キログラムにつき１４０円を乗じて得た額に、１００分の１１０を乗じて得た金額。ただし、その額に１０円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。）
(4)　災害その他市長が特別の理由があると認める場合　免除
２　条例第 31 条第 1 項の規定により手数料等の減額又は免除を受けようとする者は、手数料等減額(免除)申請書(様式第 12 号)により市長に申請しなければならない。ただし、前項第 1 号及び第 4 号に掲げる者がし尿に係る手数料の減額又は免除を受けようとする場合において、市長が認めたときは、この限りでない。
３　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、減額又は免除の可否を決定して、手数料等減額(免除)決定・却下通知書(様式第 13 号)により当該申請者に通知するものとする。
４　手数料等の減額又は免除を受けている者は、その事実が消滅したときは、速やかに市長に届け出なければならない。(一部改正〔令和 6 年規則 6 号〕)

第４章　廃棄物処理業等
(一部改正〔平成 14 年規則 1 号〕)

(一般廃棄物処理業の許可の申請)
第１９条　法第７条第１項に規定する一般廃棄物の収集若しくは運搬の業(以下この条において「収集運搬業」という。)の許可若しくは同条第６項に規定する一般廃棄物の処分の業の許可を受けようとする者又は同条第２項若しくは第７項に規定する許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物処理業許可申請書(様式第 14 号)により市長に申請しなければならない。
２　前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、条例別表第３第１項又は第２項に規定する廃家電品限定許可申請であって、市長が認めた場合は、第４号から第７号まで及び第１１号から第１３号までに掲げる書類を除くことができる。
(1)　申請者が法人にあっては、定款又は寄附行為及び商業登記法(昭和 38 年法律第 125 号)第１０条第１項に規定する登記事項証明書(以下「商業登記事項証明書」という。)
(2)　申請者又は代表者の印鑑を証明する書類
(3)　申請者が法第７条第５項第４号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
(4)　申請者の直前３年(許可の更新を受けようとする場合は、直前２年)の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書
(5)　申請者の直前３年(許可の更新を受けようとする場合は、直前２年)の各事業年度における本市の市民税(法人にあっては、法人市民税)並びに固定資産税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
(6)　事業計画書

(7)　従業員名簿
(8)　事業の用に供する施設の一覧及び概要(案内図、配置図及び構造図)
(9)　収集運搬車両一覧表(収集運搬業の場合に限る。)
(10)　申請者が第８号に掲げる施設及び前号に掲げる収集運搬車両の所有権を有すること(申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること)を証する書類
(11)　一般廃棄物排出(予定)者一覧表
(12)　収集運搬及び中間処分後の廃棄物等の運搬先一覧表
(13)　収集運搬及び中間処分後の廃棄物等の運搬先(市の処理施設を除く。)を証する書類
(14)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
(15)　前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに掲げる者は本籍地の記載のある住民票の写し、市区町村長の発行する身分証明書及び法第７条第５項第４号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類を添付しなければならない。ただし、条例別表第３第１項又は第２項に規定する廃家電品限定許可申請であって、市長が認めた場合は、添付を省略することができる。
ア　申請者が個人である場合において、当該個人
イ　申請者が法第７条第５項第４号リに規定する未成年者である場合において、当該法定代理人
ウ　申請者が法人にあっては、法第７条第５項第４号ヌに規定する役員
エ　申請者が法人である場合において、発行済株式総数の１００分の５以上の株式を保有する株主又は出資の額１００分の５以上の額に相当する出資をしている者(以下「株主等」という。)があるときは、当該株主等（これらの者が法人である場合を除く。）
オ　申請者に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号)第４条の７に規定する使用人があるときは、当該使用人
3　株主等が法人である場合には、当該株主等の商業登記事項証明書を添付しなければならない。
4　市長は、第１項の許可申請をした者の事業の用に供する施設、機材等の検査をすることができる。
(一部改正〔平成 14 年規則１号・16 年 14 号・17 年 77 号・18 年 88 号・20 年 70 号・令和元年 48 号〕)

(一般廃棄物処理業の許可証)
第２０条　条例別表第３第１項から第６項までに掲げる許可又は許可の更新をした場合における条例第３３条第１項の規定により交付する許可証は、一般廃棄物処理業許可証(様式第 18 号)とする。
(全部改正〔平成 14 年規則１号〕)

(一般廃棄物処理業の変更の許可の申請等)
第２１条　法第７条の２第１項の規定により一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業変更許可申請書(様式第 19 号)により市長に申請しなければならない。
2　前項の申請書に添付する書類については、第１９条第２項及び第３項の規定を準用する。ただし、第２項第４号及び第５号の書類については、直前２年の各事業年度のものとする。
3　市長は、第１項の許可申請をした者の事業の用に供する施設、機材等の検査をすることができる。
4　法第７条の２第３項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届出書により行うものとする。
(1)　一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止した場合　一般廃棄物処理業廃止届出書(様式第 20 号)
(2)　住所その他廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「省令」という。)第２条の６第１項に規定する事項を変更した場合　一般廃棄物処理業変更届出書(様式第 21 号)
5　前項に掲げるもののほか、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、運搬先、株主等、電話番号その他を変更したときは、当該変更した日から１０日以内に一般廃棄物処理業変更届出書を市長に提出しなければならない。
6　省令第２条の７の届出書は、一般廃棄物処理業欠格要件該当届出書(様式第 21 号の 2)とする。
7　省令第２条の８第２項の届出書は、一般廃棄物処理業欠格要件該当届出書（心身の故障用）（様式第２１号の３）とする。
(一部改正〔平成 14 年規則１号・18 年 88 号・20 年 70 号・令和元年 48 号〕)

(一般廃棄物処理業の許可証の再交付)
第２２条　条例第３３条第２項の規定により、条例別表第３第１項から第６項までに掲げる許可又は許可の更新に係る許可証の再交付を受けようとする者は、一般廃棄物処理業・施設設置許可証再交付申請書(様式第 22 号)により市長に申請しなければならない。
2　許可証のき損により前項の申請を行う者は、同項の申請書に当該き損した許可証を添付しなければならない。
(一部改正〔平成 14 年規則１号〕)

(事業の停止等の通知)
第２３条　市長は、法第７条の３の規定により、事業の全部又は一部の停止を命ずるときは一般廃棄物処理業事業停止命令書(様式第 23 号)により、法第７条の４の規定により、業の許可を取り消すときは一般廃棄物処理業許可取消書(様式第 24 号)により、当該命令又は取消しを受けた者に通知するものとする。
(全部改正〔平成 16 年規則 14 号〕、一部改正〔平成 18 年規則 88 号〕)

(報告の徴収)
第２４条　一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その業務に係る一般廃棄物の保管、収集又は処分等に関し、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める報告書等を、当該月の分について翌月１０日までに、市長に提出しなければならない。
(1)　一般廃棄物収集運搬業者で取り扱う一般廃棄物の種類がごみである場合　次に掲げる報告書
ア　一般廃棄物(可燃物・不燃物)収集運搬状況報告書(様式第 25 号)
イ　一般廃棄物(資源物)収集運搬状況報告書(様式第 25 号の 2)
ウ　一般廃棄物計量集計表(様式第 25 号の 3)
(2)　一般廃棄物収集運搬業者で取り扱う一般廃棄物の種類がし尿である場合　し尿収集運搬状況報告書(様式第 26 号)
(3)　一般廃棄物処分業者である場合　次に掲げる報告書
ア　一般廃棄物処分状況報告書(様式第 27 号)
イ　一般廃棄物中間処分後搬出状況報告書(様式第 28 号)(中間処分を行う者に限る。)
２～５　略
(全部改正〔平成 14 年規則 1 号〕、一部改正〔平成 17 年規則 77 号・18 年 88 号・20 年 70 号〕)

別表第１(第１０条の２関係)
(追加〔平成 18 年規則 88 号〕)

施設区分	受入基準
1　共通事項	(1)　廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れないように必要な措置を講じた運搬車により搬入すること。 (2)　一般廃棄物処理計画に従い、廃棄物を適正に分別して搬入すること。 (3)　廃棄物を搬入しようとするときは、その都度計量を受けること。 (4)　搬入しようとする廃棄物の検査を受けること。 (5)　施設内の設備を汚損し、又は損傷しないこと。 (6)　施設内においては、市長の指示に従うこと。
2　指定処理施設のうち、ごみ処理を行う施設	取り扱う廃棄物は、市の区域内から排出された物で、次に掲げる廃棄物以外のものとする。 ア　有害性のある物又は有害性物質を含む物 イ　爆発性又は引火性のある物 ウ　著しく悪臭を発する物 エ　液状又は泥状の物 オ　特別管理一般廃棄物 カ　特定家庭用機器一般廃棄物(特定家庭用機器再商品化法(平成 10 年法律第 97 号)第２条第５項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち一般廃棄物をいう。) キ　資源の有効な利用の促進に関する法律(平成３年法律第 48 号)第２条第１２項に規定する指定再資源化製品が一般廃棄物となった物であって、同法第２６条第１項に規定する指定再資源化事業者による当該廃棄物の自主的な回収及び再資源化の制度が確立されていると認められるものとして、一般廃棄物処理計画において、市による処分を行わないことと指定したもの ク　省令第６条の１３の規定に基づき環境大臣が定めた一般廃棄物であって、法第９条の９第１項の規定に基づく環境大臣の認定を受けた者による当該廃棄物を処理する制度が確立されていると認められるものとして、一般廃棄物処理計画において、市による処分を行わないことと指定したもの ケ　産業廃棄物(第 11 条に規定する産業廃棄物を除く。) コ　アからケまでに定めるもののほか、処理することが著しく困難な廃棄物又は施設の機能に支障を生じさせるおそれのある物(第１２条に規定する特定適正処理困難物及び第１３条第２号の規定により市長が特に必要と認めた一般廃棄物を除く。)
3　指定処理施設のうち、し尿等の処理を行う施設	取り扱う廃棄物は、市の区域内から排出された物で、次に掲げる一般廃棄物とする。 ア　し尿 イ　浄化槽汚泥 ウ　家庭用雑排水 エ　アからウまでに定めるもののほか、市長が特に必要と認めたもの

３　さいたま市一般廃棄物収集運搬業の許可等に関する要綱

平成１７年　３月３１日　環境経済局長決裁
一部改正　平成１８年１０月３０日　環境経済局長決裁
一部改正　平成２０年　３月３１日　環境経済局長決裁
一部改正　平成２２年　３月３１日　環境局長決裁

一部改正　平成２４年　３月３１日　　環境局長決裁
一部改正　平成２６年　３月３１日　　環境局長決裁
一部改正　令和　元年１２月１０日　　環境局長決裁
一部改正　令和　３年　３月３１日　　環境局長決裁

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　一般廃棄物収集運搬業の許可等（第３条～第１４条）
第３章　事業の廃止の届出等（第１５条～第２１条）
第４章　一般廃棄物処理施設等への搬入（第２２条～第２４条）
第５章　補則（第２５条）

第１章　総則

（趣旨）
第１条　この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）及びさいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則（平成 13 年さいたま市規則第 142 号。以下「規則」という。）に基づき一般廃棄物収集運搬業を行う者の許可の取扱い及び当該業務の実施に必要な手続き等を定めるものとする。

（定義）
第２条　この要綱における用語の意義は、さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例（平成 13 年さいたま市条例第 195 号。以下「条例」という。）の例による。
２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
⑴　政令　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）をいう。
⑵　省令　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）をいう。
⑶　新規許可　法第７条第１項の規定による許可をいう。
⑷　更新許可　法第７条第２項の規定による許可の更新をいう。
⑸　変更許可　法第７条の２第１項の規定による事業範囲の変更の許可をいう。
⑹　許可等　新規許可、更新許可又は変更許可をいう。
⑺　許可業者　一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者で、市長の許可を受けている者をいう。
⑻　事業場　主たる事務所又は営業を行う事務所で、業務を継続して行うことができる器材及び設備等を備えているものをいう。
⑼　資源物　一般廃棄物のうち、再生利用される古紙、古繊維、かん、びん、ペットボトル及び紙ごみ（専ら再生利用の目的となる一般廃棄物の新聞、雑誌及びダンボール等の古紙とは区別して取り扱うカーボン伝票、窓付き封筒、紙ファイル、紙バッグ、包装紙等の紙及び紙製品で、これらのみで分別して排出され、かつ、所定の施設で処理することにより再生利用可能となるものをいう。）をいう。
⑽　廃家電品運搬業務　特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）第２条第５項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち一般廃棄物であるもの（以下「特定家庭用機器一般廃棄物」という。）を同法第１７条に規定する指定引取場所（以下「指定引取場所」という。）まで収集運搬する業務をいう。
⑾　株主等　発行済株式総数の１００分の５以上の株式を保有する株主（以下「株主」という。）及び出資の額１００分の５以上の額に相当する出資をしている者（以下「出資者」という。）をいう。
⑿　役員等　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の法定代理人、法第 7 条第 5 項第 4 条ホの法人の役員又は政令第４条の７で定める使用人（以下「政令で定める使用人」という。）及び個人の政令使用人並びに株主等をいう。
⒀　食品リサイクル法　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）をいう。
⒁　じんかい車　じんかいを収納する積載設備を有した機械式の車両又は自動ダンプ式の車両で、ロータリー式又はパック式の圧縮方法を用いたものをいう。

第２章　一般廃棄物収集運搬業の許可等

（許可の申請期間）
第３条　新規許可及び変更許可（事業範囲を拡大する場合に限る。）の申請期間は、7 月 1 日（その日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い日曜日でない日）から 7 月 31 日（その日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い土曜日でない日）までとする。

（積替え保管）
第４条　許可業者は、一般廃棄物の積替え保管を行ってはならない。ただし、市長が認めた資源物及び特定家庭用機器一般廃棄物については、この限りではない。
２　前項ただし書きに規定する一般廃棄物の積替え保管を行おうとする者の手続きは、条例、規則又はこの要綱に定めるもののほか、市長が別に定める。

（許可等の基準）
第５条　市長が許可等をする場合の基準は、法第７条第５項各号に掲げるもののほか、次のとおりとする。
⑴　許可等の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）が、市内に住所及び事業場（法人にあっては、事業場）を有する者であること。ただし、廃家電品運搬業務（他の市町村等の区域から排出された特定家庭用機器一般廃棄物を運搬する業務に限る。）及び本市の区域内の一般廃棄物中間処理施設から排出された一般廃棄物の運搬のみを行う許可等の申請の場合については、この限りではない。
⑵　申請者が、自ら業務を実施する者であること。
⑶　申請者が、政令第３条に規定する基準を満たすために必要な人員、車両、設備、器材及びその他の施設を有する者で、事業を的確に遂行することができる者であること。
⑷　業務で使用する収集運搬車両が、次に掲げる基準（以下「車両基準」という。）を満たしていること。
ア　政令第３条第１項第１号ハの基準に適合していること。
イ　自動車検査証（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第５８条第１項の自動車検査証をいう。以下、同じ。）に記載されている所有者又は使用者の氏名又は名称が申請者であること。
ウ　市清掃センターに可燃物を搬入するために用いる車両については、本市の一般廃棄物収集運搬業の専用車両とすること。ただし、道路公園清掃ごみのみを収集運搬するものとして許可を受ける場合については、この限りではない。
エ　市清掃センターに可燃物を搬入するために用いる車両については、じんかい車を使用すること。ただし、道路公園清掃ごみのみを収集運搬するものとして許可を受ける場合については、この限りではない。
オ　西部環境センター、東部環境センター、クリーンセンター大崎、岩槻環境センター、及びその他市長が必要と認める施設に一般廃棄物を搬入する収集運搬車両は、別に定める一般廃棄物収集運搬車両の車両表示基準（以下「車両表示基準」という。）を満たしているものであること。ただし、新規許可の申請であって、許可後直ちに表示することが確実と認められる場合はこの限りではない。
カ　市清掃センターに可燃物を搬入するために用いるじんかい車の外部塗装はピンク色（日本塗料工業会標準色見本帳色票番号０２－８０Ｈ）とすること。ただし、新規許可の申請であって、許可後直ちに塗装することが確実と認められる場合はこの限りではない。
キ　市清掃センターに可燃物を搬入するために用いるじんかい車には、一般廃棄物収集運搬業に関わりのない事項を表示しないこと。ただし、新規許可の申請であって、許可後直ちに適用することが確実と認められる場合はこの限りではない。
⑸　収集運搬車両の保管場所が、次に掲げる基準を満たしていること。
ア　汚水の流出、悪臭の発生等のおそれのないもの。
イ　保有する収集運搬車両の台数に適合した広さを有すること。
ウ　生活環境の保全上支障を生ずる施設でないこと。
⑹　積替え保管を行う場合にあっては、政令第３条第１号ヘからヌまでに掲げる基準に適合していることのほか、次に掲げる基準を満たしているものであること。
ア　積替え保管を行う一般廃棄物の種類は、市長が認めた資源物又は特定家庭用機器一般廃棄物であること。
イ　積替え保管を行う一般廃棄物の保管面積は、事業場ごとに市長が別に定める面積以下であること。
ウ　積替え保管の許可を受けている者が更新許可の申請を行う場合にあっては、現行の許可期間内において、当該許可を受けている一般廃棄物の種類ごとに本市内での収集運搬実績が認められること。
エ　新たに一般廃棄物の積替え保管を行おうとする者は、次に掲げる基準を満たしていること。
(ｱ)　収集運搬業の許可を取得してから１年以上経過している者
(ｲ)　積替え保管を行おうとする一般廃棄物について本市内での収集運搬実績が認められること。
(ｳ)　積替え保管を行う事業地に隣接する土地所有者の同意を得ていること。
⑺　申請者又は申請者の使用人が、本市が指定する一般廃棄物処理に係る講習会をすべて修了していること。
⑻　申請者が、所得税（法人にあっては、法人税）、本市が課税した市民税（法人にあっては、法人市民税）及び固定資産税並びに条例第２９条に定める一般廃棄物処理手数料を滞納していない者であること。
⑼　申請者が法人の場合にあっては、次に掲げる事項のいずれかに該当する者であること。
ア　直前の事業年度において、債務超過でないこと。
イ　直前の事業年度において、経常利益がマイナスでないこと。
ウ　直前３年間（更新許可及び変更許可の申請の場合は、直前２年間）の事業年度において、経常利益の平均がマイナスでないこと。
⑽　新規許可及び変更許可の申請をしようとする者は、排出者との間で、当該申請業務に関しての契約見込みがあること。
⑾　更新許可の申請をしようとする者は、現行の許可期間内において、当該許可を受けている一般廃棄物の種類ごとに本市内での収集運搬実績が認められること。ただし、廃家電品運搬業務（他の市町村等の区域から排出された特定家庭用機器一般廃棄物を運搬する業務に限る。）又は道路公園清掃ごみ運搬業務のみを行う許可等の申請の場合については、この限りではない。

（一般廃棄物処理業の収集を行うことができる区域）
第６条　法第７条第１１項の一般廃棄物の収集を行うことができる区域は、法第６条に規定する一般廃棄物処理計画に定めるものとする。

（新規許可又は更新許可に係る申請書の添付書類の様式等）
第７条　次の各号に掲げる書類の様式は、当該各号に定めるところによるものとする。
⑴　規則第１９条第２項第３号の書類　欠格要件に該当しない者である旨の申出書（様式第１号）
⑵　規則第１９条第２項第６号の書類　事業計画書（様式第３号）
⑶　規則第１９条第２項第７号の書類　従業員名簿（様式第４号）
⑷　規則第１９条第２項第９号の書類　一般廃棄物収集運搬車両一覧（様式第６号）
⑸　規則第１９条第２項第１１号の書類　一般廃棄物排出（予定）者一覧（様式第 10 号）
⑹　規則第１９条第２項第１２号の書類　一般廃棄物の運搬先一覧（様式第 11 号）
２　規則第１９条第２項第８号の事業の用に供する施設の一覧及び概要として提出する書類及び図面は、次のとおりとする。
⑴　事業の用に供する施設一覧（様式第５号）
⑵　市内事業場の案内図、配置図及び写真
⑶　本市の一般廃棄物の収集運搬業務に使用する車両の保管場所（市外の保管場所を含む。）の案内図、配置図及び写真
⑷　積替え保管を含む業の許可等の申請にあっては、次に掲げる書類
ア　一般廃棄物積替え保管場所の土地一覧（様式第８号）
イ　一般廃棄物積替え保管施設の概要（様式第９号）
ウ　積替え保管場所の案内図、配置図、構造図及び写真
エ　積替え保管を行う事業地及び当該事業地に隣接する土地の公図
オ　その他必要と認める書類
３　規則第１９条第２項第１０号の施設及び収集運搬車両の所有権又は使用権原を有することを証する書類は、次のとおりとする。
⑴　事業の用に供する施設（市内事業場、車両保管場所及び積替え保管場所に係るもの）にあっては次に掲げる書類
ア　事業の用に供する施設の所有権を有する場合は、申請日前３ヶ月以内に発行された当該土地及び建物に係る不動産登記法（明治 32 年法律第 24 号）第１１９条第１項に規定する登記事項証明書（以下「不動産登記事項証明書」という。）のうち全部事項証明書
イ　市内事業場及び車両保管場所の所有権を有していない場合は、当該土地及び建物に係る賃貸借契約書の写し
ウ　積替え保管場所の所有権を有していない場合は、申請日前３ヶ月以内に発行された当該土地及び建物に係る不動産登記事項証明書のうち全部事項証明書及び賃貸借契約書の写し
⑵　収集運搬車両にあっては、自動車検査証の写し
４　規則第１９条第２項第１４号の市長が必要と認める書類及び図面は、次に掲げるとおりとする。ただし、必要と認める場合は、当該各号に掲げるもののほか、必要な書類の提出を求めることができるものとする。
⑴　申請者が法人の場合にあっては、次に掲げる事項が確認できる書類
ア　発行済株式の額面、総数並びに株式を保有する者の氏名又は名称及び保有している株式の数
イ　出資済総額並びに出資者の氏名又は名称及び出資額
⑵　事業の開始に要する資金及び調達方法（様式第２号）（新規許可の申請の場合に限る。）
⑶　当該業務に使用する収集運搬車両について、次に掲げる書類
ア　収集運搬車両の写真
イ　埼玉県生活環境保全条例（平成 13 年埼玉県条例第 57 号）第３２条第２項の規定に基づき埼玉県知事が指定した粒子状物質を減少させる装置を装着しなければ、同条例第３１条第２項の規定によって本市の区域内を運行することができない収集運搬車両については、その装置を当該車両に装着したことを証する書類（以下「粒子状物質減少装置装着証明書」という。）の写し
ウ　一般廃棄物収集運搬車両の積載方法等説明書（様式第７号）（第５条第４号エただし書きの規定により使用するじんかい車以外の車両に限る。）
⑷　新たに積替え保管を含む業の許可等の申請を行う者にあっては、公図の上で当該事業実施予定地に隣接する土地に関し、次に掲げる書類
ア　積替え保管を行う事業地に隣接する土地一覧（様式第９号の２）
イ　隣接地の土地所有者の同意書
⑸　更新許可の申請又は新たに積替え保管を含む業の許可等の申請を行う者にあっては、現行の許可期間内において、一般廃棄物の種類ごとに本市内での収集運搬実績を証する書類（市の処理施設に搬入した一般廃棄物を除く。）
⑹　他市町村等において一般廃棄物処理業の許可を受けている者にあっては、次に掲げる書類
ア　他市町村等一般廃棄物処理業許可一覧（様式第 12 号）
イ　他市町村等一般廃棄物収集運搬業許可車両一覧（様式第 13 号）
ウ　当該一般廃棄物処理業の許可証の写し
エ　当該一般廃棄物処理業の車両一覧表の写し
⑺　産業廃棄物処理業（特別管理産業廃棄物処理業を含む。以下、同じ。）の許可を受けている者にあっては、次に掲げる書類
ア　産業廃棄物処理業許可一覧（様式第 14 号）
イ　産業廃棄物収集運搬業許可車両一覧（様式第 15 号）

ウ　当該産業廃棄物処理業の許可証の写し
エ　当該産業廃棄物処理業の車両一覧表の写し
⑻　他市町村等から一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けている者にあっては、次に掲げる書類
ア　他市町村等一般廃棄物処理業務受託状況一覧（様式第 16 号）
イ　他市町村等受託業務使用車両一覧（様式第 17 号）
ウ　当該受託業務の車両一覧表の写し
⑼　本市の一般廃棄物収集運搬業務に使用する収集運搬車両のうち市の廃棄物処理施設に搬入する収集運搬車両を他市町村の一般廃棄物収集運搬業務又は産業廃棄物収集運搬業務にも使用する場合にあっては、次の書類
ア　他市町村から排出された一般廃棄物及び産業廃棄物を市の廃棄物処理施設に搬入しないことを誓約する書類　誓約書（様式第 18 号）
イ　当該収集運搬車両ごとに運行計画を記載した書類　一般廃棄物収集運搬車両運行計画書（様式第 19 号）
ウ　一般廃棄物収集運搬車両の積載方法等説明書（様式７号）（じんかい車以外の車両に限る。ただし、特定家庭用機器一般廃棄物のみを運搬する車両を除く。）
⑽　本市が指定する一般廃棄物処理に係る講習会を申請者又は申請者の使用人が修了したことを証する書類
５　廃家電品運搬業務（他の市町村等の区域から排出された特定家庭用機器一般廃棄物を運搬する業務に限る。）のみを行う許可等の申請であって、市長が認めた場合は、第１項第２号、第３号、第５号、第６号、第２項第２号、第４項第１号、第２号及び第６号から第９号に掲げる書類を除くことができる。

（変更許可の申請書の添付書類）
第８条　前条第１項から第４項までの規定は、変更許可の申請において準用する。

（許可等の処分）
第９条　市長は、許可等の申請があったときは、その申請が第５条に規定する基準に適合しているかを審査し、及び調査して、許可又は不許可を決定し、当該処分について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第５７条に基づく異議申立てに関する教示及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第４６条に基づく取消訴訟の提起に関する教示を付すほか、不許可処分を行う場合は不許可の理由を付して、書面により申請者に通知するものとする。

（標準処理期間）
第１０条　前条の許可等の申請に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第６条に規定する標準処理期間については、さいたま市の休日を定める条例（平成 13 年条例第 2 号）第１条第１項に掲げる市の休日を除き、概ね３０日とする。ただし、一般廃棄物の積替え保管を行おうとする業の許可等の申請の場合の標準処理期間については、市の休日を除き、概ね４５日とする。

（許可期間）
第１１条　新規許可処分を行った場合における許可期間は、新規許可申請のあった日の属する年の 10 月 1 日から 2 年間とする。
２　変更許可処分を行った場合における許可期間は、変更許可申請のあった日の属する年の 9 月 1 日から当該変更許可を申請した許可業者の許可期間の終期までとする。

（搬入先の指定）
第１２条　許可等の処分を行った場合において、本市の一般廃棄物処理施設及びその他必要と認める施設の搬入先については、市長が指定するものとする。

（一般廃棄物搬入車両証の交付等）
第１３条　市長は、第９条の許可等の処分を行い又は収集運搬車両に係る第１６条に規定する変更の届出を受理した場合は、次の各号に掲げる施設に搬入することを認めた収集運搬車両に対し、一般廃棄物搬入車両証（様式第 20 号。以下「車両証」という。）を交付するものとする。
⑴　本市の一般廃棄物中間処理施設
⑵　その他市長が必要と認める一般廃棄物処理施設
２　車両証の有効期限は、現に有する本市の一般廃棄物収集運搬業許可の有効期限と同じ期限とし、車両証の有効期間の取扱いについては、法第７条第２項から第４項までの規定を準用する。ただし、収集運搬車両を臨時に使用する場合（第１７条に規定する場合を除く。）については、市長は、別に車両証の有効期限を定めることができるものとする。
３　第１項の規定により車両証の交付を受けた者は、当該交付を受けた車両証を紛失し、又はき損したときは、直ちに市長に届け出て、車両証の再交付を受けなければならない。

（許可条件及び遵守事項）
第１４条　市長は、一般廃棄物収集運搬業の許可等に際して、次に掲げる条件を付すものとする。
⑴　市外で収集した一般廃棄物を市の処理施設に搬入しないこと。
⑵　収集運搬業務範囲は、契約事業所及び臨時契約者から排出される一般廃棄物のうち、許可証に記載する廃棄物の収集運搬とすること。
⑶　一般廃棄物処理基準を遵守すること。

⑷　市の区域内で収集した一般廃棄物は、次に掲げるものを除き、許可証に記載した処理施設で処理すること。
ア　市の処理施設で処理が困難なもの
イ　法及びリサイクル関連法令に基づき確実に資源化かつ再生利用されるもの
ウ　古紙、古繊維、びん、かん
エ　ペットボトル
オ　法に基づき適正かつ継続的に処理できるものとして市長が特に認めたもの
⑸　市が指定する処理施設への搬入日時及び方法を遵守すること。
⑹　一般廃棄物の収集及び運搬に際しては、車両基準を満たしていない収集運搬車両を使用しないこと。
⑺　法、浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）及び政令第４条の６に掲げる生活環境の保全を目的とする法令を遵守することのほか、その他関係法令、条例、規則、この要綱等を遵守し、誠実に業務を行うこと。
⑻　積替え保管を行う場合にあっては、次により行うこと。
ア　積替え保管を許可した一般廃棄物以外の一般廃棄物の積替え保管を行わないこと。
イ　許可証に記載した場所以外で積替え保管を行わないこと。
ウ　許可証に記載した保管面積及び高さ（積替え保管場所が屋外であって、保管容器を用いず保管する場合の高さの上限は２メートル、また、保管容器を用いる場合の高さの上限は容器内部の高さ）を超えないこと。
エ　積替え保管を行う場合にあっては、保管期間は７日を超えないこと。ただし、特定家庭用機器一般廃棄物の保管期間については、最長６０日とする。
⑼　前各号に掲げるもののほか、市長が必要に応じ指示する事項に従うこと。
２　市長は、前項に規定するもののほか、必要に応じて条件を付すことができる。
３　許可業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
⑴　他の者にこの業務の承継及び下請けをさせないこと。
⑵　従業員の指導監督及び一般廃棄物の取扱いに関する一切の行為について、その責任を負うこと。
⑶　本市の一般廃棄物処理手数料は、条例で定める額を遅滞なく納入すること。
⑷　業務で使用する収集運搬車両は、第５条第４号オからキの基準を満たしたものとすること。
⑸　収集運搬車両として使用しなくなった車両については、第５条第４号オの規定による表示を消すこと。ただし、当該車両を廃車する場合は、この限りではない。

第３章　事業の廃止の届出等

（事業の廃止の届出に係る添付書類）
第１５条　許可業者は、法第７条の２第３項の規定に基づく事業の全部又は一部の廃止の届出をする際には、次の区分に応じ、一般廃棄物処理業廃止届出書（規則様式第20号）に当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。
⑴　許可証（ただし、廃止が事業の一部である場合は、新たな許可証の交付時とする。）
⑵　車両証（事業の廃止に係る車両で、車両証を交付している場合に限る。）

（変更等の届出に係る添付書類等）
第１６条　規則第２１条第５項の運搬先、株主等、電話番号その他を変更したときとは、次の各号に掲げる事項を変更したときとする。ただし、必要と認める場合は、当該各号に掲げるもののほか、必要な届出を求めることができるものとする。
⑴　一般廃棄物処理業許可証に記載された一般廃棄物の運搬先
⑵　一般廃棄物処理業許可証に記載された特定家庭用機器一般廃棄物の排出元市町村等
⑶　株主等
⑷　市内事業場の電話番号
⑸　当該業務に使用する収集運搬車両について、次に掲げる事項
ア　自動車登録番号又は車両番号
イ　運搬する一般廃棄物の種類
２　許可業者は、法第７条の２第３項又は規則第２１条第５項の規定に基づく変更の届出（以下「変更届出」という。）をする際には、次の区分に応じ、一般廃棄物処理業変更届出書（規則様式第21号）に当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。
⑴　住所を変更した場合
ア　本籍地の記載のある住民票の写し（個人の場合に限る。）
イ　商業登記法第１０条第１項に規定する登記事項証明書（以下「商業登記事項証明書」という。）のうち履歴事項全部証明書（法人の場合に限る。）
ウ　交付済許可証の写し
エ　その他必要と認める書類
⑵　市内事業場の所在地を変更した場合
ア　不動産登記事項証明書のうち土地及び建物の全部事項証明書（所有権を有していない場合は、賃貸借契約書の写し）
イ　案内図、配置図及び写真
ウ　交付済許可証の写し（許可証の記載事項に変更が生じる場合に限る。）

エ　その他必要と認める書類
⑶　氏名又は名称を変更した場合
ア　本籍地の記載のある住民票の写し（個人の場合に限る。）
イ　商業登記事項証明書のうち履歴事項全部証明書（法人の場合に限る。）
ウ　交付済許可証の写し
エ　その他必要と認める書類
⑷　役員等を変更した場合
ア　商業登記事項証明書のうち履歴事項全部証明書（法人の場合に限る。）
イ　欠格要件に該当しない者である旨の申出書（様式第１号）（新たに役員等に就任した者がいる場合に限る。）
ウ　市区町村長の発行する身分証明書（新たに役員等に就任した者がいる場合に限る。）
エ　法第７条第５項第４号イに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類（新たに役員等に就任した者がいる場合に限る。）
オ　当該役員等に係る本籍地の記載のある住民票の写し（新たに役員等に就任した者がいる場合に限る。）
カ　株主に変更があった場合には、発行済株式の額面、総数並びに株式を保有する者の氏名又は名称及び保有している株式の数が確認できる書類
キ　出資者に変更があった場合には、出資済総額並びに出資者の氏名又は名称及び出資額が確認できる書類
ク　株主等が法人の場合にあっては、当該株主等の商業登記事項証明書のうち履歴事項全部証明書
ケ　交付済許可証の写し（許可証の記載事項に変更が生じる場合に限る。）
コ　その他必要と認める書類
⑸　収集運搬車両の保管場所の所在地を変更した場合
ア　案内図、配置図及び写真
イ　不動産登記事項証明書のうち土地及び建物の全部事項証明書（所有権を有していない場合は、賃貸借契約書の写し）
ウ　その他必要と認める書類
⑹　収集運搬車両を変更した場合
ア　新規収集運搬車両の自動車検査証の写し
イ　新規収集運搬車両の写真
ウ　粒子状物質減少装置装着証明書の写し（第７条第４項第３号イに該当する収集運搬車両の場合に限る。）
エ　一般廃棄物収集運搬車両の積載方法等説明書(様式第７号)（第７条第４項第３号ウに該当する収集運搬車両の場合に限る。）
オ　増車申請理由書（増車の場合に限る。）
カ　新規契約事業所一覧（増車の場合に限る。）
キ　新規契約事業所との契約書の写し（増車の場合に限る。）
ク　誓約書（様式第 18 号）（第７条第４項第９号に該当する収集運搬車両の場合に限る。）
ケ　一般廃棄物収集運搬車両運行計画書（様式第 19 号）（第７条第４項第９号に該当する収集運搬車両及び増車の場合に限る。）
コ　収集運搬車両として使用しなくなった車両について、第５条第４号オの規定による表示を消したことを証する書類
サ　その他必要と認める書類
⑺　収集運搬車両の使用を廃止した場合は、当該廃止車両の車両証
⑻　前各号に掲げる事項以外の事項を変更した場合は、必要と認める書類
３　収集運搬車両の増車は、取り扱う一般廃棄物の種類がごみの場合で、かつ、業務量の増大等の合理的な理由が認められる場合に限り認めるものとする。

（臨時車両を使用する場合の特例）
第１７条　許可業者は、車両証の交付を受けている収集運搬車両（市のごみ処理施設に搬入する車両に限る。）の故障又は車検等に伴い代車を臨時に使用せざるを得ない場合（業務量の一時的な増加等に伴う臨時増車の場合を除く。）の届出は、規則第２１条第４項第２号の規定に関わらず、自動車検査証の写しを添付し臨時車両使用届出書（様式第 21 号）により行うことができる。
２　前項に規定する場合において、使用する車両の基準は第５条第４号の規定に関わらず、市長の指示するところによるものとする。
３　第１項に規定する場合において、車両証は交付しないものとする。

（特別車両の使用）
第１８条　許可業者（道路公園清掃ごみのみを収集運搬するものとして許可を受ける許可業者を除く）は、市清掃センターに可燃物を搬入するために用いる車両について、やむを得ず臨時的にじんかい車以外の車両を使用する場合は、特別車両使用届出書（様式第 24 号）により、市長に届け出なければならない。
２　前項の規定により使用する車両には、廃棄物が飛散し、若しくは流出し、又は悪臭が漏れないよう必要な措置を講じなければならない。

（許可証の書換え交付）
第１９条　市長は、法第７条の２第３項の規定に基づく事業の一部の廃止の届出、変更届出又はその他の事由（変

更許可の場合を除く。）により許可証の記載事項に変更が生じる場合にあっては、許可証を書き換えて交付するものとする。

（許可証の返納）
第２０条　許可業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに当該許可証を市長に返納しなければならない。
⑴　業を廃止したとき。
⑵　業の許可を取り消されたとき。
⑶　事業の全部の停止を命じられたとき。
⑷　許可の有効期限が満了したとき。ただし、更新許可処分がされた場合については、新たな許可証の交付を受けるとき。
⑸　変更許可処分がされた場合において、新たな許可証の交付を受けるとき。
⑹　前条の規定により、許可証の書換え交付を受けるとき。
⑺　許可証の再交付を受けた後、紛失した許可証が発見されたとき。

（車両証の返納）
第２１条　許可業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに当該車両証を市長に返納しなければならない。
⑴　前条第１号から第３号に該当するとき。
⑵　事業の一部の停止を命じられたとき。
⑶　車両証の有効期限が満了したとき。ただし、更新許可処分がされた場合については、新たな車両証の交付を受けるとき。
⑷　収集運搬車両の入替えに係る変更届出を行った場合で、新規収集運搬車両の車両証の交付を受けるとき。
⑸　収集運搬車両の廃止に係る変更届出を行ったとき。
⑹　車両証の再交付を受けた後、紛失した車両証が発見されたとき。

第４章　一般廃棄物処理施設等への搬入

（市の処理施設への搬入）
第２２条　許可業者は、一般廃棄物を市の処理施設に搬入しようとするときは、関係法令、条例、規則、さいたま市清掃センター条例施行規則（平成13年さいたま市規則第143号）、さいたま市衛生センター条例施行規則（平成13年さいたま市規則第144号）、さいたま市一般廃棄物処理実施計画及びこの要綱の規定により搬入しなければならない。
２　前項の規定により一般廃棄物を市の処理施設に搬入する際には、当該施設の職員等が指示する搬入場所及び搬入方法に従わなければならない。
３　許可業者による一般廃棄物の市の処理施設への搬入は、車両証の交付を受けた車両により当該車両証に記載されている施設に限り認めるものとし、搬入する際には、車両証を当該車両の見やすい位置に掲示しなければならない。ただし、リサイクル施設に資源物を搬入する場合については、この限りではない。

（他の市町村等の区域の一般廃棄物処理施設等へ一般廃棄物を搬出する場合の手続き等）
第２３条　許可業者は、一般廃棄物を市外へ搬出して処分しようとする場合には、当該事業を開始しようとする日の４５日前までに、一般廃棄物の市外搬出処理に係る事業計画書（様式第 22 号）に次に掲げる書類（以下「市外搬出計画書等」という。）を添付して市長に提出しなければならない。ただし、法第７条第１項ただし書きに規定する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物、省令第２条及び食品リサイクル法第２１条第２項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可が不要とされている場合並びに特定家庭用機器一般廃棄物については、この限りでない。
⑴　運搬先中間処理業者及びその処理施設に係る添付書類
ア　運搬先中間処理業者の一般廃棄物処分業許可証及びその処理施設に係る一般廃棄物処理施設設置許可証の写し
イ　運搬先中間処理業者の処理施設が食品リサイクル法第１１条第１項の登録を受けた同条第２項第３号の事業場である場合は、再生利用事業登録証明書の写し
ウ　一般廃棄物の受入れを運搬先中間処理業者が承諾したことを証する書　類
⑵　運搬業者に係る添付書類
ア　運搬先市町村等に係る一般廃棄物収集運搬業の許可証の写し（運搬先中間処理業者の処理施設が食品リサイクル法第１１条第１項の登録を受けた同条第２項第３号の事業場である場合を除く。）
イ　当該業務に使用する収集運搬車両の自動車検査証の写し
ウ　当該業務に使用する収集運搬車両の写真
⑶　一般廃棄物の市外搬出処理に係る排出事業者一覧（様式第 23 号）
⑷　その他必要と認める書類
２　市長は、前項の市外搬出計画書等の内容が、次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、当該計画の可否について、運搬先市町村等に意見照会を行うものとする。
⑴　本市の区域内で、当該一般廃棄物の再生利用を行うための中間処理施設が存在しないこと、又は本市の区域

内で、当該一般廃棄物の適正な処分を行うことが困難な状況であること。
⑵　運搬する一般廃棄物は、再生利用するために必要な分別等を予め行ったものであること。
⑶　運搬先中間処理業者は、一般廃棄物の再生利用を行うための処分に必要となる一般廃棄物処分業許可及び一般廃棄物処理施設設置許可等を受けている者であること。
⑷　運搬した一般廃棄物は、運搬先中間処理業者において再生利用を行うための処分を行い、かつ、処分した物が確実に再生利用されること。
３　第１項の市外搬出計画書等を提出した許可業者は、前項に定める意見照会に対して運搬先市町村等の承認があった後でなければ、当該計画に係る一般廃棄物を搬出してはならない。
４　前項の承認があった場合には、市は、当該許可業者に対してその旨を通知するものとする。
５　前項の通知を受けた許可業者は、通知のあった日から１０日以内に、一般廃棄物の運搬先に変更があった旨を一般廃棄物処理業変更届出書（規則様式第21号）により市長に届け出なければならない。
６　第３項の承認に基づき当該市町村等に一般廃棄物の搬入を行っている許可業者は、翌年度も引続き当該事業を継続する場合にあっては、２月１日（その日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前に最も近い土曜日でない日）までに、翌年度の一般廃棄物の市外搬出処理に係る市外搬出計画書等を市長に提出しなければならない。
７　前項の規定に基づき市外搬出計画書等を提出した後の手続き等は、第２項及び第３項の規定を準用する。

（他の市町村等の区域から排出された特定家庭用機器一般廃棄物の搬入手続き等）
第２４条　許可業者は、廃家電品運搬業務で他の市町村等の区域から排出された特定家庭用機器一般廃棄物を市内の指定引取場所へ搬入しようとする場合にあっては、予め、排出元市町村等から本市に対して、当該業務を実施する旨、書面による通知がされていなければ行ってはならない。
２　前項の書面による通知があった場合には、市は、当該許可業者に対してその旨を通知するものとする。
３　前項の通知を受けた許可業者は、通知のあった日から１０日以内に、市内指定引取場所に搬入する特定家庭用機器一般廃棄物の排出元市町村等に変更があった旨を一般廃棄物処理業変更届出書（規則様式第 21 号）により市長に届け出なければならない。

第５章　補則

（委任）
第２５条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則
（施行期日）
この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、平成１８年１０月３０日から施行する。ただし、改正後の要綱第５条第６号ウ及び同条第１１号の規定は、平成２０年度以降に行われる更新許可申請から適用する。

附　則
この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則
１　この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。
２　この要綱の施行の際現に一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている者（以下、「既存許可業者」という。）については、この要綱による改正後の一般廃棄物収集運搬業の許可等に関する要綱（以下、「改正後の要綱」という。）第５条第４号イからエの規定は、平成２４年３月３１日までの間は、適用しない。
３　改正後の要綱第１４条第３項第４号の規定は、既存許可業者がこの要綱の施行の際現に、使用している収集運搬車両及び平成２２年１０月１日前に使用を開始する収集運搬車両については、適用しない。

附　則
この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則
この要綱は、令和元年１２月１４日から施行する。

附　則
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

一般廃棄物収集運搬車両の車両表示基準について

本市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けて当該業務に使用する収集運搬車両の車両表示については、次のとおりとする。

１　クリーンセンター大崎、西部環境センター、東部環境センター、岩槻環境センター、及びその他必要と認める施設に搬入する収集運搬車両については、次に掲げる表示（容易に取外しができる方法での表示ではないこと。）を行ったものでなければならない。

⑴　前ドア部分（両側）の表示内容

さいたま市廃許可 第〇〇〇号

⑵　後部背面の表示内容

さいたま市廃許可 第〇〇〇号 収集運搬業者名

⑶　後部側面（両側とする。）の表示内容

ア　市清掃センター搬入可燃物収集運搬車両（本市専用車両）の場合

さ い た ま 市 一 般 廃 棄 物 専 用 車 収 集 運 搬 業 者 名

イ　上記以外の市施設搬入車両の場合

さいたま市一般廃棄物処理業許可車 収　集　運　搬　業　者　名

⑷　書体等

ア　書体は丸ゴシックとする。

イ　文字の色は濃青色（日本塗料工業会標準色見本帳色票番号７５－４０Ｌ）とする。

ウ　１文字の大きさは、前ドア及び後部背面が７ｃｍ×７ｃｍ程度とし、後部側面については１５ｃｍ×１５ｃｍ程度とする。ただし、後部側面の収集運搬許可業者名は１２ｃｍ×１２ｃｍ程度とする。

エ　市清掃センター搬入可燃物収集運搬車両（本市専用車両）の場合は、後部側面の最下部(両側)に幅１５ｃｍ程度のライン（白色）を入れること。

４　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（抜粋）

平成１２年法律第１１６号

(定義)

第２条　この法律において「食品」とは、飲食料品のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号)に規定する医薬品、医薬部外品及び再生医療等製品以外のものをいう。

２　この法律において「食品廃棄物等」とは、次に掲げる物品をいう。

⑴　食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたもの

⑵　食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないもの

３　この法律において「食品循環資源」とは、食品廃棄物等のうち有用なものをいう。

４　この法律において「食品関連事業者」とは、次に掲げる者をいう。

⑴　食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者

⑵　飲食店業その他食事の提供を伴う事業として政令で定めるものを行う者

５　この法律において「再生利用」とは、次に掲げる行為をいう。

⑴　自ら又は他人に委託して食品循環資源を肥料、飼料その他政令で定める製品の原材料として利用すること

⑵　食品循環資源を肥料、飼料その他前号の政令で定める製品の原材料として利用するために譲渡すること。

６～７　略

(基本方針)

第３条　主務大臣は、食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量(以下「食品循環資源の再生利用等」という。)を総合的かつ計画的に推進するため、政令で定めるところにより、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

２　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
⑴　食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向
⑵　食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標
⑶　食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項
⑷～⑸　略
３～４　略

(食品関連事業者の判断の基準となるべき事項)
第７条　主務大臣は、食品循環資源の再生利用等を促進するため、主務省令で、第３条第２項第２号の目標を達成するために取り組むべき措置その他の措置に関し、食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。
２～３　略

(定期の報告)
第９条　食品関連事業者であって、その事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量が政令で定める要件に該当するもの(次条において「食品廃棄物等多量発生事業者」という。)は、毎年度、主務省令で定めるところにより、食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の状況に関し、主務省令で定める事項を主務大臣に報告しなければならない。
２　前項に規定する食品関連事業者の事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量には、定型的な約款による契約に基づき継続的に、商品を販売し、又は販売をあっせんし、かつ、経営に関する指導を行う事業であって、当該事業に係る約款に、当該事業に加盟する者(以下この項において「加盟者」という。)の事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の処理に関する定めであって主務省令で定めるものがあるものを行う食品関連事業者にあっては、加盟者の事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量を含むものとする。

(登録)
第１１条　食品循環資源を原材料とする肥料、飼料その他第２条第５項第１号の政令で定める製品(以下「特定肥飼料等」という。)の製造を業として行う者は、その事業場について、主務大臣の登録を受けることができる。
２～６　略

(登録の更新)
第１２条　前条第１項の登録は、５年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
２　略

(再生利用事業計画の認定)
第１９条　食品関連事業者又は食品関連事業者を構成員とする事業協同組合その他の政令で定める法人は、特定肥飼料等の製造を業として行う者及び農林漁業者等(農林漁業者その他の者で特定肥飼料等を利用するものをいう。以下同じ。)又は農林漁業者等を構成員とする農業協同組合その他の政令で定める法人と共同して、再生利用事業の実施、当該再生利用事業により得られた特定肥飼料等の利用及び当該特定肥飼料等の利用により生産された農畜水産物、当該農畜水産物を原料又は材料として製造され、又は加工された食品その他の主務省令で定めるもの(以下「特定農畜水産物等」という。)の利用に関する計画(以下「再生利用事業計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、当該再生利用事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。
２～４　略

(廃棄物処理法の特例)
第２１条　一般廃棄物収集運搬業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)第７条第１２項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。)は、同条第１項の規定にかかわらず、食品関連事業者の委託を受けて、同項の運搬の許可を受けた市町村(都の特別区の存する区域にあっては、特別区)の区域から第１１条第１項の登録に係る同条第２項第３号の事業場への食品循環資源の運搬(一般廃棄物(廃棄物処理法第２条第２項に規定する一般廃棄物をいう。以下この条において同じ。)の運搬に該当するものに限る。第４項において同じ。)を業として行うことができる。
２　認定事業者である食品関連事業者(認定事業者が第１９条第１項の事業協同組合その他の政令で定める法人である場合にあっては、当該法人及びその構成員である食品関連事業者)の委託を受けて食品循環資源の収集又は運搬(一般廃棄物の収集又は運搬に該当するものに限る。以下この項において同じ。)を業として行う者(同条第２項第８号に規定する者である者に限る。)は、廃棄物処理法第７条第１項の規定にかかわらず、同項の規定による許可を受けないで、認定計画に従って行う再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬を業として行うことができる。
３　前項に規定する者は、廃棄物処理法第７条第１３項、第１５項及び第１６項、第７条の５並びに第１９条の３の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、一般廃棄物収集運搬業者とみなす。
４　第１項の規定により一般廃棄物収集運搬業者が行う食品循環資源の運搬又は廃棄物処理法第７条第６項の許可を受けた登録再生利用事業者が食品関連事業者の委託を受けて行う再生利用事業(一般廃棄物に該当する食品循環資源を原材料とするものに限る。以下この項において同じ。)若しくは同条第６項の許可を受けた認定事業者が認定計画に従って行う再生利用事業については、同条第１２項の規定は、適用しない。

５　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令

平成１３年政令第１７６号

(食事の提供を伴う事業)
第１条　食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(以下「法」という。)第２条第４項第２号の政令で定める事業は、次のとおりとする。
⑴　沿海旅客海運業
⑵　内陸水運業
⑶　結婚式場業
⑷　旅館業

(食品関連事業者に係る発生量の要件)
第４条　法第９条第１項の政令で定める要件は、当該年度の前年度において生じた食品廃棄物等の発生量が１００トン以上であることとする。

６　特定家庭用機器再商品化法（抜粋）

平成１０年法律第９７号

(定義)
第２条　この法律において機械器具が廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)第２条第１項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。)となったものについて「再商品化」とは、次に掲げる行為をいう。
⑴　機械器具が廃棄物となったものから部品及び材料を分離し、自らこれを製品の部品又は原材料として利用する行為
⑵　機械器具が廃棄物となったものから部品及び材料を分離し、これを製品の部品又は原材料として利用する者に有償又は無償で譲渡し得る状態にする行為
２　略
３　この法律において機械器具が廃棄物となったものについて「再商品化等」とは、再商品化及び熱回収をいう。
４　この法律において「特定家庭用機器」とは、一般消費者が通常生活の用に供する電気機械器具その他の機械器具であって、次の各号のいずれにも該当するものとして、政令で定めるものをいう。
⑴～⑷　略
５　この法律において「特定家庭用機器廃棄物」とは、特定家庭用機器が廃棄物となったものをいう。
６　略

(引取義務)
第９条　小売業者は、次に掲げるときは、正当な理由がある場合を除き、特定家庭用機器廃棄物を排出する者(以下「排出者」という。)から、当該排出者が特定家庭用機器廃棄物を排出する場所において当該特定家庭用機器廃棄物を引き取らなければならない。
⑴　自らが過去に小売販売をした特定家庭用機器に係る特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたとき。
⑵　特定家庭用機器の小売販売に際し、同種の特定家庭用機器に係る特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたとき。

(引渡義務)
第１０条　小売業者は、特定家庭用機器廃棄物を引き取ったときは、自ら当該特定家庭用機器廃棄物を特定家庭用機器として再度使用する場合その他の主務省令で定める場合を除き、第１７条の規定により当該特定家庭用機器廃棄物を引き取るべき製造業者等(当該製造業者等が存しないとき、又は当該製造業者等を確知することができないときは、第３２条第１項に規定する指定法人)に当該特定家庭用機器廃棄物を引き渡さなければならない。

(引取義務)　一部抜粋
第１７条　製造業者等は、自らが製造等をした特定家庭用機器に係る特定家庭用機器廃棄物の引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、特定家庭用機器廃棄物を引き取る場所としてあらかじめ当該製造業者等が指定した場所(以下「指定引取場所」という。)において、その引取りを求めた者から当該特定家庭用機器廃棄物を引き取らなければならない。

(再商品化等実施義務)
第１８条　製造業者等は、特定家庭用機器廃棄物を引き取ったときは、遅滞なく、当該特定家庭用機器廃棄物の再商品化等をしなければならない。

２　略

(指定法人等に係る廃棄物処理法の特例等)
第４９条　小売業者又は指定法人若しくは指定法人の委託を受けて特定家庭用機器廃棄物の収集若しくは運搬を業として行う者は、廃棄物処理法第７条第１項又は第１４条第１項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、特定家庭用機器廃棄物の収集又は運搬(第９条の規定による引取り若しくは第１０条の規定による引渡し又は第３３条第３号に掲げる業務に係るものに限る。)を業として行うことができる。
２　第２３条第１項の認定を受けた製造業者等、指定法人又はこれらの者の委託を受けて特定家庭用機器廃棄物の再商品化等に必要な行為(一般廃棄物(廃棄物処理法第２条第２項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。)又は産業廃棄物(同条第４項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。)の運搬又は処分(再生することを含む。以下同じ。)に該当するものに限る。)を業として実施する者(当該認定を受けた製造業者等から委託を受ける者にあっては、第２３条第２項第２号に規定する者である者に限る。)は、廃棄物処理法第７条第１項若しくは第６項又は第１４条第１項若しくは第６項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該行為を業として実施することができる。
３　略
４　第１項に規定する者は、廃棄物処理法第７条第１３項及び第７条の５又は第１４条第１２項及び第１３項並びに第１４条の３の３の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者(廃棄物処理法第７条第１２項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。)又は産業廃棄物収集運搬業者(廃棄物処理法第１４条第１２項に規定する産業廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。)とみなす。
５　第２項に規定する者は、廃棄物処理法第７条第１３項及び第７条の５又は第１４条第１２項及び第１３項並びに第１４条の３の３の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者(廃棄物処理法第７条第１２項に規定する一般廃棄物処分業者をいう。以下同じ。)又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者(廃棄物処理法第１４条第１２項に規定する産業廃棄物処分業者をいう。以下同じ。)とみなす。
６　前２項に規定する者は、廃棄物処理法第１９条の３の規定の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

(一般廃棄物処理業者等に係る廃棄物処理法の特例)
第５０条　産業廃棄物収集運搬業者(小売業者の委託を受けて特定家庭用機器廃棄物(産業廃棄物であるものに限る。以下「特定家庭用機器産業廃棄物」という。)の収集又は運搬を業として行う者に限る。)は、廃棄物処理法第７条第１項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、特定家庭用機器廃棄物(一般廃棄物であるものに限る。以下「特定家庭用機器一般廃棄物」という。)の収集又は運搬の業を行うことができる。この場合において、その者は、廃棄物処理法第６条の２第２項に規定する一般廃棄物処理基準に従い、特定家庭用機器一般廃棄物の収集又は運搬を行わなければならない。
２　廃棄物処理法第７条第１項の許可を受けた者が行う収集及び運搬並びに同条第６項の許可を受けた者が行う処分であって特定家庭用機器一般廃棄物に係るものについては、同条第１２項の規定は、適用しない。
３　廃棄物処理法第１２条第５項、第１２条の３第１項及び第１２条の５第１項の規定は、事業者が、その特定家庭用機器産業廃棄物を小売業者、第２３条第１項の認定を受けた製造業者等又は指定法人に引き渡す場合における当該引渡しに係る当該特定家庭用機器産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の委託(産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者に対するものを除く。)については、適用しない。
４　一般廃棄物収集運搬業者(小売業者の委託を受けて特定家庭用機器一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者に限る。)は、廃棄物処理法第１４条第１項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、特定家庭用機器産業廃棄物の収集又は運搬の業を行うことができる。この場合において、その者は、廃棄物処理法第１２条第１項に規定する産業廃棄物処理基準に従い、特定家庭用機器産業廃棄物の収集又は運搬を行わなければならない。

７　特定家庭用機器再商品化法施行令（抜粋）

平成１０年政令第３７８号

(特定家庭用機器)
第１条　特定家庭用機器再商品化法(以下「法」という。)第２条第４項の政令で定める機械器具は、次のとおりとする。
⑴　ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）
⑵　テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの
イ　ブラウン管式のもの
ロ　液晶式のもの及び有機エレクトロルミネセンス式のもの（いずれも電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）並びにプラズマ式のもの
⑶　電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
⑷　電気洗濯機及び衣類乾燥機

令和６年１０月発行

発行：さいたま市 環境局 資源循環推進部 廃棄物対策課

〒３３０－９５８８
さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号
電　話　０４８－８２９－１３３５（直通）
ＦＡＸ　０４８－８２９－１９９１
E-mail　haikibutsu-taisaku@city.saitama.lg.jp